

第2部 地方財政と補助金

第7章 地方政府と補助金

国の一般会計および特別会計から支出される補助金・負担金・交付金・補給金・委託費を総称して補助金とよぶ。そのなかみは大きく經常補助金（生産者に対する經常移転）と財政補助金（地方政府に対する經常移転・資本移転）に分けられる。昭和55年度の補助金総額は一般会計予算の59%にあたり、その85%が財政補助金である。第7章の目的は、財政補助金が地方政府の財政活動にどのような役割を果たしているかを分析し、その実態を数量的に把握することである。

1 地方政府における補助金の役割

財政補助金（以後単に補助金と称する）は、その形態によって特定補助金である国庫支出金と一般補助金である地方交付税に分けられる。国庫支出金は地方政府が実施する特定の事業に対する財源補助であるのに対し、地方交付税は地方政府の一般財源補助であり用途に制約がない。表7-1は補助金の支払い手である中央省庁の所管別内訳である。そのうち地方交付税は自治省所管の補助金の93%を占める額であり、これは一般会計予算の18%に相当する。一般会計予算との比率で国庫支出金の最も多いのが建設省所管の76%、次いで文部省の66%、厚生省の58%、農林水産省の44%の順である。他方補助金の受取り手である地方政府の歳入に占める補助金の割合を見ると、表7-2に示すとおり地方交付税が20%、国庫支出金が24%である。地方独自の財源である地方税収は38%に過ぎず、しかも大多数の自治体では3割に満たないのが実情である。（表11-2参照）

国庫支出金はその用途が特定されているために、中央政府が明確な意図をもって地方財政活動をコントロールする上で最もすぐれた手段である。逆にその意図があいまいであったり実情に即していない場合には、無駄や弊害を生じやすい。中央政府が地方政府サービスのある財に対して補助金を与える場合には、サービスの水準を一定に保つために財政的援助を行う、サー

表7 - 1 補助金の所管別分類

(単位：億円)

所 管 別	A 一般会計予算	B 補 助 金	C うち財政補助金	C/A (%)
皇 室 費	28	0	0	0
国 会	666	25	1	0.2
裁 判 所	1,801	156	2	0.1
会 計 検 査 院	83	7	0	0
内 閣	101	17	0	0
総 理 府	54,700	8,618	6,146	11.2
法 務 省	3,302	293	15	0.5
外 務 省	2,860	647	32	1.1
大 蔵 省	64,516	690	32	0
文 部 省	42,668	32,058	28,053	65.7
厚 生 省	81,495	49,672	47,601	58.4
農 林 水 産 省	32,135	23,074	14,070	43.8
通 商 産 業 省	6,469	5,278	1,697	26.2
運 輸 省	13,635	11,195	1,529	11.2
郵 政 省	237	1,759	5	2.1
労 働 省	4,921	1,961	1,062	21.6
建 設 省	40,776	34,063	30,768	75.5
自 治 省	75,496	80,608	80,511	*106.6
合 計	425,888	250,120	211,525	49.7

資料：大蔵省「補助金便覧」「予算書」(昭和55年度)より作成。

(注) 特別会計から支出される補助金のうち、所管が複数省にまたがるものについては次のとおり分類した。電源開発促進対策特別会計および石炭石油代替エネルギー特別会計(通商産業省)、交付税譲与税配付金特別会計(自治省)

*が100%を超えているのは、交付税譲与税配付金特別会計が資金運用部から借入れを行っているためである。

第7章 地方政府と補助金

表7-2 地方財政計画（昭和56年度）

入			出		
区 分	億 円	%	区 分	億 円	%
地 方 税	170,876	38.3	給 与 関 係 経 費	125,695	28.3
地 方 譲 与 税	4,485	1.0	一 般 行 政 経 費	96,965	21.8
地 方 交 付 税	87,166	19.6	(1) 国庫補助を伴うもの	47,056	(10.6)
国 庫 支 出 金	106,865	24.0	(2) 国庫補助を伴わないもの	49,909	(11.2)
(1) 義務教育費負担金	21,169	(4.8)	公 債 費	36,986	8.3
(2) 普通補助負担金	35,169	(7.9)	維 持 補 修 費	5,882	1.3
(3) 公共事業費負担金	48,240	(10.8)	投 資 的 経 費	165,359	37.1
(4) 失業対策事業費負担金	910	(0.2)	(1) 直 轄 事 業	4,494	(1.0)
(5) その他交付金	1,377	(0.3)	(2) 補 助 事 業	94,220	(21.1)
地 方 債	42,700	9.6	(3) 単 独 事 業	66,645	(15.0)
使 用 料 ・ 手 数 料	7,298	1.6	公 営 企 業 繰 出 金	9,122	2.0
雑 収 入	26,119	5.9	地 方 交 付 税 不 交 付 団 体 経 費	5,500	1.2
歳 入 計	445,509	100.0	歳 出 計	445,509	100.0

（注）昭和56年度の地方財政計画を若干組みなおしたものである。

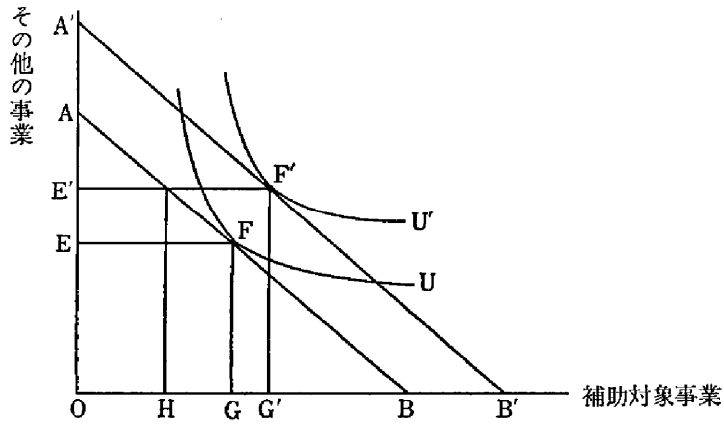
ビスの便益が広範囲におよびスピルオーバーが存在する財に対しては、補助を行うことによって供給をふやす、あるいは価格を引き下げて需要をふやす、

国が政策上必要とするサービスに対して奨励的補助を行う、といった目的が考えられる。は義務教育費負担金や生活保護費負担金、は道路整備事業や環境保護事業などに対する補助が相当しよう。または水田利用再編対策費や電源立地促進対策費などがそれにあたるであろう。国庫支出金の交付

方法は大半が定率補助で国と地方が $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{2}$ あるいは $\frac{8}{10}$ 、 $\frac{2}{10}$ といった割合で

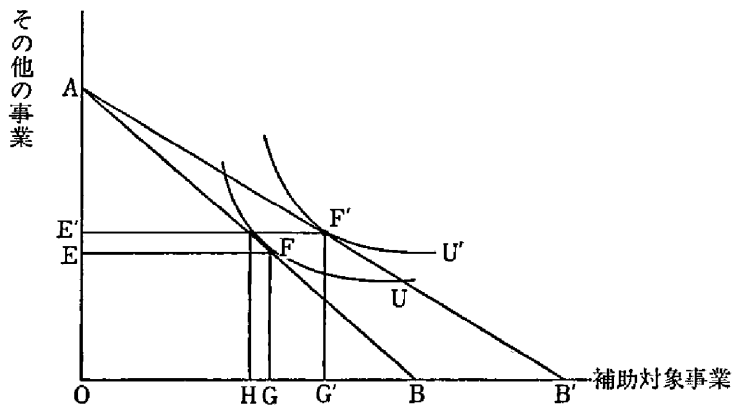
事業費を負担する。定額補助の場合は不足する経費を地方が負担することになる。しかしながら実際は事業費の算定が適切でなかったり補助対象が限定されていたりして、それ以上の負担を地方が集うのが普通である。こうした超過負担は地方財政上の大きな問題となっている。

図7-1 定額補助金



いま補助金の性格を明らかにするために、ごく簡単にその理論的フレームワークを整理しておこう。個人の消費支出行動における効用最大化仮説を、地方政府の財政支出行動にあてはめると、次のような説明ができる。図7-1において横軸に補助対象事業、縦軸にその他の事業をとり、予算制約を AB で表す。 U を地方政府あるいは地域住民（われわれは政府が住民の利益を100%代弁すると仮定している）の効用曲線、つまり通常の無差別曲線と考えると、補助のない場合は F が効用を最大化する点であり、事業額はそれぞれ OG 、 OE に決定される。ここで補助対象事業に対し BB' の定額補助がなされた場合、予算制約は $A'B'$ となって効用水準は U' に上昇する。この補助事業サービスが劣等財でない限り事業額も増大して OG' 、 OE' が決定される。このとき補助事業に対する地方の負担は OH である。

図7-2 定率補助金



他方、補助対象事業に対し定率補助がなされた場合が図7-2で説明される。補助率 BB'/OB' の定率補助によって補助事業サービスの相対価格が OA/OB から OA'/OB' に低下する結果、所得効果と代替効果を通じて事業額は OG' 、 OE' となり、効用水準は U から U' に上昇する。このとき補助金額は HG' であり、地方の負担額（いわゆるウラ負担）は OH である。

これまでの説明は中央政府の補助行為に何の制約もないと仮定した場合であるが、実際は補助金額の決定と同時に補助事業額も中央政府によって決定されている。地方政府の予算制約を太線で示したものが図7-3、図7-4である。補助事業額が OG_0 に定められることによって均衡点は F' から F'' に移り効用が最適水準 U' より低い水準 U'' に決まる危険性がある。さらに図

図7-3 制約つき定額補助金

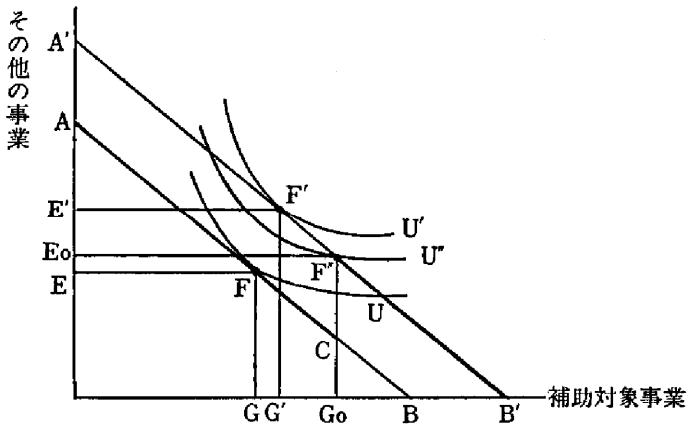


図7-4 制約つき定率補助金

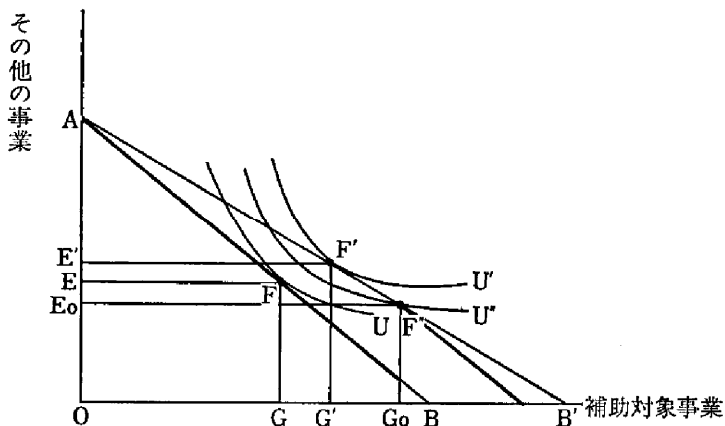
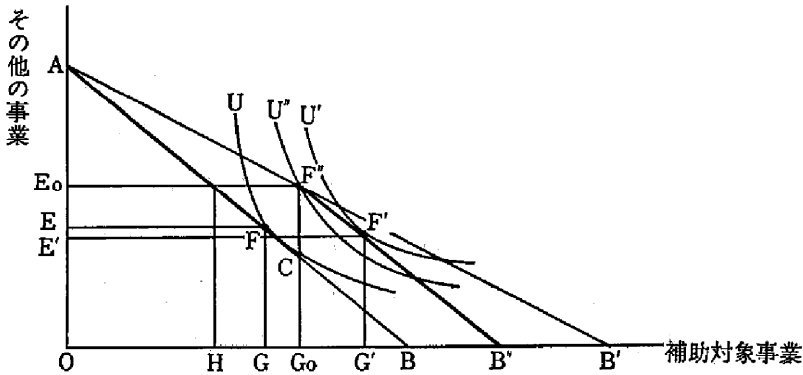


図7 - 5 一般的な補助金



7 - 5のような場合には，中央政府が定めた補助事業額 OG_0 以上の事業額 OG' を地方政府が選択することが考えられる。 OG_0 を超える部分については補助を受けることができないので，相対価格は F'' の点でもとの比率に戻り，地方政府の予算制約は折れ曲がった線分 $ACF''B''$ で表される。このとき，地方にとってはウラ負担 OH 以外に新たに超過負担 G_0G' が生じることになる。これが現在の補助事業の最も一般的な形態である。補助金のメニュー化などが要望されるのも，個々の補助金に関しては図7 - 4や図7 - 5のようなケースがあるため，地方政府に選択の幅をもたせることによってより高い効用水準の達成を可能とするためである。

II 補助金の分類と交付ルート

(1) 経費別分類

表7 - 3は全補助金を『補助金便覧』（大蔵省）の予算コードによって主要経費別に分類したものである。これで見るとおり予備費と国債費を除いた一般会計予算の57%相当額が財政補助金である。そのうち39%を占める国庫支出金については，特に文教育関係費や公共事業関係費において予算に占める割合が60%を超えている。昭和55年度の地方政府の支出が約40兆円（表10 - 1を参照のこと），社会保障基金への移転に含まれる国民健康保険助成費を除いた国庫支出金の合計額が11兆2千億円，平均補助率が59%（表7 - 4）であることを考え合わせると，地方財政支出の約半分はこのようにして実施される補助事業の経費である。（表8 - 2によっても示される。）

表7-3 補助金の経費別分類

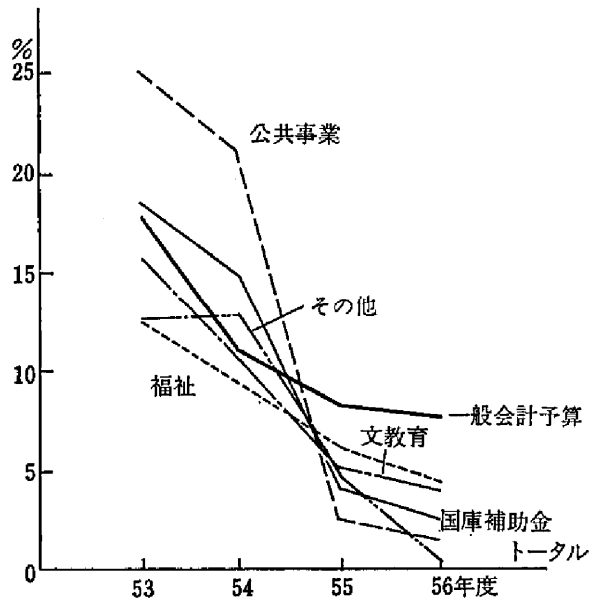
(単位：億円)

主要経費別	A 一般会計予算	B 補助金	C うち 財政補助金	C/A (%)
社会保障関係費	82,124	49,311	46,930	57.1
文教および科学振興費	45,250	32,619	28,180	62.3
恩給関係費	16,399	16	6	0.0
地方財政関係費	73,877	79,054	79,054	107.0
防衛関係費	22,302	2,076	1,192	5.3
公共事業関係費	66,554	51,873	45,595	68.5
経済協力費	3,826	713	7	0.2
中小企業対策費	2,435	632	465	19.1
エネルギー対策費	4,241	3,935	931	22.0
食糧管理費	9,556	5,309	602	6.3
その他事項経費	42,721	24,581	8,562	20.0
合計	369,284	250,120	211,525	57.3

資料：大蔵省「予算書」「補助金便覧」(昭和55年度)

(注)一般会計予算のうち、予備費と国債費を除いたものについて分類した。特別会計から支出される補助金については、一般会計からの繰入れによって経費分類した。

図7-6 国庫支出金の対前年度伸び率(予算ベース)



資料：大蔵省「予算書」「補助金便覧」

昭和53年度から56年度までの国庫支出金の伸び率を経費別に調べてみると、図7-6に示すとおり昭和53・54年度の公共事業費の伸び率がきわだって高く、補助金トータルの伸びも一般会計予算の伸びを上まわっている。逆に昭和55・56年度の補助金の伸び率は、一般会計予算の伸びをかなり下回っている。これらの補助金によって全支出の半分を左右される地方財政は、こうした中央財政運営の波が増幅された形で及ぶことになる。地方政府の税収が伸び悩んでいるときに補助金がつくと、そのウラ負担を補うために地方交付税が増額される。このようなしくみが地方財政の柔軟な財政運営を阻害し、中央に依存せざるをえない体質をつくりだしている。

表7-4は経費別国庫支出金の内容を調べるために、さらに経済性質別に分類したものである。福祉関係の80%は社会扶助金であり、生活保護費・老人医療費・児童保護費（保育園の経費）が大部分を占める。費用はだいたいにおいて8・1・1の割合で国と都道府県と市町村が負担している。児童保護費についてはほとんどの自治体が単独に経費の上乗せを行っており、その分だけ保護者の負担が軽減されている。そのほか老人医療無料化の年齢引下げ、無料パスの支給、寝たきり老人の介護手当、心身障害者手当など、福祉

表7-4 国庫支出金の経済性質別構成比

(単位：%)

	福 祉	文 教 育	公 共 事 業	そ の 他	合 計
経 常 支 出	7.2	72.9	0.9	29.8	23.5
社 会 扶 助 金	79.0	1.7			19.2
経 常 補 助 金			0.1	19.3	2.1
そ の 他 の 経 常 移 転	4.7	2.5		2.9	2.1
資 本 形 成	8.8	20.9	85.4	40.9	46.4
資 本 移 転	0.3	1.9	13.6	7.1	6.8
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(参考)平均補助率	73.8	49.3	57.9	61.1	58.7

資料：大蔵省「補助金便覧」(昭和55年度)

(注)1 経済性質別には補助金便覧の予算コードによって分類しているため、国民経済計算の分類とは必ずしも一致しない。

2 平均補助率は経費に属するすべての補助金の実効補助率を加重平均することによって求めた。

に関する上乘せや単独施策が一様に行われていることが、財政基盤の弱い自治体の経営を圧迫することにつながっている。

文教育関係の70%が義務教育費国庫負担金で、教員給与の半分を都道府県に補助するものである。中央財政が逼迫しているためにこの負担金制度の見直しが論議されている。国民健康保険助成費の一部肩代りを都道府県が頑強に抵抗した経緯などを考えると、このような形で中央政府の財政再建を地方政府に協力させようとする試みはきわめて困難と言えよう。国が権限を握り、補助率の低減といった形で補助金を削減するのでは、地方にとっては負担が増えるだけで何ひとつメリットがない。補助金を整理するためには補助率の削減ではなく、補助事業の廃止か一般財源化による減額が適当であろう。文教育補助金の他の18%が公立学校施設整備費である。小中学校の場合は1対1の割合で国と市町村が、高等学校の場合は1対2の割合で国と都道府県が負担している。残りの12%には特殊教育補助金・体育振興費・社会教育助成費などがある。

補助金全体の41%を占める公共事業費は、景気調整の役割をもって運営される経費である。昭和55年度の補助金の内訳は、治山治水14%、道路整備27%、港湾空港整備5%、住宅11%、生活環境整備20%、農業基盤整備14%、林道整備3%、災害復旧事業6%である。これらの補助金は国が地方出先機関を通じ交付するものがほとんどである。協議・申請から監査・報告に至るまでの手続きが繁雑であるばかりでなく、事業にさまざまな制約が課されるという不便がある。メニュー方式による補助事業の選択が一部導入されているが、同種補助金の統合や補助金のブロック化は、中央省庁のたて割行政が障害となって進展ははかばかしくない。

その他の補助金は金額で全体の10%を占めるものの、件数では半数近くに上っている（表7-6参照）。金額の内訳は30%が補助職員の給与や事務委託費、20%が融資事業等の補助、50%が資本形成または資本移転である。所管別には最も多い農林水産省の所管が全体の43%を占め、次いで総理府所管が20%、通商産業省所管が13%、自治省所管が12%である。金額の大きいものは農業構造改善事業、地域農業生産総合振興事業、協同農業普及事業等に対

表7 - 5 零細な国庫支出金の割合

(単位：件，%)

	A 件数トータル	B うち零細なもの	B/A 件数の比率	(参考) 金額の比率
福祉	250	39	15.6	0.0
文 教 育	229	37	16.2	2.3
公 共 事 業	624	96	15.4	0.2
そ の 他	1,057	239	22.6	1.8
合 計	2,160	411	19.0	0.9

資料：大蔵省「補助金便覧」(昭和55年度)

(注) 補助額1千万円または補助率30%未満のものを零細補助金とした。

する農業補助金のほか、都道府県警察に対する補助、交通安全対策特別交付金、中小企業指導事業費補助、職業訓練費補助などがある。

(2) 零 細 補 助 金

補助金のなかで受取り手が都道府県である場合には1団体につき500万円以下、市町村である場合には1団体につき50万円以下のものを零細補助金として事務手続きを簡略化している。それらの補助金が全体でどれくらいあるのかを示す統計は存在しないが、仮に支払い側からみて金額が1千万円未満、または補助率が30%未満であるものを零細補助金と規定して統計をとると、表7 - 5のとおり金額にして0.9%、件数にして実に19%のものが零細補助金に分類される。国庫補助金の交付先は複数の自治体である場合が大部分なので、受取り側の団体あたりで統計をとれば、零細補助金の件数ははるかに多いと推定される。

(3) 交 付 ル ー ト

表7 - 6は国庫支出金を交付ルート別に分類したものである。補助金には事業主体に直接交付される補助金と、事業の取りまとめを行う上級団体に交付されたのち間接補助金として事業主体に交付されるものがある。交付ルートが複雑になるとそれだけ付帯事務が増大する。件数にして公共事業の34%、その他の42%が都道府県を経由する間接補助金である。ただし実態は農業改良資金助成費のように、都道府県に対する直接補助であっても実質的に

表7-6 国庫支出金の交付ルート

(単位:件,%)

	福 祉	文教育	公共事業	その他	合 計	構成比
直 接 補 助 金 ^a	171 (11.0)	217 (14.0)	458 (29.5)	706 (45.5)	1,552 (100.0)	73.9
都 道 府 県	110 (9.9)	113 (10.2)	344 (31.0)	542 (48.9)	1,109 (100.0)	52.8
市 町 村	60 (13.6)	104 (23.5)	114 (25.8)	164 (37.1)	442 (100.0)	21.0
間 接 補 助 金	70 (12.8)	11 (2.0)	156 (28.4)	312 (56.8)	549 (100.0)	26.1
特殊法人 市町村 ^b	0	0	0	1 (100.0)	1 (100.0)	0.0
民間 市町村 ^c	0	6 (27.3)	1 (4.5)	15 (68.2)	22 (100.0)	1.0
都道府県 市町村	36 (16.2)	1 (0.5)	89 (40.1)	96 (43.2)	222 (100.0)	10.6
都道府県 特殊法人	1 (14.3)	0	4 (57.1)	2 (28.6)	7 (100.0)	0.3
都道府県 社会保障基金	0	0	0	5 (100.0)	5 (100.0)	0.2
都道府県 民間	33 (11.3)	4 (1.4)	62 (21.2)	193 (66.1)	292 (100.0)	13.9
合 計 ^d	240 (11.4)	228 (10.9)	614 (29.2)	1,018 (48.5)	2,100 (100.0)	100.0

資料:大蔵省「補助金便覧」(昭和55年度)

(注)1 ()内はルートごとの経費別構成比である。

- 2 aのうち都道府県と市町村の両者に交付されるものについては、交付額によって件数を配分した。
- 3 b, cは直接補助事業者が自治体ではないので、これまでは国庫支出金としてカウントしていない。
- 4 aの経費別件数が表7-5の件数トータルと一致しないのは、自治体と民間の両者に交付されるものについても同様の配分計算を行っているためである。

は市町村が融資先の決定を行っている。逆に文教施設整備費のように市町村に対する直接補助であっても、都道府県がなんらかの形で関与しているものが少なくない。また転作奨励金のように直接農民に交付される補助金(したがって国庫支出金には分類されていない)についても、実際は実情調査から補助金の配分に至るまで、自治体を経由しているものが相当数にのぼると推測される。

このように補助金は中央省庁と地方政府を結びつける絆であり、国の行政機構と密接に結びついている。したがって必要性が乏しくなったからといってその整理削減を行うのは容易でない。しかしながらこれまで通り、中央主導の補助金行政を続行していくこともまた困難である。その理由は地方財政に較べて中央財政が極度に悪化しているために、従来の規模で補助金を確保することができなくなったからである。所管省庁が補助金の整理を怠るならば従来の零細補助金はますます零細となり、補助金の有効性を一層失わせるものとなる。

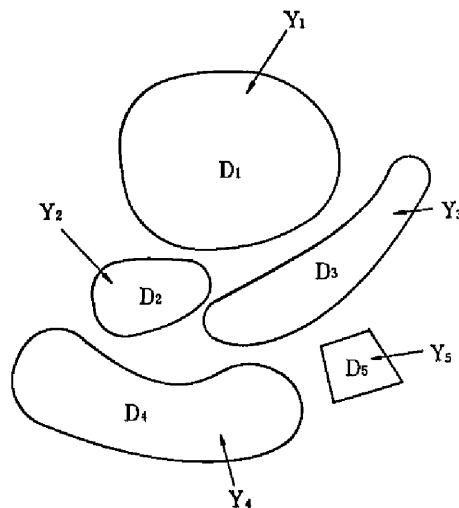
第8章 公共財の分類と補助金

Ⅰ 分権化定理とその制約

補助金が何故必要かという議論は、地方分権の程度あるいは地域的にみた公共財の特性と関連してくる。この議論はまずある特定の行財政システムの下で、その基本的な単位である行政区をどのように設定すべきかという問題とも結びつく。

理論的には、特定の公共財の便益が及ぶ範囲に合わせて、行政区を設定することは可能である。この際、その公共財を供給する主体（つまりその地域の政府）の機能が、その意図する通り過不足なく発揮されることになる。いま図8-1をみてみよう。五つの地域（ D_1, D_2, \dots, D_5 ）に、おのおのの地域のみサービスを提供する五つの公共財（ Y_1, Y_2, \dots, Y_5 ）の対応関係を示している。両者の空間的な広がりが、完全に一致しているとしよう。ブレトンは、このような状況を「完全なマッピング」(perfect mapping⁽¹⁾)とよ

図8-1 完全なマッピング



(1) A.Breton (1965), P180.同じような現象をオーツは「完全な対応性」perfect correspondence (W.E.Oates (1972) pp.33 - 38), オルソンは「財政的同等性」fiscal equivalence (M.Olson, Jr. (1969) p.483) とよんでいる。

んでいる。このように、財と地域について完全な対応性ができると、おのおのの地域の空間的規模によってナショナル財、府県財、市町村財といった区分が可能になる。各地域内ではその公共財の便益は、住民の数によって影響されないと考えると、この地域公共財は等量消費の性格をもち、その地域内では一種の純粹公共財とみなしうる。

「完全なマッピング」は、地方分権の一つの理想的なモデルを意味する。この理想的な状況において、各地域の政府は住民の選好を完全に把握してその厚生水準を最大にすることを意図すれば、パレート最適の水準で公共財を供給できその費用を便益課税（つまり租税価格の導入）により調達できることになる。これが一般に、分権化定理（decentralization theorem）といわれるものである。いま、オーツの定式化にしたがいその内容を検討しておこう⁽²⁾。これは地方分権の理論化の出発点として興味ぶかい。

分権化定理のモデルは、まず二つの前提をおく。

- (1) 財の供給にあたり、地域を統合しても費用の節約は生じない。
- (2) 地域間に外部性は存在しない。

モデル設定の狙いは、この二つの前提条件において中央集権による画一的な財の供給より、むしろ地方分権による方が効率的な資源配分を達成できることを証明することにある。

モデルは二つの地域 A 、 B が、2財 X 、 Y を消費する通常の2個人2財モデルの形式をとる。ただ X は純然たる私的財であるが、 Y はナショナル財にもなりうるし地域財にもなりうる混合的な性格をもつ公共財とする。たとえば、 Y を警察サービスとしてみよう。もし Y が中央集権下における国家警察であるならば、 Y の消費は地域 A 、 B で同量になるという一つの制約がでてくる。これを一応、共同消費財のケースとよんでおこう。モデルは次のように、二つのケースに分けられる。

モデル1（ Y を地域公共財とするケース）

X を私的財、 Y を地域公共財とすると、地域 A 、 B の効用関数は、

(2) W. E. Oates (1972) pp.54 - 57.

$$U_A = U_A(X_A, Y_A) \quad (1)$$

$$U_B = U_B(X_B, Y_B) \quad (2)$$

となる。 X , Y の下ツキの添字は , 地域 A , B の消費を示す。したがって

$$X = X_A + X_B \quad (3)$$

$$Y = Y_A + Y_B \quad (4)$$

これに更に , 2財の生産関数

$$F(X, Y) = 0 \quad (5)$$

を追加する。

いま $U_B = \bar{U}_B$ すなわち地域 B の効用水準を一定に与えられるものとし(3) ~ (5)の制約条件の下で , 地域 A の効用の最大化を図ることを考えよう。周知のラグランジェ乗数により ,

$$\begin{aligned} L = & U_A(X_A, Y_A) - \lambda_1 [U_B(X_B, Y_B) - \bar{U}_B] \\ & - \lambda_2 (X - X_A - X_B) - \lambda_3 (Y - Y_A - Y_B) \\ & - \lambda_4 [F(X, Y)] \end{aligned} \quad (6)$$

をえる。

1階の条件により , 地域 A , B について X の Y に対する限界代替率 MRS^A , MRS^B は共に等しく , かつ限界費用 MC とも等しくなる。

$$MRS^A = MRS^B = MC \quad (7)$$

これは通常2個人2財モデルにおける消費のパレート効率性が実現する条件である。

モデル2 (Y をナショナル財とするケース)

地域 A , B が Y を共同で消費する場合 , 新しい制約条件がモデルに追加される。 Y は同じ量で消費されねばならないから ,

$$Y_A = Y_B \quad (8)$$

となる。これは先の(6)に , もう一つ制約条件 $\lambda(Y_A - Y_B)$ が加わることを意味する。(6)の最大化の結果は ,

$$MRS^A + MRS^B = 2MC \quad (9)$$

となる。

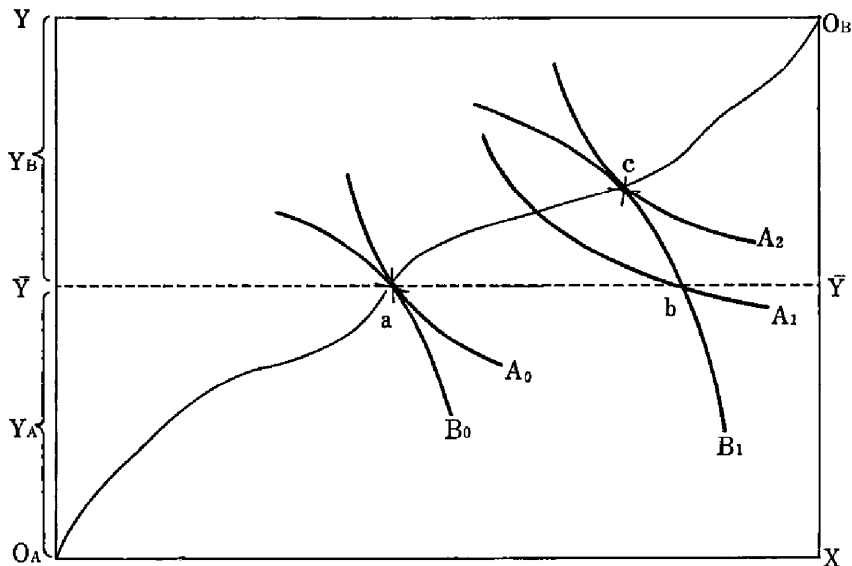
地域 A , B が独立して Y の同量を消費するという特殊ケースにおいてのみ

(7)と(9)が同時に成立する⁽³⁾。それ以外では、地域Aの効用は低下することになる。

モデル1, 2とパレート効率性の関係は図8 - 2に示されている⁽⁴⁾。モデル1の2財が完全に私的財あるいは地域公共財のケースで、(7)が成立しているときは地域A, Bは明らかに $OAOb$ の契約曲線の上に位置している。一方、モデル2のように(8)のごとき制約が課されると、図において $\bar{Y}\bar{Y}$ 上で均衡点をもたねばならない。 a 点は明らかに、先述の特殊ケースでありたまたま自動的に(8)の制約条件を満たしている。外生的に与えられた制約とは考えにくい。モデル2のより一般的なケースは、 b 点で与えられるものである。この場合、パレート最適の状況にはない。というのは、地域Bの効用水準を同じに維持しつつ(つまり B_1)、地域Aの効用を高める余地(無差別曲線を A_1 から A_2 に上方シフト)が残されているからである。新しい均衡点 c は、契約曲線の上でありパレート最適が実現している。

以上の分析は、通常の2個人2財モデルを2地域2財モデルにおきかえた

図8 - 2 地方分権とパレート効率性



(3) この場合、(9)においても $MRS^A = MC$, $MRS^B = MC$ が成立する。地域A, Bは、 Y を共同で消費しても個別に消費しても同じ結果になる。

(4) 図8 - 2は、W.E.Oates (1972), Fig.2A - 1に若干手を加えたものである。

ものである。これは、分権および集権システムの下における公共財の基本的な消費モデルとなる。モデルの二つの前提を認める限り、モデル1で意図される分権システムの方が、より効率的に公共財を供給できることになる。モデル2で新たに追加される制約条件 $Y_A = Y_B$ を中央集権の下での画一的な公共財の供給パターンとすると、パレート最適解が得られないことが分かる。

さて問題は、分権化定理の二つの前提が現実には成り立ちえるかという点にある。費用節約が可能でない限り、地域 A 、 B は Y を共同に消費しないであろう。また地域間には、しばしばスピル・オーバーの現象が発生するのが一般的で外部性を無視することは現実的ではない。

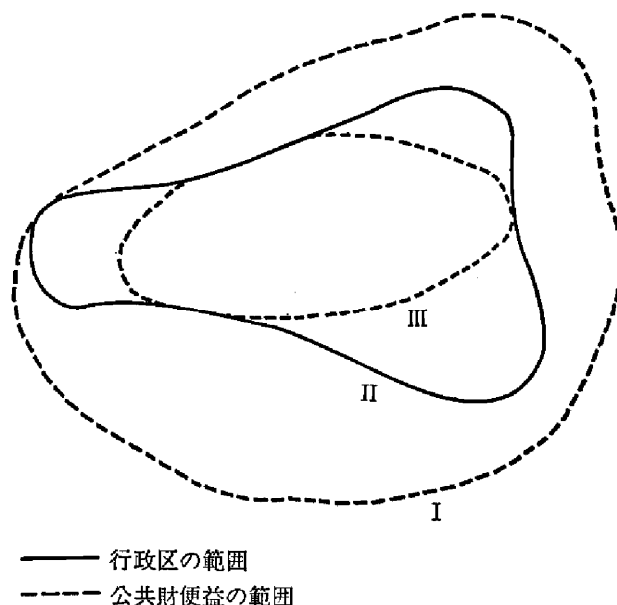
II 補助金の役割

実際には、これまでに述べた完全なマッピングなるものは成立していない。かかる点、補助金によるある調整が期待されることになる。

図8 - 3は、完全なマッピングが実現しえない状況を描いたものである。

これは公共財便益の範囲と行政区の広がりが乖離したときに発生する。Iの状況は、公共財の便益が行政区の外にも及び外部効果をもっている。IIは完全マッピングの理想の状況であり、これに対しIIIは公共財の便益が行政区の

図8 - 3 行政区と公共財便益の範囲



内部の一部にとどまる状況である⁽⁵⁾。

外部効果をもつ公共財の供給を地方政府にまかせておくと、明らかに資源配分の非効率性が生じる。地方政府は自己の地域内の便益のみしか考慮に入れない。そこでIの状況の下にある財の外部効果を見逃しがちとなるから、当然のことその便益を過小評価し、社会全体としてパレート最適な生産規模で公共財を供給しない⁽⁶⁾。完全なマッピングが成立しない逆のケース、つまりIIIの状況は、外部性に対応して、内部性（internality）ともいふべき現象を生み出している⁽⁷⁾。これは局所的にのみ便益をもつ地域公共財（たとえば、首都圏の空気汚染防止サービス）を、中央政府が全国画一的に供給するようなケースである。もしその財源を一国全体に課する租税で賄うなら、明らかに費用以上に便益をもたらす公共財でも利得者以上に損失者を作り出すことになる。

対策としては、Iの状況では外部便益を受ける地域からの費用を分担する意味での分担金、あるいは中央政府の奨励・助成の目的での補助金の支払が考えられる⁽⁸⁾。あるいはまた、行政区を公共財便益の及ぶ範囲まで拡大する広域化行政の視点を導入することも可能である。いずれにしろ何らかの形で、外部性を内部化する必要がある。他方、IIIの状況は行政区の縮小があるいはより下位の政府に公共財供給をまかせるという対策が考えられる。

実際には、完全なマッピングは到底描けない。とすると、完全な集権化もしくは分権化という考え方は非現実的であるということになる。少なくともこの両極端なケースに固執すると、非効率な資源配分を招来する。かくして守備範囲が異なるいくつかの政府が多数あるということが公共財便益と行政区の範囲の不一致から生じる種々な問題を処理する現実的なシステムだという

(5) この3つのケースは、オルソンが指摘している。M. Olson Jr (1969) p.482.

(6) この点、国防を例にとりM. Olson Jr, and R. Zeckhauser (1966) が検討している。あるいはより一般的な議論について、R. Mackean (1968) ch.2を参照のこと。

(7) このタームは、オルソンが用いている。

(8) 補助金は目的に応じて、いくつもの種類がある。これに関したたとえばL. Thuron (1966), J. A. Wilde (1971) などの分析を参照のこと。

ことになろう。

分権化定理を制約するもう一つの要因は、費用節約であり規模の経済（ときには不経済）であった。分権化定理のモデルを離れても、この問題は政府の規模、ひいては地方分権の程度を決定するのに重要である。詳しい議論には立ち入らないが、地域公共財の規模はその費用負担と混雑度とのかね合いで消費者の数において、ある最適な水準が存在する⁽⁹⁾。というのは、消費者が多いほど個人の費用負担が低下する反面、混雑が発生することによって便益も低下するからである。かかる点からも種々の公共財が要求されると、それに対応する政府も、レベル、規模において多様化されねばなくなる⁽¹⁰⁾。

111 公共財の分類

現実の世界に目を転じると、もより完全なマッピングが実現しそこで分権化定理が成立しているわけではない。公共サービスの供給にあたり規模の経済性も存在し、またスピル・オーバー効果も期待されるケースが多い。したがって分権システムをとる国においても、公共サービスがすべて地域公共財ではない。いくつもの目的から、一国全体の空間を包括するナショナル財の存在も不可欠である。

このようなナショナル財あるいは地域公共財が、具体的にどのような形態で供給されているのであろうか。最後に、わが国の実態に即して統計データを用いてこのことを確かめてみよう。と同時に、これまで検討してきた地方分権の基礎理論から、わが国の行財政システムの実態がどう説明できるかも合わせ考えてみたい。

一般にわが国において、一国全体の税込総額の7割を国が徴収し、これとは逆に公共サービス提供の7割が地方の仕事であるとされている。国、地方

(9) これが行政区域の最適規模をいかに決定するかという問題につながる。多数の文献があるが、たとえばJ. M. Litvack and W. E. Oates (1970)などを参照のこと。

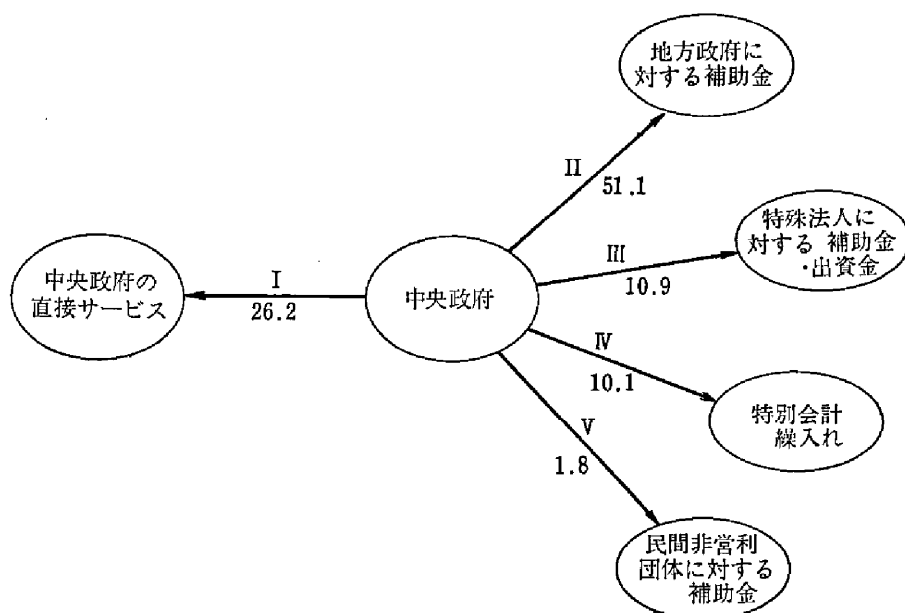
(10) これに関する一般的な議論として、A. Breton (1970)、J. Buchanan (1950)などがある。

のこの財源と公共サービスのギャップを埋め合せているのが、地方交付税交付金と国庫支出金という二つの政府間の補助金である。したがって国と地方政府のおこなう政府支出だけみて、単純にナショナル財と地域公共財の供給をしていると識別することはできない。つまり補助金の性格如何によっては、国が支出していても地域公共財とみなしうるものもあるし、逆に地方政府が供給している公共サービスでもナショナル財の性格をもつものもある。

いま二つの接近方法をとることにする。一つは、国の経費の流れを整理しナショナル財の範囲の見当をつけることである。もう一つは逆に、地方政府の側にたって国から受取る補助金との対応を考え地域公共財とは何かを明確にすることである。

まず国の範囲を中央政府とし、より具体的には一般会計と非企業特別会計を合計したものとしよう。この中央政府の支出がどのような経路でどこに流れているのか、実証的に明らかにするのは決して容易ではない。おそらく唯一の資料は、先にも利用した『補助金便覧』（大蔵省）であろう。幸いにも11桁のコードが補助金の各支出項目に付与されているので、目的別、経済性

図8 - 4 中央政府の主要経費別分類の流れ（昭和55年度）



(注) 数字は構成比 (%) である。

質別、交付対象別など種々な形に再分類できる⁽¹¹⁾。図8 - 4は、55年度に関し予算ベースでの補助金（約3,000件）をすべて整理し、予算書と突き合わせることにより⁽¹²⁾、国債費を除く中央政府の経費がどのようなルートで支出されているかを分析したものである。つまり国の予算のどれだけの部分が直接の公共サービスとして支出され、残りのどれだけが他の機関の補助金となっているかを、主要経費別分類についてまとめたものである。

国が支出するといっても、直接サービスとして（Iのルート）供給されるのは、全体の26%にすぎない。残りは、地方政府に対する補助金（II）、特殊法人に対する補助金・出資金（III）、特別会計（中央政府に所属しない）の繰入れ（IV）などからなる。中央政府の直接サービスが予想外に小さく、地方政府に対する補助金を経由して地方政府によって供給されるものが半分以上あることになる。

ルート毎に、各経費の具体的な数値を付表に整理しておいた。付表8 - 1によっておのおの経費がどのルートにしたがって支出されているかを吟味できる。その結果、財の区別がある程度可能となる。表8 - 1は、最もウェイトの高いルート（付表の太文字）の数字にしたがい、I~IVの4通りに中央政府の支出を分類したものである。しかしもとより両ルートにほぼ等しいウェイトに関連している支出項目もあり、分類の曖昧さはまぬがれえない。

いまナショナル財の基準として、次の4点を一応念頭におくことにしよう。

- (1) 純粹公共財とみなしうる財
- (2) スピル・オーバーを発生させる財
- (3) ナショナル・ミニマムの確保を要請される財
- (4) ある国家的な目標から、奨励・助成を必要とされる財

(1)(2)の2つの基準は、比較的明確である。しかし、これに対し、(3)(4)はかなりの恣意的な判断が介入する余地が多く、必ずしも明確な基準とは云い難い。

(11) この種の分析を最初に試みたのは、関西経済連合会（1981）である。

(12) まず補助金のすべての流れを整理したあとで、中央政府の総支出からそれを差し引いた残りを中央政府の直接サービスとした。

表8 - 1 中央政府のサービス分類

I 中央政府の直接サービス (ナショナル財的なもの)	II 地方政府に対する補助金	III 特殊法人に対する補助金
保健衛生対策費 国立学校特別会計 科学技術振興費 国債費 恩給関係費 防衛関係費 治山治水対策事業費 道路整備事業費 港湾漁港空港整備事業費 経済協力費 その他事項(除く、農水省、運輸省、自治省の所管分)	生活保護費 社会福祉費 義務教育国庫負担金 文教施設費 地方財政関係費 住宅対策費 下水道環境衛生等施設整備費	出資金 教育振興助成金 育英事業費 中小企業対策費 エネルギー対策費 その他事項(運輸省の所管分)
	農業基盤整備費 林道工業用水等事業費 災害復旧等事業費 その他事項(農水省、自治省の所管分)	IV 特別会計繰入れ 社会保険費 失業対策費 食糧管理費

表8 - 1を観察すると、中央政府の直接サービスの多くをナショナル財と規定してもよさそうである。防衛、経済協力、科学技術などは代表的な純粋公共財である。また治山治水、道路、港湾などの公共事業はスピル・オーバーをもつという点で、純然たる地域公共財とも考えにくい。したがって、ナショナル財の要素も大きい。ただ保健衛生に関しては、問題が残りそうである。

このサービスは本来、地域公共財としての性格が強い。表8 - 1で中央政策の直接サービスに分類されたのは、国立病院特別会計を含んでいるためである。

特殊法人、特別会計を経由する公共サービスをナショナル財と規定するためには、先の基準(3)(4)の解釈が重要となってくる。もし三K赤字の補填も一つの国家的な政策とすれば、それに該当する支出項目(運輸省所管のその他事項 国鉄、社会保険費、食糧管理費)も、一応ナショナル財となりうる。その他の教育、産業育成のサービスをどうみるかは、意見の分かれるところである。

地方政府に対する補助金は一概に、地域公共財の供給に充当されるとも云い難い。純然たる地域公共財の供給を助成する場合もあるし、またある特定の公共サービスのナショナル・ミニマムを確保する場合もある。地域公共財

表8 - 2 地方政府の公共サービス（昭和54年度）

財の区別	経 費 項 目	事業別構成比（％）			
		単独事業	補助事業	実効補助率	
地域 公共財	都 市 計 画 費 (街 路 ・ 公 園 ・ 区 画 整 理)	100.0	0	0	
	徴 税 費	100.0	0	0	
	総 務 費	98.4	1.6	66.4	
	選 挙 費	98.3	1.7	63.6	
	警 察 ・ 消 防 費	93.9	6.1	52.9	
	商 工 費	93.4	6.6	54.2	
	社 会 教 育 費	78.8	21.2	24.9	
	グレー ゾーン	農 林 水 産 費	73.9	26.1	53.5
		衛 生 費	68.2	31.8	51.0
		社 会 福 祉 費	59.7	40.3	72.7
学 校 教 育 費		46.8	53.2	50.1	
ナショナル 財	土 木 算	45.9	54.1	57.7	
	災 害 復 旧 費	43.7	56.3	74.3	
	失 業 対 策 費	26.9	73.1	66.3	
	住 宅 費	25.9	74.1	56.7	
	生 活 保 護 費	5.2	94.8	79.9	
	社 会 保 険 費	0	100.0	21.4	
	合 計	50.1	49.9		

資料: 『補助金便覧』『地方財政統計年報』(昭和54年度)

(注) 地方政府の支出は、都道府県と市町村の普通会計、国民健康保険事業会計の純計である。実効補助率は国庫支出金の目的別合計を、補助事業額の目的別合計で割って求めたものである。

の範囲を考えるには、地方政府の側に立って公共サービスの流れを検討する必要がある。

表8 - 2はこの目的のために作成されたものである。ただ残念ながらデータの関係上地域公共財といっても都道府県財と市町村財の区別をしていな

い。地方政府の支出のうち、どの部分が地域公共財とみなしうるかを判断する一つの基準は、単独事業のウェイトである。地方政府サービスは、一般に補助事業と単独事業に二分される。補助事業とは国から支払われる補助金と地方政府のウラ負担が一緒になっておこなわれる事業で、大なり小なり国の判断が入り込む。それに対し単独事業は、地方政府が独自の財源で裁量的に行う事業である。当然のこと、公共サービスが単独事業で供給されるほどその地域に密着する地域公共財の性格が強いといってもよいだろう。

表8 - 2はまず経費毎に中央政府の補助金による補助事業を算定し、しかる後地方政府支出の総額からこれを差し引いて残りを単独事業としてある。ただし『補助金便覧』（大蔵省）と『地方財政統計年報』（自治省）の目的別分類が異なるため、必ずしも対応していない項目があること、また補助対象事業であっても地方政府の超過負担分は単独事業として計上してある点に注意を要する。

地方政府サービスのうち、どの項目を地域公共財と規定しうるであろうか。二つの基準が考えられる。一つは、単独事業が補助事業を上回ること。そしてもう一つは、補助率が小さいことである。表8 - 2には、第一の基準にしたがい単独事業のウェイトの順に各項目を並べてある。主な事実として次の2点を観察できる。まず第一に、単独事業が補助事業を上回っている項目が10ある。これらの項目は例外もあるが、補助率も比較的低いものが多い。一応、地域公共財というカテゴリーに統合することができよう。都市計画、警察・消防、商工、衛生、農林水産など、その性格上地域に密着した代表的な地域公共財とみなしうる。第二に、逆に補助事業が単独事業を上回る分野がある。学校教育、住宅、生活保護などは、住民のシビル・ミニマムを国が保証する必要があるサービスであろう。土木や災害復旧は、スピル・オーバー効果をもっと考えられる。このように補助事業が半分以上を占めるサービスを、一応ナショナル財としておいた。

しかし、このような財の分類基準は、かなり恣意的である。したがってボーダーラインに位置する項目については、どちらともいえないグレーゾーンが存在するはずである。表8 - 2に示したように単独事業の割合が40～60%

の項目は、両財の性格をもっと考えるべきであろう⁽¹³⁾。

以上のごときわが国の実態は、地方分権の視点から観察するとどのように評価しうるであろうか。かりに目下わが国で広く関心をよんでいるように、地方分権をより一層推進すべきだという立場にたってみよう。中央政府から地方政府に対する補助金の流れ、同じことだが受け取る側の地方政府の補助事業のウェイトが非常に大きいことがまず注目される。前者は中央政府サービスの半分以上、後者においても地方政府の仕事のほぼ半分を占めている。これらは、中央集権システムの端的な指標ともいえよう。このような大規模な補助金の流れは、地方政府の独自の活動を大いに束縛していることは想像にかたくない⁽¹⁴⁾。地方分権を推進するためには、その中央集権型のシンボルである補助金の規模自体の縮小が必要である。

中央政府が集権的に財の配分に責任をもつ現行システムは、ナショナル財の範囲を大きく規定しすぎることと関連している。殊に先にかかげたナショナル財の基準の中で、わが国では(3)(4)がかなり拡大解釈される傾向にある。地方分権をもう少し定着させるつもりなら、ナショナル・ミニマム的な発想を若干後退させ、国家的な目標より地方独自の裁量権をもう少し認めることが必要となる。とすると中央政府で供給せねばならぬというナショナル財の範囲が縮小されることになる。表8 - 1で表した公共サービスのいくつかの項目が(たとえば、公共事業、教育、福祉関係のもの)、地方公共財のカテゴリに移し替えられる。

この際、特に留意すべきことは所得分配の機能を地方政府にどの程度、まかせるべきかという点である。原則として所得分配は中央政府の役割と考えられている。しかしどこの国においても、現実には福祉行政が地方政府の重要な柱になっているように、必ずしも理論通りではない。ティブーが「足による投票」の分権システムで主張しているように⁽¹⁵⁾、地域間で厚生水準に格差を生じるのも地方分権のまた一つの側面であろう。

(13) 以上の表8 - 1, 8 - 2に関する基礎データの詳細については、経済企画庁経済研究所(1982)にまとめられている。

(14) 参照、石弘光・山下道子(1982)。

(15) C. M. Tiebout(1956)。

付表8 - 1 中央政府の主要経費別分類（昭和55年度）

（単位：百万円）

経費区分	中央政府 サービス I	地方政府 に対する 補助金 II	特殊法人 に対する 補助金・ 出資金 III	特別会計 繰入れ IV	民間非営 利団体に 対する 補助金 V	計
社会保障関係費	641,688 (7.5)	4,515,984 (52.8)	190,248 (2.2)	3,196,591 (37.4)	8,123 (0.1)	8,552,634
生活保護費	0	955,927 (100.0)	0	0	0	955,927
社会福祉費	191,048 (13.9)	1,169,850 (85.4)	8,115 (0.6)	0	762 (0.1)	1,369,775
社会保険費	787 (0.0)	2,033,984 (39.8)	148,285 (2.9)	2,296,465 (57.3)	0	5,109,521
保健衛生対策費 (国立病院 特別会計を含む)	428,729 (58.1)	268,809 (36.4)	33,531 (4.5)	0	7,258 (1.0)	738,327
失業対策費	21,124 (5.6)	87,414 (23.1)	317 (0.1)	270,126 (71.3)	103 (0.0)	379,084
文教及び科学振興費	1,440,248 (29.6)	2,806,279 (57.6)	528,955 (10.9)	0	94,870 (1.9)	4,870,352
義務教育費 国庫負担金	0	1,972,139 (100.0)	0	0	0	1,972,139
国立学校 特別会計	1,201,096 (94.2)	461 (0.0)	66,737 (5.2)	0	7,157 (0.6)	1,275,451
科学技術 振興費	167,193 (47.5)	9,986 (2.8)	107,434 (30.5)	0	67,464 (19.2)	352,077
文教施設費	28,644 (4.6)	593,959 (95.4)	0	0	0	622,603
教育振興助成費	43,315 (7.6)	229,734 (40.5)	274,318 (48.3)	0	20,249 (3.6)	567,616
育英事業費	0	0	80,466 (100.0)	0	0	80,466
恩給関係費	1,638,253 (99.9)	1,589 (0.1)	0	0	45 (0.0)	1,639,888
地方財政関係費 (交付税及び譲与税 配付金特別会計)	0	7,905,395 (100.0)	0	0	0	7,905,395
防衛関係費 (特定固有財産整備 特別会計を含む)	2,039,073 (90.8)	119,250 (5.3)	87,561 (3.9)	0	826 (0.0)	2,246,710

（ ）内は計を100とする構成費である。

第8章 公共財の分類と補助金

経費区分	中央政府 サービス I	地方政府 に対する 補助金 II	特殊法人 に対する 補助金・ 出資金 III	特別会計 繰入れ IV	民間非営 利団体に 対する 補助金 V	計
公共事業関係費	2,144,295 (29.2)	3,695,955 (50.3)	1,355,302 (18.5)	9,047 (0.1)	138,596 (1.9)	7,343,195
治山治水対策事業 費（治水特別会計、 国有林野事業特別 会計治山勘定を含 む）	629,858 (47.8)	517,638 (39.3)	161,282 (12.2)	0	9,033 (0.7)	1,317,811
道路整備事業費 （道路整備特別会 計を含む）	879,416 (40.7)	484,515 (22.4)	795,312 (36.8)	0	0	2,159,243
港湾漁港空港整備 事業費（含む空港 整備特別会計・港 湾整備特別会計）	320,009 (45.3)	204,074 (28.9)	58,235 (8.3)	0	123,463 (17.5)	705,781
住宅対策費	40 (0.0)	505,698 (67.0)	246,538 (32.7)	0	2,047 (0.3)	754,323
下水道環境衛生等 施設整備費	14,251 (1.5)	929,421 (96.2)	19,587 (2.0)	620 (0.1)	2,608 (0.3)	966,487
農業基盤整備費 （特定土地改良特 別会計を含む）	245,384 (25.9)	655,132 (69.3)	44,077 (4.7)	0	1,240 (0.3)	945,833
林道工業用水等 事業費	709 (0.4)	140,672 (78.0)	30,259 (16.8)	8,427 (4.7)	205 (0.1)	180,272
調整費等	13,077 (100.0)	0	0	0	0	13,077
災害復旧等事業費	41,551 (13.8)	258,805 (86.2)	12 (0.0)	0	0	300,368
経済協力費	185,899 (48.6)	667 (0.2)	182,376 (47.7)	0	13,618 (3.6)	382,560
中小企業対策費	720 (0.3)	46,491 (19.1)	193,625 (79.5)	0	2,639 (1.1)	243,475
エネルギー対策費 （石炭石油代替エ ネルギー対策特別 会計・電源開発促 対策特別会計を含 む）	35,784 (5.0)	78,190 (10.8)	507,699 (70.2)	0	101,061 (14.0)	722,734
食糧管理費	77,069 (8.1)	1,918 (0.2)	0	651,800 (68.2)	224,771 (23.5)	955,558
その他事項経費 （所管別）	2,038,419 (47.4)	839,637 (19.5)	1,207,928 (28.1)	110,614 (2.6)	101,613 (2.4)	4,298,211

経費区分	中央政府サービス I	地方政府に対する補助金 II	特殊法人に対する補助金・出資金 III	特別会計繰入れ IV	民間非営利団体に対する補助金 V	計
(1) 皇室	2,759 (100)	0	0	0	0	2,759
(2) 国会	63,677 (96.2)	132 (0.2)	2,270 (3.4)	0	103 (0.2)	66,182
(3) 裁判所	164,531 (91.4)	187 (0.1)	15,001 (8.3)	0	383 (0.2)	180,102
(4) 会計検査院	7,584 (91.6)	4 (0.0)	688 (8.3)	0	0	8,276
(5) 内閣	8,235 (82.9)	4 (0.0)	513 (5.2)	0	1,184 (11.9)	9,936
(6) 総理府	164,659 (46.9)	126,240 (36.0)	46,209 (13.2)	0	13,804 (3.9)	350,912
(7) 法務省	300,214 (91.1)	1,529 (0.5)	26,714 (8.1)	0	1,066 (0.3)	329,523
(8) 外務省	79,700 (89.7)	2,499 (2.8)	3,577 (4.0)	0	3,036 (3.4)	88,812
(9) 大蔵省	493,620 (88.0)	2,974 (0.5)	59,303 (10.6)	2,939 (0.5)	1,917 (0.3)	160,753
(10) 文部省	33,313 (55.0)	19,926 (32.9)	2,360 (3.9)	0	4,994 (8.2)	60,593
(11) 厚生省	21,851 (52.5)	7,987 (19.2)	7,028 (16.9)	0	4,765 (11.4)	41,631
(12) 農林水産省	224,530 (21.6)	438,609 (42.2)	222,196 (21.4)	107,151 (10.3)	47,340 (4.6)	1,039,826
(13) 通商産業省	64,067 (56.1)	14,753 (12.9)	22,903 (20.0)	0	12,564 (11.0)	114,287
(14) 運輸省 (自動車検査登録特別会計を含む)	233,673 (21.5)	69,248 (6.4)	774,619 (71.4)	524 (0.0)	6,756 (0.6)	1,084,820
(15) 郵政省	14,486 (79.7)	229 (1.3)	3,147 (17.3)	0	303 (1.7)	18,165
(16) 労働省	92,151 (83.1)	8,428 (7.6)	9,867 (8.9)	0	440 (0.4)	110,886
(17) 建設省	63,327 (91.3)	1,187 (1.7)	3,190 (4.6)	0	1,626 (2.3)	69,330
(18) 自治省	6,042 (3.7)	145,701 (90.3)	8,343 (5.2)	0	1,332 (0.8)	161,418
合計	10,241,448 (26.2)	20,011,355 (51.1)	4,253,560 (10.9)	3,968,052 (10.1)	686,162 (1.8)	39,160,577

第9章 政府行動と補助金

I 問題と分析方法

行財政システムにおける中央政府と地方政府の関係は、今日様々な角度から議論をよんでいる。集権的な財政制度であれ分権的なそれであれ、中央政府は何らかの手段により地方政府の財政活動に影響を与えているはずである。地方政府の側からいえば、中央政府に対しどの程度依存しているかということになる。中央集権的なシステムをとる国にしばしばみられるように、この依存関係が余りに強すぎると地方自治の理念は大きな束縛をうけることになる。

どこの国においても、地方政府の中央政府への依存関係は補助金（広義）の機構を通じて実現している。わが国に関していえば、一般に補助金といわれるものに、地方交付税（一般補助金）と国庫支出金（特定補助金）の2つのカテゴリーがある。昭和56年度の「地方財政計画」（表7-2）でみると、地方政府歳入のうちで前者が24.0%、後者が19.6%と大きな割合を占めている。一方、独自の財源である地方税収入は38.3%にすぎず、俗に「3割自治」といわれる中央依存型の財政構造を形成している。

本章の目的は、地方政府の財政運営上のビヘイビアがこの補助金機構によりどのような影響をうけているかを、わが国のデータを用いて数量的に確めることにある。そしてこの現状把握を通して、地方分権をより強化するうえでの何らかの指針をえることにしたい。分析の対象は、地方政府として府県レベルに限定しかつ補助金として先述の2つのカテゴリー（国庫支出金と地方交付税）を取り扱うことにする⁽¹⁾。府県レベルに限定する理由は、市町村を入れると分析が煩雑になるということもあるが、何よりも今日の補助金問題の焦点は府県の段階にあるという認識にもとづいている⁽²⁾。

(1) 補助金には、様々な種類がある。その理論的な整理について、たとえば J. A. Wilde (1971) を参照のこと。

(2) 鈴木慶明(1977), P.34.

この種の分析は、すでにこれまでに試みられてきた各種の地方政府支出関数の測定と密接な関連をもつ。当初この関数の測定はアド・ホックな仮定にもとづき、いくつかの支出項目を説明しようとする試みにおわっていた⁽³⁾。この種の試みは、特定の支出項目の変化を説明する要因を単に経験的に探し出そうというだけにとどまり、地方政府の意思決定メカニズムとは何らの関係もつけられていない。その後、分析は次第に地方政府の組織体としてのビヘイビアに着目されるようになってきた。そして地方政府のビヘイビア・モデルの開発と共に、各種の支出関数が特定化された。その中で補助金の分析もすすめられる傾向になってきている⁽⁴⁾。

このような過去の分析成果に依存しつつ、本分析においても地方政府はある種の目的関数を、最大化するような行動をとると仮定する⁽⁵⁾。具体的には、目的関数として地域厚生関数を想定しある制約条件の下で、地方政府は自己の裁量可能な政策手段を用いて、その地域の厚生水準を最大にするように努めるものとする。わが国のごとく中央集権型の行財政システムにあっては、地方政府が独自に裁量可能な政策手段はごく限られたものとならざるをえない。地方交付税はもとよりのこと、独自の裁量権を行使できそうな地方税、地方債においても、わが国の現行制度においては個々の府県にほとんど権限が与えられていない。この点が制度的にみて、諸外国の例とはかなり様相を異にしている。おそらく今日、地方政府がある程度独自な判断のもとに使用しうる政策手段は、単独事業のための政府支出と一部の租税の超過課税ぐらいなものであろう。

以下の分析においては、地域の厚生水準の最大化を図るため地方政府が用いているこの裁量可能な政策手段が、主として中央政府の補助金機構とどのような関係をもつかを検証することにしたい。制度的に中央政府に依存する度合の強いわが国において、補助金のルートはかなり地方政府のビヘイビアに影響を与えているものと予想される。

(3) たとえば、H. E. Brazer (1959), W. Z. Hirsch (1959), N. M. Hansen (1965)。

(4) この研究領域の展望論文として野口悠紀雄(1979)が、問題の把握に役立つ。

(5) この種の最初のモデル分析として、J. M. Henderson (1968)がある。

II 簡単な計測モデル

いくつかの計測モデルが選択的に考えうる。本分析では、基本的にグラムリッヒが中心となって開発したモデルに依拠することにする⁽⁶⁾。このモデルはアメリカの地方財政制度を前提として構築されているため、またデータの利用可能性の面から、そのままストレートにわれわれの分析目的とは合致しない。計測上若干の修正を施すが、しかし基本的にはグラムリッヒ・モデルに依存している。

まず地域厚生関数を特定化する。地域の厚生水準を高める要因として、次の4つの変数を考える。

- (1) 社会資本サービス
- (2) 政府経常サービス（福祉，教育，その他の3つのカテゴリーに分割）
- (3) 地域の私的可処分所得
- (4) 地方政府の財政余剰

地方政府の財政当局は、予算制約のもとで地域住民の厚生を最大化するために、(1)～(4)の公共サービス，所得，財政余剰の水準を決定することを、主たる目標にしている。そこでこれらの諸変数のより高い水準は、地域住民のより高い厚生水準を保証すると考えられる。

社会資本サービスは、地方政府の資本支出 I によって供給される。そしてこの資本支出は、地方政府の単独事業に充当される支出 I_L と中央政府の国庫支出金の一部介入する補助事業のための支出 I_M に、二分される。前者の I_L は地方政府が独自の権限で支配できるという意味で裁量的な変数であり、一方 I_M は国庫支出金及びその裏負担からなる支出で、地方政府が自ら操作できない非裁量的な変数である。かくして

$$I = I_L + I_M \quad (1)$$

が成立する。概念的には、この補助事業 I_M はその該当する国庫支出金 G_I と補助率 m_I によって次のように定義される。

$$I_M = \frac{G_I}{m_I} \quad (2)$$

(6) E. M. Gramlich (1969), H. Galper, E. Gramlich, C. Scott and H. Wign-jowijoto (1973), E. Gramlich and H. Galper (1973).

さて地方政府の意思決定者の効用は、このような社会資本サービスに依存するものとしよう。この場合の効用 Q_1 は、

$$Q_1 = I_L + \alpha I_M \quad 0 < \alpha \leq 1 \quad (3)$$

と書き表わせるものとする。 α は、補助事業と単独事業の効用水準に与えるギャップを示す一種の調整係数である。 $\alpha = 1$ のとき、両者は完全に代替的な関係になる。しかし一般に地方政府にとっては、その決定に際して中央政府の干渉によって非裁量的な決定を、ある程度強制される補助事業の I_M より、単独に決定できる I_L の方が、より選好されると考えるべきであろう。 $0 < \alpha < 1$ とすると、 I_M の効用に与える影響はそれだけ割り引かれる。

政府経常サービスは、福祉、教育、一般行政の3つのサービスから構成される。おのおのの経常サービスは、それに対応する地方政府の経常支出 E^i ($i = 1 \sim 3$, 1 - 福祉サービス, 2 - 教育サービス, 3 - その他のサービス) によって提供される。そしてその内容は、前と同じように裁量的な支出の部分 E_L^i ($i = 1 \sim 3$) と非裁量的なそれ E_M^i ($i = 1 \sim 3$) に二分される。

$$E^i = E_L^i + E_M^i \quad (4)$$

経常支出を(4)のように、2つの構成因に分ける方法として各カテゴリーの補助率 m_E^i (算出方法について、補論参照のこと) を用いることにする。いま各カテゴリーの中央政府からの補助金、つまり国庫支出金を G_E^i としよう。この国庫支出金と補助事業のための支出 E_M^i の関係は、補助率を媒介として(2)と同様に、

$$E_M^i = \frac{G_E^i}{m_E^i} \quad (5)$$

となる。かくして E_L^i は、(4)と(5)より

$$E_L^i = E^i - \frac{G_E^i}{m_E^i} \quad (6)$$

として求めることができる⁽⁷⁾。

(7) 先の社会資本サービスに関しては、このような方法を必要としない。原資料(「地方財政統計年報」)により、地方政府の資本支出(建設事業費)はあらかじめ補助事業と単独事業とに分けられている。ここでの政府経常サービスとは異なり、(5)~(6)のごとき分割を必要としない。

これらの経常サービスが、地方政府の意思決定者の効用を通じその地域の厚生水準を高めるとしよう。この際、地域厚生水準は社会資本サービスのケースと同様に、

$$\begin{aligned} Q_2 &= E_L^1 + \beta_1 E_M^1 \\ Q_3 &= E_L^2 + \beta_2 E_M^2 \\ Q_4 &= E_L^3 + \beta_3 E_M^3 \\ 0 < \beta_i &\leq 1 \quad (i=1\sim 3) \end{aligned} \tag{7}$$

のごとく定式化できる。 β_i も前と同じように、補助事業を単独事業と比較して効用水準に与える影響の差を示す調整係数である。

地域の厚生水準は、その地域の私的可処分所得水準にも依存する。いま地域所得（ここでは県民所得）を Y 、地方政府が裁量的に操作しうる税収（つまり超過税収）を T_L 、そして超過課税を除く地方税を非裁量的な変数として T^x とすると、私的可処分所得 Y_d は

$$Y_d = Y - T_L - T^x \tag{8}$$

と定義される。この場合、地域の厚生水準は課税前所得 Y が増加しても、税収（ T_L または T^x ）が減少しても、どちらでも高まるであろう⁽⁸⁾。この場合の地域厚生を Q_5 とすると、

$$Q_5 = Y - T_L - T^x \tag{9}$$

となる。

そして最後に、財政余剰もまたより高い水準であるほど地方政府ならびに地域住民により大きい効用を与えるものと仮定する。予算上、赤字の累積は財政危機を招き、地方政府は財政を運営するにあたり自由度を大きく失うことになる。種々な公共サービスの水準は低下し、中央政府からの介入も強化され、ここでいう地域厚生水準が大幅に減退することが予想される。財政余剰 S も、裁量的な部分 $S_L = T_L - I_L - \sum_{i=1}^3 E_L^i$ とそうでなく非裁量的な部分 S^x に二分される。これを Q_6 としよう。

(8) 厳密にいうと、課税前所得の1単位の伸びと税収1単位の減少は、厚生水準に与える影響は異なるを考えるべきであろう。この点についての詳細な検討は、W.E.Oates (1972) を参照のこと。

$$Q_6 = S = S_L + S^x = T_L - I_L - \sum_{i=1}^3 E_L^i + S^x \quad (10)$$

S^x は一般補助金である地方交付税（含む地方譲与税）を R とすると、

$$S^x = T^x + G_I + \sum_{i=1}^3 G_E^i + R - I_M - \sum_{i=1}^3 E_M^i \quad (11)$$

となる。

さてこのように定式化した5種類の変数により地域の厚生水準を高めようと仮定し、(10) で与えられる予算制約のもとで効用関数

$$U = U(Q_1, Q_2, Q_3, Q_4, Q_5, Q_6) \quad (12)$$

の最大化を考えてみよう。効用関数を特定化するにあたり、しばしば仮定されるように2次関数の形状をとるものとする。具体的には次のようになる。

$$\begin{aligned} U &= \sum_{i=1}^6 (a_{i1} Q_i - \frac{a_{i2}}{2} Q_i^2) \\ Q_1 &= I_L + \alpha I_M \\ Q_2 &= E_L^1 + \beta_1 E_M^1 \\ Q_3 &= E_L^2 + \beta_2 E_M^2 \\ Q_4 &= E_L^3 + \beta_3 E_M^3 \\ Q_5 &= Y - T_L - T^x \\ Q_6 &= S \end{aligned} \quad (13)$$

ここで、予算制約は、

$$\begin{aligned} S &= S^x + X_L \\ &= T^x + G_I + \sum_{i=1}^3 G_E^i + R + T_L - I - \sum_{i=1}^3 E^i \end{aligned} \quad (14)$$

である。

地方政府は、裁量的に操作可能な政策手段を用いてある予算制約の中で、 U の水準を最大にしようと行動する。この場合、操作可能な手段とは、 $I_L, E_L^1, E_L^2, E_L^3, -T_L$ の5つの裁量的変数である。(14)の制約条件の下で、周知のグランジェ乗数を用いて、これら5つの変数に関し、(14)の最大化条件を求める。その結果は、次の一次式の体系にまとめられる（補論参照のこと）。

$$\left. \begin{aligned} I_L &= b_{10} + b_{11} I_M + b_{12} E_M^1 + b_{13} E_M^2 + b_{14} E_M^3 \\ &\quad + b_{15} (Y - T^x) + b_{16} S^x \\ E_L^1 &= b_{20} + b_{21} I_M + b_{22} E_M^1 + b_{23} E_M^2 \end{aligned} \right\}$$

$$\begin{aligned}
 & + b_{24}E_M^3 + b_{25}(Y - T^x) + b_{26}S^x \\
 E_L^2 = & b_{30} + b_{31}I_M + b_{32}E_M^1 + b_{33}E_M^2 \\
 & + b_{34}E_M^3 + b_{35}(Y - T^x) + b_{36}S^x \\
 E_L^3 = & b_{40} + b_{41}I_M + b_{42}E_M^1 + b_{43}E_M^2 \\
 & + b_{44}E_M^3 + b_{45}(Y - T^x) + b_{46}S^x \\
 -T_L = & b_{50} + b_{51}I_M + b_{52}E_M^1 + b_{53}E_M^2 \\
 & + b_{54}E_M^3 + b_{55}(Y - T^x) + b_{56}S^x \\
 S = & b_{60} + b_{61}I_M + b_{62}E_M^1 + b_{63}E_M^2 \\
 & + b_{64}E_M^3 + b_{65}(Y - T^x) + b_{66}S^x
 \end{aligned} \tag{15}$$

以下，(15)を計測モデルとし， b_{ij} ($i = 1 \sim 6$ ， $j = 0 \sim 6$)を現実のデータから推計することにする。

III モデルの計測結果

実際の計測にあたり，府県ベースで必要なデータを整理する必要がある。まず具体的に，社会資本サービスおよび3つの政府経常サービスの内容が問題になる。『地方財政統計年報』（自治省）を用いて次のごとく歳出項目と対応させることにした。

- I 社会資本サービス 普通建設事業費および災害復旧事業費
- E^1 社会福祉サービス 民生費，衛生費，労働費の経常支出部分
- E^2 教育サービス 教育費の経常支出部分
- E^3 その他のサービス 歳出総額から上記項目を差し引いたもの

次にこれら諸サービスの支出を，更に裁量的な単独事業の部分と非裁量的な補助事業の部分に分ける作業をせねばならぬ。前述のごとく原資料によりこの分割が可能なのは，社会資本サービスのみである。残り3つの経常サービスに関しては，先の(5)(6)に示されるように別途算定した補助率を用いて二分せねばならない。用いられた補助率は表9 - 1にまとめられている。

地域の私的可処分所得 Y は，『県民所得統計年報』（経済企画庁）の県民所得から2つの税収項目を差し引いて府県毎に容易に求められる。税収の1つは各府県がある程度裁量的に変更しうる超過課税の部分 T_L であり，もう1

表9 - 1 補助事業の補助率

社会資本サービス	福祉サービス	教育サービス	その他のサービス
0.5331	0.7540	0.5047	0.6560

(注) 昭和52年度と53年度の単純平均である。参考のため社会資本サービスについても同様の計算を行った。

つには地方税の合計からこの超過課税を除外した部分 T^x である。地方税はこのようにごく一部を除いて、地方政府の裁量的な権限で変更できないと考えられている。

地方政府の財政余剰 S については、以上の諸項目のほかに地方交付税 R を付け加えるだけで決定できる。

測定の対象期間は、利用可能なデータとの関連で昭和52、53年度の2ヵ年とした。各データは1人当りの実質値に改め⁽⁹⁾、かつ2ヵ年をプールして計測に用いることにした。そこで47都道府県の2ヵ年のデータを、クロスセクションの分析に使用するためのサンプル数は合計で94となる。

推計結果は、(15)のモデルから推計された b_{ij} のマトリックスで表9 - 2に示される。これはいうまでもなく、各府県で代表される地方政府が住民の効用を最大化すべく合理的な行動をとると仮定した場合、国の補助事業に対しどのような反応を示すかを検討したものである。具体的に地方政府は、自己の裁量可能な手段で国の補助事業を補完しようとするのか、代替しようとするのか、あるいはまったく関係をもたず独自に行動するのか、などが検討すべき対象となる。主たるファクト・ファインディングスは、次のようにまとめられる。

まず第1に、すべてのカテゴリーを通じて一般補助金 R (地方交付税) を含む非裁量的財政余剰 S^x (自主財源) の支出効果が最も顕著である。これは地方政府の裁量的判断が財源の余裕に大きくかかわっていることを意味して

(9) 社会資本サービスについては政府資本形成デフレーターを、経常サービスについては政府消費支出デフレーターを、そして県民所得と地方税についてはGNPデフレーターを用いた。

表9-2 モデルの推計結果

非裁量的変数 裁量的変数	社会資本 I_M	福祉 E_M^1	教育 E_M^2	その他 E_M^3	可処分所得 $Y-T^x$	非裁量的 剰余 S^x	構造ダミー (52年=1) (53年=0)
社会資本 I_L $r^2 = 0.593$	0.0597 (1.63)	- 0.1865 (- 2.20)	- 0.2583 (- 1.89)	0.5640 (3.43)	- 0.0064 (- 1.88)	0.1675 (4.18)	- 2795.6 (- 4.22)
福祉 E_L^1 $r^2 = 0.839$	- 0.0333 (- 1.55)	- 0.2465 (- 4.97)	0.1014 (1.27)	0.4401 (4.58)	0.0055 (2.76)	0.3124 (13.36)	1308.9 (3.39)
教育 E_L^2 $r^2 = 0.796$	0.0645 (2.76)	- 0.0223 (- 0.41)	0.2110 (2.42)	0.0254 (0.24)	- 0.0012 (- 0.57)	0.1486 (5.82)	- 2647.2 (- 6.28)
その他 E_L^3 $r^2 = 0.616$	0.2405 (3.27)	0.2120 (1.25)	- 0.2277 (- 0.83)	0.0235 (0.07)	0.0128 (1.88)	0.5077 (6.33)	1738.3 (1.31)
裁量的減税 $-T_L$ $r^2 = 0.656$	0.0096 (1.52)	0.0228 (1.55)	- 0.0109 (- 0.46)	- 0.0623 (- 2.19)	- 0.0034 (- 5.85)	- 0.0142 (- 2.05)	- 62.4 (- 0.55)
財政余剰 S $r^2 = 0.697$	- 0.3410 (- 3.93)	0.2205 (1.10)	0.1845 (0.57)	- 0.9906 (- 2.54)	- 0.0072 (- 0.89)	- 0.1219 (- 1.29)	2458.1 (1.57)

(注) r^2 は自由度修正後の決定係数, () 内は係数の t 値を示す。

いる。自主的に使用できる財源が多いほど、裁量の幅が拡大するから予想された結果ともいえよう。

第2に、各カテゴリーの単独事業 (I_L と E_L^i) が、同じカテゴリーの補助事業 (I_M と E_M^i) に対して、どのような関係をもつかが注目される。両者の関係がプラスの場合、地方政府の単独事業は補完的な関係をもち、逆にマイナスの場合、代替的な効果をもつといえる。たとえば、社会資本と教育サービスはプラスの効果を示し、社会福祉サービスはマイナスの効果となっている。このことから建設事業や教育の分野では、地方政府の裁量的支出があくまで国の補助事業に付随する形でなされていることが分る。逆に福祉の分野においては、国の福祉行政が強化されて補助事業が充実していくにつれ、地方独自で行ってきた単独の福祉事業が補助事業に取って代わられている状況を示すものと考えられる。いわば社会福祉サービスは、どちらかといえば地方主導型であり、社会資本や教育サービスは中央主導型であるといえよう。その他のサービスに関しては、有意な結果が得られていない。これは多種多様なサービス（総務費、警察費、産業費など）が含まれているため、補完ないし代替的な効果が相殺しあっている面と、もともと国からのコントロールが弱い面がまざった結果とみることができる。

第3に、国の補助事業が他のカテゴリーの地方単独事業に対してどのような影響をもつかを検討してみよう。この場合もまた、プラスの効果（促進効果）とマイナスの効果（置換効果）の2つに分けられる。社会資本サービスと福祉サービスは相互に置換効果をもっており、財源の配分に際して競合していることを示す。一方、その他のサービスは双方に対して、プラスの促進効果をもつ。この分野の補助金が地方政府に対して、大きな支出効果をもっているといえよう。そのほか異種のカテゴリーで、補助事業と単独事業の間に有意な推計結果を得ているケースもある。しかしこれらの間での促進ないし置換効果に関し、具体的に説明するのはむずかしい。

第4に、地域の可処分所得 $Y - T^x$ の上昇に対応して、社会福祉とその他のサービスの単独事業は増大し、反対に社会資本サービスのそれは減少の傾向がある。これは所得水準の上昇と共に福祉とその他のサービスの向上が望ま

れることを反映していよう。と同時に、農村や後進地域に社会資本サービスが重点的に配分されている現状⁽¹⁰⁾も説明しているように思う。また所得の上昇に応じて、地方政府の裁量的操作のきく税収が増大する（ $-T_L$ の減少）。これは地域の所得増加が、地方政府の増税の環境を備えるものと考えられる。

最後に、地方政府の裁量的な財政余剰 S と非裁量的な変数との関係のみておこう。財政余剰は、社会資本とその他のサービスの補助事業が増大することによって減少している。これは地方債の発行がこの分野の事業に偏っていると同時に、見方によってはこの分野に国の補助事業による超過負担が地方に多くかかっていると解釈することも可能であろう。

次にこのモデルを応用して、補助金削減のインパクトを試算してみよう。現実的な意味をもたせるため、削減の対象から地方交付税を除き更に残りの特定補助金からも義務教育国庫負担金を除外してある。したがって、地方政府の実施している社会資本、福祉、その他のサービスが、国の補助金削減によりどのような影響を受けるかを検討することになる。ただしこれはあくまで、昭和52、53両年度の国・地方の財政構造を前提としたものである。以下の分析結果は、この前提が変れば当然にそのまま受け入れられないかもしれない。

具体的には、この補助金の枠内で一律10%のカットを実施したときの効果を考える。補助金削減のやり方として、

ケースI 補助金額を10%削減した場合

ケースII 補助率を10%低減した場合

の2通りのケースを比較する。ケースIは不要不急の補助金の撤廃、整理統合などで、補助対象事業そのものが削減する。これに対しケースIIでは、単に補助率のカットのみであるので補助事業は残り、補助金の削減分が地方政府のウラ負担増となる。

計測結果は、表9-3にまとめられている。具体的には、先の計測モデルの上で補助事業および自主財源の増減額に、係数 b_{ij} を乗ずる形で補助金削

(10) 石 弘光・長谷川正・秦 邦昭 (1981) を参照のこと。

表9 - 3 補助金の10%削減が都道府県の財政支出に及ぼす

インパクト

(単位：%)

	ケース(I)					ケース(II)				
	福祉	社会 資本	教育	その他	計	福祉	社会 資本	教育	その他	計
単独事業額 増	10.0	0.5	0.0	0.4	1.4	12.5	4.0	0.1	4.0	4.0
総事業額増	0.7	7.3	0.3	0.8	2.7	5.7	1.0	0.0	3.6	1.9

(注) 義務教育費負担金と地方交付税交付金は削減の対象外とした。

減の効果を算定した(補論参照)。ケースIでは、総事業額は減少しているが地方政府の単独事業額は増大している。これは補助事業の廃止に伴って浮いた府県の裏負担分が、単独事業の財源にまわりその拡大をうながしたとみることができよう。逆にケースIIでは、補助率の低下に伴う裏負担の増大が単独事業を大きく後退させている。

ケースIとケースIIの差が、最も顕著に表われている社会資本と福祉のサービスを比較してみよう。福祉の分野では補助事業の削減に伴うサービスの低下を補うため、財源が許す範囲で積極的に単独事業による肩代わりが行われている。これに対し社会資本サービスは、すでに明らかにしたようにもっぱら補助事業を補完するという形で単独事業がおこなわれているため、肩代わりという現象はおこりにくいと考えられる。この現象は、建設事業に関し地方債の起債が補助事業の裏負担と単独事業とでは優先度が異なるということにも関連しているように思われる。その結果、補助事業が削減された分だけ事業総額が大きく減退している。52 - 53年度の財政構造を前提とする限り、こうしてみると地方政府の財政活動に関し中央のコントロールが最も強く反映されているのは、補助金行政の伝統的分野である社会資本サービスであるといえよう⁽¹¹⁾。

(11) 経済企画庁(1979)のアンケート調査によると、地方公共団体の予算編成において建設事業費の査定について次のごとき興味ある事実が報告されている。「事業内容よりも補助対象事業に補助金がつくつかつかないかの見込みが、かなり影響を与える」とする回答比率は、自治体の規模が小さいほど高く、補助金を通じて国(市町村にあっては府県を含む)の影響を強く受けることが明らかにされている。

IV 若干の帰結

以上われわれの試みた分析は、基本的にはアメリカの大都市を対象としたグラムリッヒのモデル分析をわが国の実態に適用したものである。測定の結果は、わが国の方がはるかに良好である。それだけ補助金による中央政府のコントロールが、わが国でより強いということを示している。

このことは、アメリカと日本の地方財政のシステムを比較すれば容易に理解される。アメリカの地方政府は、連邦財政主義（federalism）の下で当然のことながら、州にしる市にしるわが国とは比較にならぬほどの裁量権をもっている。それは支出面では、教員を含む公務員の給与や福祉サービスの給付等に大きな地域的格差があり、収入面では地方税の税目や税率が地方議会によって裁量的に決定されることから明らかである。また地方債の起債に関しても、中央政府の介入を受けることはほとんどない。それだけ地方政府はあらかじめ自主財源が付与され、中央からのコントロールが小さいということになる。

かかる点、補助金といってもアメリカと日本では根本的にその性格を異にしている。もちろんアメリカにおいても、連邦政府の補助金は地方政府の財政活動に大きな影響を与えている⁽¹²⁾。補助金の形態も使途に制限のない一般補助金、および特定の公共サービスの支出に関する定率補助や定額補助が存在するのは、わが国と同じである。だが本質的に異なっているのは、わが国におけるように補助金額と同時に補助事業額まで中央政府によって、決定されることがない点である。補助の対象となる公共サービスがどれだけ需要されるかは、あくまで地方政府の裁量にまかされている。

このような制度的な背景を考慮に入れると、同じモデルで計測をしてもアメリカの場合、補助金の効果が有意に検出できるケースが少ないことが容易に了解されよう。地方財政は自主的に運営される余地が多く、中央政府の補助金によりコントロールされる程度が小さいという結果になる⁽¹³⁾。これに

(12) 石 弘光（1981）参照。

(13) グラムリッヒが関与する一連の分析結果をみると、補助事業が直接に単独事業に影響を与えているケースは多くない。むしろ非財政的要因（人口、家族構成、犯罪率など）が、有力な説明変数になっている。

対し、わが国の場合、表9 - 2で示したように、国の支配をうける補助事業が地方政府の単独事業とかなり密接な関連をもっている。一般にわが国では、補助金によって地方の財政活動が大きく制約されていると考えられている。それだけに日本においてモデル分析の結果が、アメリカのケースより良好なのは当初から予想されることであったといえる。

以上の分析結果をふまえ、わが国の行財政システムの現状改善に関しどのような政策上の含意をもちうるだろうか。中央集権メカニズムは、もう少し地方分権型システムに改められるべきであろう。とすると国が地方をコントロールするのに用いられている補助金機構に、改善策のため抜本的なメスを加えられる必要がある。国庫補助金の整理統廃合をすすめ、財源を地方へもっと移譲し自主財源を増加させるべきである。地方自治をより一層充実させるために、裁量的な判断の余地を大きくする財政的基盤の確保が不可欠である。当面、補助金の統合・メニュー化を実質的な意味で推進すべきである。

補 論

(1) 効用関数の最大化

本文(14)の予算制約

$$S = S^x + T_L - I_L - \sum_{i=1}^3 E_L^i$$

のもとで, (13)で与えられる2次の効用関数

$$\begin{aligned} U &= U(Q_1, Q_2, Q_3, Q_4, Q_5, Q_6) \\ &= \sum_{i=1}^6 (a_{i1} Q_i - \frac{a_{i2}}{2} Q_i^2) a_{i2} > 0 (i=1 \sim 6) \end{aligned}$$

$$Q_1 = I_L + \alpha I_M$$

$$Q_2 = E_L^1 + \beta_1 E_M^1$$

$$Q_3 = E_L^2 + \beta_2 E_M^2$$

$$Q_4 = E_L^3 + \beta_3 E_M^3$$

$$Q_5 = Y - T_L - T^x$$

$$Q_6 = S$$

を最大化するのが目的である。ラグランジェの未定乗数法によって

$$\begin{aligned} &F(I_L, E_L^1, E_L^2, E_L^3, -T_L, S, \mu) \\ &= \sum_{i=1}^6 (a_{i1} Q_i - \frac{a_{i2}}{2} Q_i^2) + \mu(S - S^x - T_L + I_L + \sum_{i=1}^3 E_L^i) \end{aligned}$$

と定式化すると,

$$\begin{aligned} \frac{\partial F}{\partial I_L} = 0, \frac{\partial F}{\partial E_L^1} = 0, \frac{\partial F}{\partial E_L^2} = 0, \frac{\partial F}{\partial E_L^3} = 0, \\ \frac{\partial F}{\partial (-T_L)} = 0, \frac{\partial F}{\partial S} = 0, \frac{\partial F}{\partial \mu} = 0 \end{aligned}$$

は関数の極値条件を与える。

F は各変数について2次の係数が負であるから, F の極値が予算制約のもとで U の最大値を与えることは明らかである。極値を与える変数が現実的な値を持つために, 厳密には a_{i1} , a_{i2} ($i = 1 \sim 6$) にもっと制約がかかることになる。

を展開して次の式が得られる。

$$\left. \begin{aligned}
\frac{\partial F}{\partial I_L} &= a_{11} - a_{12}(I_L + \alpha I_M) + \mu = 0 \\
\frac{\partial F}{\partial E_L^1} &= a_{21} - a_{22}(E_L^1 + \beta_1 E_M^1) + \mu = 0 \\
\frac{\partial F}{\partial E_L^2} &= a_{31} - a_{32}(E_L^2 + \beta_2 E_M^2) + \mu = 0 \\
\frac{\partial F}{\partial E_L^3} &= a_{41} - a_{42}(E_L^3 + \beta_3 E_M^3) + \mu = 0 \\
\frac{\partial F}{\partial(-T_L)} &= a_{51} - a_{52}(Y - T_L - T^x) + \mu = 0 \\
\frac{\partial F}{\partial \mu} &= S - S^x - T_L + I_L + \sum_{i=1}^3 E_L^i = 0 \\
\frac{\partial F}{\partial S} &= a_{61} - a_{62}S + \mu = 0
\end{aligned} \right\}$$

を に代入し, I_L , E_L^1 , E_L^2 , E_L^3 , $-T_L$, S について整理すると, 最大化の条件は以下のように行列で表現される。

$$\begin{bmatrix} -a_{12} & 0 & 0 & 0 & 0 & a_{62} \\ 0 & -a_{22} & 0 & 0 & 0 & a_{62} \\ 0 & 0 & -a_{32} & 0 & 0 & a_{62} \\ 0 & 0 & 0 & -a_{42} & 0 & a_{62} \\ 0 & 0 & 0 & 0 & -a_{52} & a_{62} \\ 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} I_L \\ E_L^1 \\ E_L^2 \\ E_L^3 \\ -T_L \\ S \end{bmatrix} \\
= \begin{bmatrix} -a_{11} + a_{61} + a_{12}\alpha I_M \\ -a_{21} + a_{61} + a_{22}\beta_1 E_M^1 \\ -a_{31} + a_{61} + a_{32}\beta_2 E_M^2 \\ -a_{41} + a_{61} + a_{42}\beta_3 E_M^3 \\ -a_{51} + a_{61} + a_{52}(Y - T^x) \\ S^x \end{bmatrix}$$

左辺の正方行列を A とおくと, $a_{i2} > 0$ ($i = 1 \sim 6$) より

$$|A| = -a_{12} \cdot a_{22} \cdot a_{32} \cdot a_{42} \cdot a_{52} \cdot a_{62} \\
\cdot \left[\frac{1}{a_{12}} + \frac{1}{a_{22}} + \frac{1}{a_{32}} + \frac{1}{a_{42}} + \frac{1}{a_{52}} + \frac{1}{a_{62}} \right] \neq 0$$

よって逆行列 A^{-1} が存在する。 A^{-1} を の両辺に左からかけると、適当な行列 $B = (b_{ij})(i = 1 \sim 6, j = 1 \sim 7)$ によって、

$$\begin{bmatrix} I_L \\ E_L^1 \\ E_L^2 \\ E_L^3 \\ -T_L \\ S \end{bmatrix} = B \cdot \begin{bmatrix} \alpha I_M \\ \beta_1 E_M^1 \\ \beta_2 E_M^2 \\ \beta_3 E_M^3 \\ Y - T^x \\ S^x \\ 1 \end{bmatrix}$$

と書くことができる。これが本文の計測式(15)の根拠となっている。

(2) 補助率の算定

カテゴリー別政府経常サービス E^i を補助事業と単独事業に分割する際のかぎとなるのが補助事業の実効補助率 m_E^i である。 m_E^i の算定に際しては、大蔵省主計局が発行する「補助金便覧」の昭和52・53両年度版を資料として作業を行った。算定の手順は次のとおりである。

一般会計から支出される補助金等を対象に、目単位で分類コード、補助金額、補助事業額（補助金プラス地方政府のウラ負担）をカードに整理する。

補助事業を経済性質別分類コードによって、経常サービスと資本サービスに分類する。

分 類	経済性質別分類コード	
経常サービス	{	1. 財貨サービス購入経常支出
		4. 経常補助金
		6. 移転支出
資本サービス	{	2. 財貨サービス購入資本支出
		5. 出資貸付金

経常サービスを目的別分類コードによって、3つのカテゴリーに分類する。

分 類	目的別分類コード
福祉サービス	082 生活保護費
	083 社会福祉費
	085 失業対策費
	086 保健衛生費
教育サービス	071 学校教育費
	072 社会教育及び文化費
その他のサービス	その他の全コード

各カテゴリーに属する補助金額と補助事業額を合計し、前者を後者で割ったものをそのカテゴリーの実効補助率とし、実際の計算に用いる。

このようにして求めた52年度と53年度のカテゴリー別実効補助率を単純平均したものが表9 - 1である。

この算定方法で問題になるのは、次の3点である。第1に各カテゴリーの補助事業に対して、府県と市町村に同一の補助率が適用されると仮定していること。第2に、補助率の異なる補助金が47都道府県にばらばらに交付されているにもかかわらず、一律に交付されていると仮定していること。第3に、地域特例による補助率のかさ上げを考慮していないこと、などであろう。しかしこれ以上精密な作業は、データの上で無理であると判断し、全国一律の補助率を適用した。

(3) 補助金削減のシミュレーション

以下のケースに述べる2種類の方法によって補助金を10%削減し、それによって生ずる単独事業額と総事業額（単独事業プラス補助事業）の増減を2つのケースで比較する。

ケースI：補助金の対象となる事業を一律に10%削減する。（この結果実効補助率には変化がないとする。）これによって補助金が10%減るばかりでなく、地方政府のウラ負担も10%削減される。

ケースII：補助事業は減らさずに補助金だけ一律に10%削減する。結果として実効補助率が10%低下し、地方政府のウラ負担が増大する。

両者のケースとも、原理的には

$$\begin{aligned}\Delta I_L &= b_{11}\Delta I_M + b_{12}\Delta E_M^1 + b_{13}\Delta E_M^2 + b_{14}\Delta E_M^3 + b_{15}\Delta S^x \\ \Delta E_L^1 &= b_{21}\Delta I_M + b_{22}\Delta E_M^1 + b_{23}\Delta E_M^2 + b_{24}\Delta E_M^3 + b_{25}\Delta S^x \\ \Delta E_L^2 &= b_{31}\Delta I_M + b_{32}\Delta E_M^1 + b_{33}\Delta E_M^2 + b_{34}\Delta E_M^3 + b_{35}\Delta S^x \\ \Delta E_L^3 &= b_{41}\Delta I_M + b_{42}\Delta E_M^1 + b_{43}\Delta E_M^2 + b_{44}\Delta E_M^3 + b_{45}\Delta S^x\end{aligned}$$

を求めて $\frac{\Delta I_L}{I_L}, \frac{\Delta E_L^1}{E_L^1}, \frac{\Delta E_L^2}{E_L^2}, \frac{\Delta E_L^3}{E_L^3}$ および $\frac{\Delta I_L + \Delta I_M}{I_L + I_M},$

$\frac{\Delta E_L^1 + \Delta E_M^1}{E_L^1 + E_M^1}, \frac{\Delta E_L^2 + \Delta E_M^2}{E_L^2 + E_M^2}, \frac{\Delta E_L^3 + \Delta E_M^3}{E_L^3 + E_M^3}$ を計算することになる。

ケースIでは, $I_M = \frac{G_I}{m_I}, E_M^i = \frac{G_E^i}{m_E^i} (i = 1 \sim 3)$ において $G_I, G_E^i (i = 1,$

3)が10%削減されるのであるから, $\Delta I_M = -0.1I_M \cdot \Delta E_M^i = -0.1E_M^i (i = 1,$
3)。ただし教育($i = 2$)については, その96%を占める義務教育費を除いてい
るため, $\Delta E_M^2 = -0.004E_M^2$ となる。

他方, 単独事業の財源となる S^x については, 補助金の削減と同時に解放され
るウラ負担分が S^x を増大させるから, $\Delta S^x = (1 - m_I)(-\Delta I_M) + \sum_{i=1}^3 (1 - m_E^i)$
 $(-\Delta E_M^i)$ である。

ケースIIでは, G_I, G_E^i と同時に m_I, m_E^i も10%削減されるため, 補助
事業額は変わらず, $\Delta I_M = 0, \Delta E_M^i = 0 (i = 1 \sim 3)$ 。他方, S^x は地方のウラ負
担増をまかなうため

$\Delta S^x = 0.1m_I \cdot I_M - 0.1m_E^1 \cdot E_M^1 - 0.004m_E^2 \cdot E_M^2 - 0.1m_E^3 \cdot E_M^3$
だけ減少する。これらを に代入してケースごとに計算し, 表9 - 3の結果を
得る。

第10章 地方分権と財源調整

政府部門における地方政府の役割は今後ますます比重が高まると予想される。地方政府にとっては、それに伴う財源の確保が重要な問題とならざるをえない。中央・地方の財源配分は長年にわたって論争が絶えない分野である。高度成長期にふくれ上がった財政需要をいかに調整するかという中央・地方に共通の悩みをかかえて、問題が深刻化しているのが現状であろう。地方交付税・国庫支出金という二つのパイプを通じて行われる現行制度の分析をふまえ、効率的な財源配分のあり方を考えてみたい。

表10-1 中央政府から

	46年度		48年度	
	金額	構成比	金額	構成比
A 中央政府の支出	8,117 (15.5)	100.0	12,142 (23.4)	100.0
B うち地方政府への移転	3,288 (16.4)	40.5	4,947 (23.6)	40.7
C うち社会保障基金への移転	765 (15.7)	9.4	1,320 (35.8)	10.9
A - B - C	4,124 (14.7)	50.8	5,875 (20.3)	48.4
D 地方政府の支出	10,251 (23.1)	100.0	15,120 (19.9)	100.0
D - B	6,963 (26.5)	67.9	10,173 (18.1)	67.3
中央政府の貯蓄投資差額	800		458	
地方政府の貯蓄投資差額	871		1,145	
(参考) GNPデフレ - タ	(4.6)		(14.9)	

資料：経済企画庁「国民経済計算年報」

(注)()内は対前年度伸率である。

Ⅰ 中央政府から地方政府への移転

高度成長期に行った国の主要な政策のひとつは、産業基盤の整備と地域格差の是正をスローガンとした大規模な公共投資である。地域開発はもっぱら中央主導の公共事業に依存し、地方においては補助金の獲得が何よりも優先した。もうひとつの政策はナショナル・ミニマムに象徴される社会保障制度の拡充と、地域の福祉政策の推進である。そのほか農業基盤整備や農業構造改善事業など、農村振興にも力が注がれた。これまでは財政力において圧倒的に優勢な中央政府が、補助金をテコに地域政策を推進することが可能であった。

オイルショック後の税収後退によって中央財政が逼迫しても、こうした体

地 方 政 府 へ の 移 転 (単位：10億円，%)

50 年 度		52 年 度		54 年 度		55 年 度	
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
18,959 (16.3)	100.0	25,654 (15.5)	100.0	30,219 (17.8)	100.0	38,244 (11.7)	100.0
7,504 (11.7)	39.6	9,652 (11.1)	37.6	11,500 (19.1)	38.1	13,601 (7.9)	35.6
2,605 (31.9)	13.7	3,737 (17.6)	14.6	4,448 (19.0)	14.7	5,745 (9.2)	15.0
8,850 (16.2)	46.7	12,265 (18.5)	47.8	14,271 (16.4)	47.2	18,898 (15.4)	49.4
22,706 (13.9)	100.0	29,402 (16.2)	100.0	33,517 (14.0)	100.0	40,117 (9.7)	100.0
15,202 (15.0)	67.0	19,750 (18.9)	67.2	22,017 (11.5)	65.7	26,516 (10.7)	66.1
6,098		9,511		10,094		13,255	
3,264		3,448		3,579		3,000	
(6.2)		(5.3)		(4.2)		(3.9)	

質をにわかに変えることは困難である。昭和53年度には景気浮揚策を講ずるために、中央政府は地方へさらに資金を送りこむことになった。この結果中央財政がますます悪化し、現在34兆円にのぼる特例国債の累積赤字をかかえていることは周知のとおりである。表10 - 1によって昭和46年度以降の中央政府と地方政府の支出を較べれば、その経過が明白である。税収鈍化のみならず、社会保障基金に対する移転の増大が中央政府を圧迫していることがわかる。

地方交付税は地方財政力の平準化をはかり、一定の行政水準を維持するために国税三税（所得税・法人税・酒税）の32%を地方へ還元するものである。交付税収入は地方財政関係費としていったん一般会計から交付税譲与税配付金特別会計に繰入れられ、しかる後に各自治体の基準財政需要と基準財政収入の差に応じて配分される。表10 - 2によって昭和55年度の決算をみると、歳入項目に巨額の借入金計上されている。また歳出項目では国債整理基金特別会計への繰入れが同額程度に上っている。これは昭和50年度の税収減によって生じた地方交付税額の大幅な減少を手当てするために資金運用部から借入れを行い、その後も継続的に借入れを行った結果累積した赤字額である。表10 - 3がその経過である。累積債務はいずれ返済されなければならず、元利返済金が将来にわたって一般会計を圧迫することは必至である。

こうした事態にあつて、中央政府がなお現行制度によって地方財政を維持

表10 - 2 交付税譲与税配付金特別会計（昭和55年度決算）

（単位：10億円）

歳	入	歳	出
一般会計より受入れ （地方財政関係費）	7,829	地方交付税	7,865
租 税 （地方道路税，自動車重量税等）	440	地方譲与税	442
借 入 金 （資金運用部資金）	7,697	国債整理基金特別会計へ 繰入れ（借入金の元利返済）	7,662
剰 余 金	3	予 備 費	0.4
計	15,969	計	15,969

資料：大蔵省「決算書」

表10 - 3 地方交付税の財源 (単位：10億円)

年 度	48	49	50	51	52	53	54	55
歳 入								
一般会計より受 入れ	3,244	4,199	3,372	3,942	4,824	5,741	6,664	7,829
借 入 金	168	168	1,288	2,602	3,626	5,140	7,164	7,697
(純借入額)	(112)	(0)	(1,100)	(1,245)	(882)	(1,299)	(1,665)	(86)
歳 出								
地方交付税交付 金	3,132	4,199	4,471	5,187	5,705	7,040	7,709	8,114
国債整理基金特 別会計へ繰入れ	280	168	188	1,357	2,744	3,841	5,499	7,611
(参 考)								
国税三税の税収 の32%	3,415	3,842	3,368	3,847	4,242	5,464	5,798	6,767
地方債(政府債)	1,263	1,528	2,048	1,531	2,172	2,665	2,934	3,107

資料：大蔵省「決算書」

していくことに関し、次の二点を問題にしたい。ひとつは効率性の問題である。臨調答申にも指摘されているとおり、行財政の無駄をなくするためにはサービスに対する受益と負担の関係を明確化することが必要である。国が地方に代わって借金をするのと地方政府が自ら借金をするのでは、住民の負担感が異なるであろう。同様に地方が徴税努力を行わないまま国から配付される財源にたよっていは、財政運営に対する姿勢が甘くなり、中央への依存をますます強めることになりかねない。自主財源が少なければ独創的な政策を打ち出せないのも当然である。

もうひとつは地域的平等の問題である。地方交付税によって地域の行政水準を全国一律に保つことには限界がある。表10 - 4は地方税の負担額、国税三税を帰着ベースに換算した負担額、および地方交付税と国庫支出金の受取り額をそれぞれ一人あたりになおして都道府県別に比較したものである。サービスの純益に大きな地域格差が存在し、中央から地方への移転が財政力の低い自治体をきわめて優遇していることを示している。政府サービスの受益と負担があまりにかけ離れていることは、納税者の勤労意欲を損い、ひいて

表10 - 4 地方政府サービスの

	A 地方税（決算ベース）		B 地方交付税（決算ベース）		C 国庫支出金（決算ベース）	
	金額	相対比	金額	相対比	金額	相対比
I グループ	175.0	181	2.1	4	38.5	56
II グループ	123.3	128	11.5	23	42.8	62
III グループ	88.9	92	41.4	82	57.3	84
IV グループ	82.5	85	70.9	142	81.8	120
V グループ	69.8	72	81.6	163	88.6	130
VI グループ	59.1	61	102.2	204	111.4	163
VII グループ	42.6	44	97.5	195	124.3	182
全国平均	96.3	100	49.9	100	68.1	100
（参考）変動係数	0.17		0.30		0.18	

資料：自治省「地方財政統計年報」

（注）1 昭和55年度の都道府県財政力指数を基準にしてI～VIIのグループ別に分類した。

2 各グループに属する府県名は以下のとおりである。

I グループ 東京都

II グループ 愛知県、大阪府、神奈川県

III グループ 静岡県、埼玉県、京都府、兵庫県、千葉県、福岡県、広島県、栃木県、群馬県、茨城県

IV グループ 宮城県、滋賀県、岡山県、岐阜県、山口県、長野県、三重県、北海道、富山県、香川県、石川県

V グループ 福島県、新潟県、福井県、奈良県、愛媛県、和歌山県、熊本県、大分県

は一国の経済活力を損うことにもつながるであろう。

地方交付税も国庫支出金も中央の財政事情を反映して従来の形態を維持するのがむずかしくなっている。また地域の行政サービスにおいて一段と生活レベルの対策に重点がおかれ、きめ細かな配慮が要請されている。このような状況にあって、地域の膨大な財政需要を中央政府の手でコントロールしようとする体制自体が限界にきているといってよいであろう。これは国と自治体の関係だけでなく、都道府県と市町村との関係にもあてはまる問題であ

受益と負担（昭和52年度）

（単位：1人あたり千円）

受益 A+B+C		D 国税三税の負担額（帰着ベース*）		負担 A+D		純益 B+C-D	
金額	相対比	金額	相対比	金額	相対比	金額	相対値
215.5	100	197.2	164	372.2	172	- 156.7	- 155
177.7	82	143.8	119	267.1	123	- 89.4	- 87
187.5	87	113.1	94	202.0	93	- 14.5	- 13
235.2	109	106.9	88	189.4	88	45.8	44
240.0	111	94.7	78	164.5	76	75.5	74
272.7	127	86.6	71	145.7	67	127.0	125
264.3	123	67.5	56	110.1	51	154.2	152
214.3	100	120.0	100	216.3	100	- 2.0	0
0.06		0.13		0.16		0.38	

VI グループ 山梨県，山形県，宮崎県，長崎県，佐賀県，青森県，鹿児島県，徳島県，岩手県，秋田県，鳥取県，高知県，島根県

VII グループ 沖縄県

3 市町村はそれが属する都道府県のグループに分類した。

4 Dの推計は、石・小泉〔1〕によった。*帰着ベースとは国税収入を収納額によってではなく、実際に負担した額によって地域別に配分したものである。具体的には申告所得税を収納額で、源泉所得税を県民所得統計の給与・利子・配当所得で、法人税の1/2ずつを配当所得と県民最終消費支出で、酒税を地域別酒消費量で配分している。

る。中央財政をどう建て直すかは地方財政のあり方と密接にかかわっており、わが国の財政制度を将来にわたって左右する重要な課題である。地域の行政サービスを規定するのは本来住民自身であり、それに応じた経費を負担するのが原則である。しかし長年にわたって中央政府が地域サービスに介入し続けた結果、地方政府も住民もサービスを維持するのは国の責任であるかのような錯覚に陥っている面を否定できない。

このような現状を踏まえて、住民自身の地方自治を発展させるためにどのような制度改革が可能であるかを次節で検討したい。

II 地方自主財源の拡大

地方交付税・国庫支出金による中央から地方への財源配分を現体制のまま継続することは、地方財政運営の効率化・サービスの地域的平等・中央行政機構の合理化といった観点から問題があることは既に述べた。地域サービスの比重が高まっていることから、地方政府の自主財源を拡大する方向で制度変更がなされるべきであろう。しかしながら地方交付税や国庫支出金を一挙に削減することは困難である。本節では地方交付税の一部地方税化、および国庫支出金の一部一般財源化が地方財政にどのような影響を与えるかをモデルを用いて考察するにとどめたい。

(1) ロジットモデルによる財政分析

地方政府サービスはその経費が何で賄われるかに大きく左右される。補助金が交付されるか、地方債の起債が認められるか、あるいは寄付金が集まるか、といったことは事業の実施を決定する上で重要なファクターである。さらに特定財源に加えて一般財源をどれだけ支出するかによって事業の規模が選択される。地方政府が何を基準にして事業に充当する財源の割合を決定しているかを検証するために、ロジット型の選択モデルを適用して都道府県の普通建設事業費を分析してみた。

モデルの概要は以下のとおりである。ある事象を選択する際に N 個の選択枝があるとする。その各々の事象に対応する特性が P_i という指標で表わされていて、それが選択基準を与えるものとする。たとえば昭和55年度の都道府県の一人あたり普通建設事業費を考えてみよう。これに充当する財源として、一般財源・国庫支出金・地方債・受益者の負担金等、の4つの選択が可能である。いずれの都道府県もある選択基準にしたがってこの4つの財源の充当割合を決定しているのであるが、ここではそれを次のような府県別指標によって代表させる。

一般財源に対応する P_1 として一人あたり一般財源の歳入額（万円）

国庫支出金に対応する P_2 として普通建設事業の平均補助率（％）

地方債に対応する P_3 として一般財源に占める公債費の割合（％）

負担金等に対応する P_4 として一人あたり普通建設事業費（万円）

表10 - 5 ロジットモデルによる都道府県普通建設事業の財源分析（昭和55年度）

（単位：％）

	実績値（構成比）				理論値（構成比）				実績値 - 理論値						
	一般財源	国支出	庫金	地方債	その他の 特定財源	一般財源	国支出	庫金	地方債	その他の 特定財源	一般財源	国支出	庫金	地方債	その他の 特定財源
	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D			
Iグループ	21.6	26.8	42.7	8.9	31.1	34.3	23.1	11.6	- 9.5	- 7.5	19.7	- 2.7			
IIグループ	30.5	27.5	33.3	8.6	23.8	38.8	23.7	13.7	6.7	- 11.3	9.6	- 5.1			
IIIグループ	30.4	35.2	24.1	10.3	24.0	41.3	23.1	11.5	6.4	- 6.1	1.0	- 1.3			
IVグループ	27.9	41.3	21.4	9.4	25.9	41.8	23.3	9.0	2.0	- 0.5	- 1.9	0.4			
Vグループ	26.6	43.5	21.8	8.2	26.3	41.7	23.5	8.6	0.3	1.8	- 1.7	- 0.4			
VIグループ	24.2	46.0	22.3	7.5	27.7	41.4	23.9	6.9	- 3.5	4.5	- 1.6	0.6			
VIIグループ	12.4	70.3	14.0	3.4	23.1	52.4	17.8	6.7	- 10.7	17.9	- 3.8	- 3.4			

- （注）1 各々のグループに属する府県名については表4の注を参照のこと。
 2 実績値，理論値ともグループに属する府県の平均値をとった。
 3 その他の特定財源には受益者が負担する分担金・負担金のほか，財産収入・諸収入などが含まれる。

この時 K を選択する確率が $R_K = e^{\lambda_K P_K} / \sum_{i=1}^4 e^{\lambda_i P_i}$ であると仮定して、実績値 R'_K

(現実の財源構成比)を得る確率が最大となるように、パラメータ λ_i を最尤法によって求める。

表10-5はこのようにして得られた理論値を実績値と比較したものである。理論値が意味するものは ~ の指標に基づいて財源が選択されるとした場合に、全都道府県に最も普遍的な選好にしたがって決定される構成比である。それゆえ実績値が理論値から大きく乖離している都道府県については、一般的な選択基準が当てはまらない特殊な事情があると考えてよい⁽¹⁾。Iグループの東京都は地方債の比率が理論値に較べて著しく高い。これは建設事業費を極端に地方債に依存しているため、苦しい財政をやりくりするためにその分だけ一般財源が他の経費にまわっているとみることができる。IIグループに属する府県についても一般財源と地方債の依存度が高く、他のグループに較べると国庫支出金とその他特定財源の充当率が低い。IIIグループも同じ傾向を持つ。

IV・Vグループは理論値と実績値の乖離が比較的小さく、このグループに属する道府県の行動が理論的財源比率の構成に大きな影響を与えているといえよう。IV・V・VIのグループに共通していることは地方債の比率が低いことである。逆にいうと財政力の高い地域ほどフトコロが苦しいことを間接的に表現している。IVグループはその分を一般財源で賄っており、Vグループは国庫支出金に依存している。VIグループは地方債よりさらに一般財源の比率が低く、国庫支出金が地域特例などにより手厚く配分されていることを示している。VIIグループの沖縄県は特例によって国庫支出金の補助率が優遇されているが、実績値をみるとそれ以上に多くの補助金が交付されており、一般財源・地方債・その他特定財源の負担を軽減していることがわかる。

その他特定財源の充当率については、普通建設事業の内容を考慮する必要があると思われる⁽²⁾。都市圏で行われる公共下水道事業を例にとると、受益

(1) 理論値の適合度は0.73であり、財源構成比の約7割が $p_1 \sim p_4$ によって説明されると解釈できる。

(2) その他特定財源に対応するパラメータ λ_4 はマイナス値をとっている。つまり一人あたり普通建設事業費の大きい地域ほどその他特定財源の構成比は小さい理論値を示している。

者の分担金・負担金が事業費に占める割合は4～5%である。それに対して農村地域で行われる土地改良事業は、事業費の3割弱が分担金その他で賄われている。土地の使用形態によって事業の公共性が異なるため、事業費に占めるこれらの比率だけで負担の大小を論ずることは不適當であろう。

(2) 経費に対する充当財源の弾力性

地方政府の歳入における財源構成の変化が歳出にどのような影響を及ぼすかを調べるために、次の計測式を単純最小二乗法で推定し、財政支出に対する充当財源の弾力性を求めてみた。

$$\log E_i = \alpha_0 + \alpha_1 \log Z + \alpha_2 \log G_i + \alpha_3 \log A_i + \varepsilon$$

E_i は政府の部門別経費、 Z は地域の財政力を表す変数として一般財源（地方税プラス地方交付税）・地方税・地方交付税のいずれか、 G_i は国庫支出金、 A_i はその他の特定財源（地方債・手数料・分担金等の合計）である。

推定に用いたデータは昭和55年度の都道府県の一人あたり部門別経費とその充当財源内訳額である。表10-6に目的別経費に対する計測結果を示す。

まず説明変数 Z の t 値を較べると、経費によって一般財源が説明力を持つものと、一般財源の中味が個別に説明力を持つものとに分けられる。一般財源の弾力性が最も大きいのは公債費である。これは起債許可の目安となるのが公債費比率（公債費の一般財源に占める割合で、通常20ないし30%を超えると不許可になる）であることや、災害復旧事業債については元利償還金が地方交付税の算定に含まれていることなどを考えると、自治体が可能な限り地方債に頼ろうとする姿勢の是非を別にすれば当然のことである。

次いで民生費・衛生費・総務費について、一般財源の弾力性が大きい。民生費に対しては地方税がマイナス、地方交付税がプラスの弾力性を持ち、衛生費についてはその逆である。簡単にいえば民生費・衛生費が相対的に増大しつつあるなかで、財政力の弱い府県が民生費（生活保護その他の福祉サービス）を優先しているのに対し、財政力に余裕のある府県が衛生費（廃棄物処理・保健所等）を優先させている。衛生費の多くが地方単独事業であることを考慮すると、この差は興味深い。

土木費・商工費・教育費は比較的一般財源の弾力値が小さい。民生費や衛

表10 - 6 目的別経費に対する充当財源の弾力性

<i>E_i</i> 目的別経費	<i>Z</i>			<i>G_i</i> 国庫支出金	<i>A_i</i> その他特定財源	<i>r</i> ² 決定係数
	<i>T</i> 地方税	<i>R</i> 地方交付税	<i>T + R</i> 一般財源			
総務費	0.0950 (0.85)			0.5641 (5.34)	0.1864 (3.42)	0.609
		0.0182 (0.63)		0.4823 (4.37)	0.1993 (3.72)	0.604
			0.7060 (5.74)	0.2563 (3.07)	0.1637 (4.02)	0.774
民生費	- 0.1989 (- 1.30)			0.1973 (4.18)	0.2720 (3.93)	0.588
		0.0500 (1.37)		0.2017 (4.50)	0.2605 (3.76)	0.591
			0.9402 (6.77)	0.1829 (6.31)	0.1142 (2.11)	0.794
衛生費	0.2788 (2.12)			0.4015 (5.28)	0.2385 (6.05)	0.605
		- 0.0857 (- 2.49)		0.4388 (5.46)	0.2434 (6.27)	0.618
			0.8759 (5.87)	0.1316 (2.25)	0.1393 (3.97)	0.759
労働費	0.2209 (2.30)			0.5064 (12.20)	0.2223 (8.37)	0.884
		- 0.0340 (- 1.39)		0.4936 (11.54)	0.2281 (8.33)	0.874
			0.0195 (0.14)	0.4723 (10.34)	0.2293 (8.16)	0.869
農林水産費	- 0.0835 (- 2.30)			0.6480 (33.48)	0.2330 (11.86)	0.998
		0.0197 (1.87)		0.6488 (32.68)	0.2310 (11.42)	0.998
			0.0052 (0.13)	0.6578 (31.54)	0.2380 (11.34)	0.998
商工費	0.0560 (0.67)			0.2957 (9.00)	0.5684 (14.08)	0.889
		- 0.0323 (- 1.41)		0.3155 (8.81)	0.5756 (14.57)	0.893
			0.1862 (1.64)	0.2261 (8.40)	0.5504 (13.37)	0.895
土木費	0.1153 (2.37)			0.5431 (15.12)	0.3503 (8.47)	0.966
		- 0.0268 (- 2.06)		0.5311 (15.29)	0.3852 (9.97)	0.966
			0.3484 (4.83)	0.4168 (15.37)	0.3033 (8.18)	0.976

第10章 地方分権と財源調整

E_i 目的別経費	Z			G_i 国庫支出金	A_i その他の特定財源	r^2 決定係数
	T 地方税	R 地方交付税	$T + R$ 一般財源			
警察費	0.2830 (3.55)			0.1251 (1.95)	0.1947 (2.79)	0.386
		- 0.0645 (- 3.18)		0.0992 (1.54)	0.1853 (2.55)	0.358
			0.1791 (1.53)	0.0599 (0.85)	0.2269 (2.92)	0.247
教育費	0.0987 (3.63)			1.0060 (20.48)	0.0643 (2.90)	0.949
		- 0.0067 (- 0.78)		0.9112 (14.39)	0.0711 (2.78)	0.935
			0.1724 (7.77)	0.7198 (23.53)	0.0824 (5.08)	0.972
災害復旧費	- 0.0217 (- 0.60)			0.6603 (32.22)	0.3109 (14.79)	0.998
		- 0.0093 (- 0.77)		0.6711 (31.86)	0.3090 (14.86)	0.998
			0.0806 (1.86)	0.6585 (34.86)	0.3078 (15.27)	0.998
公債費	0.1195 (0.54)			0.1477 (2.91)	0.2452 (2.45)	0.401
		0.0258 (0.53)		0.1205 (2.13)	0.2763 (2.82)	0.401
			1.2794 (10.68)	0.0025 (0.10)	0.1591 (3.78)	0.887

生費に較べて基本的な需要がほぼ満たされているために、財源に余裕ができて経費は積極的に拡大されないことを示している。災害復旧事業は選択的に行われるわけではないので、当然一般財源の弾力性は小さい。農林水産費は一般財源がほとんど説明力を持たず、地方税がマイナス、地方交付税がプラスの弾力性を持つ。しかし国庫支出金とその他の収入が圧倒的な説明力を持つために、弾性値はごく小さい。警察費については衛生費と似かよった弾力性を示しているがフィットがきわめて悪く、自治体が比較的自由にそのサービス水準を決定しているものと思われる。

次に国庫支出金 G_i とその他の特定財源 A_i の弾力性を検討してみよう。国庫支出金の弾力性が大きいのは、予想されるとおり教育費・災害復旧費・農林水産費などである。民生費について国庫支出金の弾力性が小さいことはやや意外であるが、補助事業に伴う義務的経費だけでなく、単独上乘せまたは

独自の福祉サービスが経費の増大に対応していることをうかがわせる。その他特定財源の弾力性が大きい経費は、商工費・土木費・災害復旧費などである。商工費には中小企業むけ融資の貸付金元利収入が、土木費には地方債収入のほか受益者の分担金・負担金が財源にあてられている。

災害復旧費の大部分は国庫支出金と災害復旧事業債で賄われており、公共災害（被害額15万円以上）にかかわる地方債については元利償還金の95%が地方交付税で措置されている。注目すべきことは教育費・民生費・衛生費に対応するその他特定財源の弾力性がきわめて小さいことで、受益者の負担増（授業料・保育料・ゴミ処理等の手数料）が経費の増大に比して微々たるものでしかないことを物語っている。

(3) 自主財源の拡大に関する試算

表10 - 6で求めた弾性値を用いて、二つのケースについて自主財源の拡大が地方財政に及ぼす影響を試算してみた。ケースIは国庫支出金の10%を一般財源に移行した場合、ケースIIは地方交付税の10%を地方税に移行した場合である。表10 - 7の試算結果は現行制度に基づく自治体の意志決定を反映したものであり、自主財源の拡大が自治体の行動を大きく変化させないと仮定していることに注意する必要がある。

ケースIでは一般財源の一定比率で決まる公債費を別にすると、総務費・民生費・衛生費が増加して、労働費・農林水産費・教育費・災害復旧費などが大幅に減少する。労働費・農林水産費などには補助金が出るために行われる事業が少なくないので、当然の結果と思われる。教育費・災害復旧費なども補助金に対する依存度が高いので、現在の財政構造が変わらないとすると経費は大きく落ちこむことになる。しかしこれらの経費については次のような理由で構造変化が生ずるものと思う。

教育費は国庫補助金の弾力性が最も大きく、一般財源の弾力性はごく小さい。これは教育が国のサービスであるとの観点から中央政府のコントロールが非常に強く、地方独自の単独事業があまり行われていないことを示している。しかし地方政府の主体的な活動が教育・文化を中心に進められつつあることを考えると、今後この分野で一般財源が大いに活用されることが予想で

表10 - 7 自主財源の拡大が地方財政に及ぼす影響（試算）

目的別経費	経費の変化率（％）	
	ケースI	ケースII
総務費	1.2	0.3
民生費	3.2	1.6
衛生費	3.4	2.4
労働費	4.6	1.6
農林水産費	6.6	0.7
商工費	1.7	0.7
土木費	2.3	0.9
警察費	0.4	2.2
教育費	6.3	0.6
災害復旧費	6.2	
公債費	6.8	0.4

ケースI：国庫支出金の10%を一般財源に移行

ケースII：地方交付税の10%を地方税に移行

きる。災害復旧費は特に財政基盤の弱い地域に被害が集中した過去の経緯などから、地方政府にとっては最も優遇された経費である。しかし、地方交付税・国庫支出金・地方債によって二重三重に優遇された結果、他の地域との不公平が拡大している現状は改められるべきであろう。

ケースIIでは説明力の点からあまりはっきりした結論を述べることはできない。またこの結果を住民のコスト意識が厳しくなった場合に生じる選好の変化、と読み取ることには無理がある。むしろ地方交付税が地方税に移行することによって、地域所得に応じた財政構造の特性がより明確に表現されたものとするべきであろう。いずれの経費についても地方交付税の弾性値は微々たるものなので、計測にほとんど影響を与えていない。

民生費・農林水産費は地方税の弾力性がマイナスであるため経費は減少し、衛生費・労働費・警察費は逆にプラスであるため経費は増大している。特に理由をつけるならば、民生費・農林水産費は地方税収の少ない農村地域

で優先的に支出され、衛生費・労働費・警察費は地方税収の多い都市圏で優先的に支出されているといえる。いずれにしても、これらの係数は単年度のデータを基に算出されたものであるため、信頼性を高めるためには多年度にわたる分析が必要であろう。

第11章 税源の地域間偏在とその調整

I 分析の目的

税源は関連する地域の経済力（たとえば1人当り所得水準）を反映するため、当然のこと地域間で偏在することになる。中央政府の代表的な施策の1つは、この税源の地域間偏在を調整する点にある。このために、どこの国においてもこのアンバランスを是正するために、政府間で移転支払や補助金という手段でいわゆる財政調整をすることになる。

地域間で税源が偏在するという事実は、地方政府に自主財源としての税収をより多く与えようとする際、1つの大きな障害となる。税源の偏在度が地域間であまりにも大きすぎることは、そのまま放置しておけば公共サービスの水準にも大きな差が生じることになる。そこで問題になるのは、地域間にどの程度税源が偏在するかである。この偏在度の実態は、またどの程度の財政調整を中央政府が実行すべきかを判断する材料ともなる。

本章の分析目的は、わが国の現状において税源が地域間にどの程度ばらついているかを測定することにある。税源は具体的に、(1)税収あるいは租税負担、(2)課税ベースに分けて把握できる⁽¹⁾。地域としては、便宜上都道府県のレベルを考える。したがって市町村は、すべて都道府県の単位に一括して取り扱われる。

このような範囲で実際に税源の地域間偏在の程度を明らかにしたうえで、財政調整の機能を検討することにする。

II 税収と課税ベースの地域格差

まず地方政府において、地方税が財源としてどのような地位におかれているかその現状を明らかにしておこう。表11-1は55年度に関し地方政府の歳入内訳を示したものである。三割自治とよく指摘されるように、地方税の割合は都道府県で33%、市町村で31%にとどまっている。逆に地方交付税と国

(1) カナダにおいても同じような試みが行われている。参照Ontario (1981)

表11 - 1 地方政府の歳入内訳（構成比）

	地方税	地方交付税	地方譲与税	国庫支出金	都道府県支出金	地方債	その他	合計
都道府県の平均	33	17	1	27		8	14	100
都道府県別市町村計の平均	31	15	1	15	6	11	21	100

資料：自治省「地方財政統計年報」（昭和55年度）

庫支出金を合計した中央政府からの移転は、おのおの44%、30%に達しており、財政調整の規模の大きさを物語っている。

表11 - 2は同じような視点から、歳入に占める地方税の依存度に応じ、地方公共団体の数を調べたものである。東京、大阪、愛知、神奈川など大都市をもつ県は、50%以上の地方税のウエイトをもつが、一方76%もの都道府県が30%以下の自主財源しかもっていないことが分かる。地方税のウエイトの低さは市町村の方が一段と顕著で、50%を超えるものは1つもない。71%の都道府県で、市町村計の歳入のうち地方税に依存する割合が3割に満たない現状である。

さてこのような三割自治の現状を是正する1つの試みが、自主財源としての地方税の強化である。この場合、問題になるのがすでに述べた税収の地域間偏在の程度である。この偏在の程度を検討するために、いま現行税制の下

表11 - 2 地方政府の歳入に占める地方税の割合

歳入に占める地方税の割合	都道府県		市町村（都道府県別計）	
	都道府県数	構成比（%）	都道府県数	構成比（%）
10 % 台	19	40	12	26
20 % 台	17	36	21	45
30 % 台	6	13	9	19
40 % 台	1 静岡	2	5	11
50 % 台	3 神奈川，愛知，大阪	6	0	
60 % 台	1 東京	2	0	

資料：自治省「地方財政統計年報」（昭和55年度）

第11章 税源の地域間偏在とその調整

表11-3 租 税 の 分 類

	国 税		都 道 府 県 税		市 町 村 税			
		構成比		構成比		構成比		
所得税	源泉所得税	29.0	道府県民税	個人	19.1	市町村民税	個人	34.0
	申告所得税	9.0		法人	7.5		法人	15.3
	法人税	31.4	事業税	個人	1.0			
				法人	38.5			
消費税	酒 税	5.0	たばこ消費税	3.1	たばこ消費税	4.7		
	砂糖消費税	0.2	娯楽施設利用税	1.0	電 気 税	4.4		
	揮発油税	5.5	料理飲食等消費税	5.4	ガ ス 税	0.2		
	石油ガス税	0.1	狩猟者登録税	0.1	木 材 引 取 税	0.0		
	航空機燃料税	0.2	軽油引取税	6.0	鉱 産 税	0.1		
	石 油 税	1.4	法定外普通税	0.2	法定外普通税	0.1		
	物 品 税	3.7						
	トランプ類税	0.0						
	取引所税	0.1						
	通 行 税	0.2						
	入 場 税	0.0						
	有価証券取引税	0.7						
	資産税	相 続 税	1.6	不動産取得税	3.8	軽自動車税	0.5	
自動車重量税		1.4	自動車取得税	3.7	固定資産税	土地	14.0	
			自動車税	10.6		家屋	11.7	
			鉱 区 税	0.0		償却資産	5.9	
					特別土地保有税	0.8		
					事業所税	1.6		
					都市計画税	5.5		

資料：国税庁「国税庁統計年報書」（昭和55年度）

自治省「地方財政統計年報」（昭和55年度）

（注）印紙収入，専売納付金，関税および特別会計が所管する税（譲与税等）は，分類から除外しているが，国税の構成比はそれらを含めた国税収入トータルに占める割合である。

での国税，都道府県税，市町村税のすべてが都道府県のレベルで徴収された
と想定してみよう。これはわが国におけるあらゆる租税負担を，都道府県に
帰属させた状況である。地域間の税源の偏在度を分析する1つの指標となる
う。

租税は大別すると何を課税ベースにするかにより，3つのカテゴリーに分
類できる。具体的には，所得税ベース，消費税ベース，資産税ベースであ
る。表11 - 3において，現行税目と各課税ベースの対応を示してある。分類
の若干困難なものに，有価証券取引税や不動産取得税などがある。便宜上，
流通の最終段階で課税されるものについては資産税ベースに，その他のもの
は消費税ベースに分類しておいた。

都道府県税と市町村税に属する租税はすべて，原資料（『地方財政統計年
報』自治省）から都道府県別の配分状況がそのまま入手可能である。しかし
国税の一部に関しては必ずしも直接に都道府県別のデータを得られない。そ
こで都道府県別にその配分を推計せねばならないケースが生じてくる。代表
的な税目についての配分方法は，次のようにおこなった。

<収納額の配分>

有価証券取引税 各地の国税局の収納額を株式および公社債の売買数
によって都道府県別に配分

自動車重量税 各地の陸運局の収納額を自動車保有台数によって都道
府県別に配分

さらに所得税，法人税，酒税の国税三税を収納額ではなく，その帰属負担
額によって都道府県別に配分する必要がある場合には，次の配分方法によっ
た。

<国税三税の帰属負担額の配分>

1. 源泉所得税

給与所得・退職金 トータルを雇用者所得（『県民所得統計』経済企
画庁）の賃金・俸給分によって都道府県別に配分

利子・配当所得 トータルを家計財産所得（同上）の利子・配当分

第11章 税源の地域間偏在とその調整

によって都道府県別に配分

事業所得・その他 収納額をそのまま帰属負担額とする。

2. 申告所得税 収納額をそのまま帰属負担額とする。
3. 酒税 トータルを酒小売販売量（『国税庁統計年報書』）によって都道府県別に配分
4. 法人税 トータルを配当控除後の法人企業所得（『県民所得統計』）によって都道府県別に配分

所得税，消費税，資産税の各ベースの割合を1人当たり税収の全国平均で見ると，国税は78：18：5であるのに対し地方税は58：16：26になる。消費を課税ベースにする割合は両者でほぼ等しいが，国税の方は地方税とくらべ所得税ベースがより大きく資産税ベースがより小さくなっている。税収全体の水準をみると，55年度の1人当たり収納額で国税は23万円，地方税は11.4万円である。このように税収の水準が大きいうえに所得税ベースを主体にするため，当然のこと国税の方が地域的なばらつきは大きい。

より詳細な分析は，表11 - 4と表11 - 5でおこなわれている。都道府県別に1人当たり税収の偏在度をみるために，変動係数⁽²⁾を計算してみた。合計欄で示されるように，国税の0.54にくらべ都道府県税，市町村税は0.28，0.26と小さい。国税の偏在度の大きいのは，主として地域間でばらつきの多い所

表11 - 4 都道府県別1人当たり税収の偏在度（変動係数）

	国 税	都道府県税	市 町 村 税	合 計
所 得 税	0.60	0.39	0.25	0.50
消 費 税	0.56	0.18	0.31	0.40
資 産 税	0.40	0.13	0.28	0.19
合 計	0.54	0.28	0.26	0.41

資料：国税庁「国税庁統計年報書」（昭和55年度）
自治省「地方財政統計年報」（昭和55年度）

(2) 変動係数とは標本値の標準偏差を平均値で割ったもので，標本の相対的なばらつきの度合を示す指標である。値が大きいほどばらつきが大きい。

表11 - 5 個別税収の都道府県偏在度

	国 税		都 道 府 県 税		市 町 村 税	
		変動 係数		変動 係数		変動 係数
所得税	源泉所得税	0.53	道府県民税 個人	0.27	市町村民税 個人	0.23
	申告所得税	0.28		法人		0.45
	法人税	0.78	事業税	0.44		
消費税	酒 税	0.87	たばこ消費税	0.11	たばこ消費税	0.30
	揮発油税, 地方 道路税	0.78	娯楽施設利用税 料理飲食等消費 税 自動車取得税 軽油引取税	0.31	電気税・ガス税	0.35
	物 品 税	1.01				
資産税	相 続 税	0.64	不動産取得税	0.19	固定資産税	0.29
	有価証券取引税	1.25	自 動 車 税	0.14	事 業 所 税	0.92
	自動車重量税	0.16			都 市 計 画 税	0.54

資料：国税庁「国税庁統計年報書」(昭和55年度)

自治省「地方財政統計年報」(昭和55年度)

得税ベースの課税によるところが大である。また地方税と比較すると、消費税ベースも資産税ベースもともに国税の場合は、地域間偏在度が大きい。

これは個々の税目の変動係数を示した表11 - 5からも明らかである。国税において、所得税ベースは賃金にかかる源泉所得税や法人税が、企業の本社から一括して納付されていること、消費税ベースでは酒税、揮発油税などが庫出しの段階で課税されていること、また資産税ベースの相続税、有価証券取引税にその性格上大きな地域間のばらつきがあること、などがその理由である。

税目毎の変動係数でみて、地域間の偏在度の最も小さいものが都道府県のたばこ消費税と自動車税である。反対に最もばらつきの大きいのが、法定外普通税のように例外的なものを除くと、国税の物品税になる。このように消費税ベースの国税は全体として偏在度が大きく、石油ガス税、物品税の一部を除くと製造者段階で課税されているのが特徴である。したがって実際に租税を負担する人と納税する人との間に地域的なつながりが薄くなり、そのた

表11 - 6 課税ベースの都道府県偏在度

所得ベース	雇用者所得 (賃金・俸給)	家計財産所得 (利子・配当・賃貸料)	法人企業所得 (配当控除後)	個人企業所得 (持家を除く)
全国平均1人あたり額	926千円	150千円	159千円	228千円
変動係数	0.18	0.34	0.46	0.20
消費ベース	家計最終消費支出	酒小売販売量 ⁽¹⁾	たばこ売渡実績 ⁽²⁾	スーパーマーケット販売額 ⁽³⁾
全国平均1人あたり額	1,056千円	59	19千円	100千円
変動係数	0.12	0.19	0.14	0.22
資産ベース	土地評価額 ⁽⁴⁾	預貯金残高 ⁽⁵⁾	自動車保有台数 ⁽⁶⁾	
全国平均1人あたり額	131万円	265万円	0.33台	
変動係数	0.43	0.31	0.15	

資料：(1)～(6)はいずれも1981年版「民力」(朝日新聞社)より引用した。その他は昭和54年度「県民所得統計」(経済企画庁)による。

- (1) 税務統計速報(国税庁)
- (2) 専売統計年報(日本専売公社)
- (3) 日本スーパーマーケット名鑑(商業界)
- (4) 固定資産の価格等の概要調書(自治省)
- (5) 都道府県別経済統計(日本銀行)
- (6) 車種別自動車保有車両数月報(運輸省)

めに国税として徴収せざるをえないことになる。逆に固定資産税などは租税負担者が地域に密着している。かかる点，市町村の税源として適している。地域の自主財源を拡大するために税源の委譲を求める場合には，以上のような税の地域性に考慮する必要がある。

次に税源のもう1つの指標として，課税ベースをとりあげその地域間偏在を検討してみよう。税収のケース同様，課税ベースを所得，消費，資産の3つのカテゴリーに分けてみた。

表11 - 6において，まず『県民所得統計』（経済企画庁，昭和54年度）を用いて，所得の課税ベースとして代表的な雇用者所得，家計財産所得，法人企業所得，個人企業所得の4項目の地域間偏在度を測定した。雇用者所得は1人当たり平均額が高いが，変動係数は比較的小さく課税ベースとしてのばらつきは余り大きくない。これに対し，家計財産所得と法人企業所得は1人当たり平均額が小さいが，地域間の偏在の程度は大きい。

消費の課税ベースは，全体としてみると他の課税ベースにくらべてより小さい偏在度をもつ。最も包括的な指標と考えられる家計最終消費支出（『県民所得統計』）によると，地域間のばらつきの状況は最も小さい。個々の消費税の対象になる酒，たばこの販売量，更に消費支出の1つの指標としてスーパーマーケットの販売額の偏在度も検討してみた。いずれも家計最終消費支出よりは，偏在の程度がより大きい。

資産の課税ベースの最も代表的なものは，土地評価額である。全国の地価の格差を反映して，当然のことその地域間のばらつきは大きい。他の資産ベースの指標として，預貯金残高と自動車保有台数もあわせ，その偏在度を調べてみた。自動車は地域的にみて，かなり均一的に保有されている。

さてこれまでの分析により，租税負担と課税ベースの両者にかなりの地域間偏在がみとめられた。だが両者が同じようなばらつきを示しているわけではない。課税ベースの評価や実際に適用される税率は，地域間で必ずしも同じとはかぎらない。いま参考までに税源の偏在度をみる追加的な尺度として，実効税率（課税ベースに対する税収の割合）をとりあげてみよう。

この実効税率も，表11 - 7で示したように所得ベース，消費ベース，資産

表11-7 実効税率の地域格差

所得ベース			消費ベース			資産ベース		
申告所得税 ⁽¹⁾ / 個人企業所得 ⁽²⁾			料理飯食等消費税 ⁽³⁾ / 飲食店販売額 ⁽⁴⁾			固定資産税 ⁽⁵⁾ / 土地評価額 ⁽⁶⁾		
実効税率	都道府県数	%	実効税率	都道府県数	%	実効税率	都道府県数	%
1 % 台	2 山梨, 沖縄	4	3 ~ 5% 台	3 埼玉, 千葉, 秋田	6	0.1 % 台	1 東京	2
2 % 台	19	40	6 ~ 8% 台	17	37	0.2 % 台	3 神奈川, 京都, 福岡	6
3 % 台	21	45	9 ~ 11% 台	21	45	0.4 % 台	3 北海道, 愛知, 大阪	6
4 % 台	4 北海道, 広島, 大阪, 山口	9	12 ~ 14% 台	4 静岡, 広島, 和歌山, 大分	8	0.5 % 台	3 埼玉, 兵庫, 奈良	6
5 % 台	1 愛知	2	15% 台	1 鳥取	2	0.6 % 台	6	13
			18% 台	1 石川	2	0.7 % 台	24	51
						0.8 % 台	7	15
実効税率の変動係数0.23			実効税率の変動係数0.42			実効税率の変動係数0.59		

- 資料：(1) 申告所得税のうち営業，農業，その他事業所得分 - 国税庁「国税庁統計年報書」(昭和54年度)
 (2) 持家を除く個人企業所得 - 経済企画庁「県民所得統計」(昭和54年度)
 (3) 都道府県税 - 自治省「地方財政統計年報」(昭和54年度)
 (4) 飲食店の年間販売額 - 通商産業省「商業統計表産業編」(昭和54年)
 (5) 市町村の固定資産税(土地) - 自治省「地方財政統計年報」(昭和54年度)
 (6) 土地の売買実例価格を基準とした評価額 - 自治省「固定資産の価格等の概要調書」(昭和54年度)

ベースに分けて検討しうる。所得ベースとして個人企業所得（持ち家を除く）に対する申告所得税（国税）の比率，同様に消費ベースとして飲食店販売額に対し都道府県の料理飲食等消費税，資産ベースとしては土地評価額に対し市町村の固定資産税（土地のみ）の比率をおのおのの代表例として都道府県別に計算してみた。表から明らかなように，3つのベースとも実効税率はかなりのばらつきをみせている。

変動係数で示される通り，資産ベースの実効税率の例が最も大きな地域格差を生じさせている。大都市圏ほど，実効税率は小さい。都市部において固定資産に対する超過課税や都市計画税などの形で資産に対する課税が強化されてはいるが，もともと土地の課税評価額が地価の実勢を反映していない。この実勢以下の土地評価が，資産ベースの実効税率の格差を説明する有力な要因であろう。次いで消費ベースの実効税率として採用した飲食店販売額に対する料理飲食等消費税の割合のばらつきが大きい。埼玉県の3.1%から石川県の18.8%まで，大きな開きがある。おそらく徴税力の差あるいは免税点以下の消費額の差などで，この地域格差は説明されるであろう。他方，申告所得税の実効税率の差は，予想外に小さい。一見すると累進税率をもつだけに，地域の所得水準の差を反映し実効税率にも地域差が生じやすいようにみえる。しかし表11 - 7でみるかぎり，その地域差は消費および資産ベースの例より小さい結果となっている。

III 地域所得の再分配

これまでの分析で明らかなように，税収でみても課税ベースでみても地域間の税源配分にはかなりの偏在がみられる。したがって，何らかの財政手段によりこの税源の地域間偏在を調整する必要性が生じてくる。これが一般に，財政調整といわれる機能である。

わが国において，この財政調整を直接の目的としたものに地方交付税の制度がある。と同時に中央政府から地方政府に支払われる国庫支出金にも，結果として財政調整の機能が生じてくる。これら2つの政府間の財政補助金は，当然のこと地域所得の再分配を促すことになる。国民経済計算上，昭和

第11章 税源の地域間偏在とその調整

55年度の中央政府支出のうち、36%が地方政府への移転で、15%が社会保障基金への移転である。(表10 - 1参照) 中央政府サービス、あるいは社会保障基金による公的年金や医療補助によっても、所得移転が発生し地域のサービス水準の平準化に役立っている。中央政府からのこれらすべての所得移転を考慮に入れ、地域所得の配分配を分析することは第1部で試みられているので、以下では地方交付税、国庫支出金のルートを通じる政府間の所得移転のみを明示的にとり上げることにする。

表11 - 8 財政による地域所得調整効果

	県民所得	国税三税負担額(帰着ベース)	地方政府の歳入	地方交付税	国庫支出金	財政補助金 +	県民可処分所得 - +	地方交付税交付前の地方政府歳入 -
全国平均1人あたり額 (千円)	1,065	149	386	66	84	150	1,606	320
県民所得との相対比	100	9	24	4	5	9	100	20
変動係数	0.18	0.30	0.21	0.69	0.45	0.55	0.11	0.14

資料：経済企画庁「県民所得統計」(昭和54年度)
 国税庁「国税庁統計年報書」(昭和54年度)
 自治省「地方財政統計年報」(昭和54年度)

表11 - 8において、地域所得として県民所得をとらえ、財政調整前後のその偏在度つまり再分配の効果を検討してある。54年度の1人当り県民所得の全国平均は、1605千円である。この中から所得税、法人税、酒税のいわゆる国税三税が支払われ、中央政府の収入になっている。しかしいまこれら国税三税をひとまず地方税として全額、都道府県レベルで徴収されるものとしよう。このためには、これらの租税負担を収納額によってではなく、実際に負担した帰属負担額によって地域別に配分しなおす必要が生じてくる(前節の配分方法を参照のこと)。このようにして配分された国税三税の1人当り全国平均は、149千円である。

表11 - 8には、更に地方政府の歳入、地方交付税、国庫支出金を現行制度にもとづいて地域間に配分した状況が示されている。財政調整の狙いから当

然のこと、地方交付税の配分のばらつきは大きく国庫支出金がこれについている。国税三税の負担額は地方交付税と国庫支出金を合計した財政補助金にほぼ見合っている。これは地方交付税交付金の一部が資金運用部からの借入れによって賄われていること、一般会計の公債金収入が歳入総額の約33%を占めていること、などの理由から財政補助金の国税三税に占める割合が増大したためである。

県民所得から都道府県毎に国税三税の帰属負担額を控除し、財政補助金の受取りを加えた再分配調整後の状況をみてみよう。表11-8の欄で計算されているように、全国1人当り平均の所得額は変わらないが変動係数は明らかに低下している。このことから、財政補助金が地域所得の平準化に大きな役割を果たしていることが分かる。

ところが地方財政に着目して、とを比較すると、地方交付税は地方政府の歳入の地域偏在度を拡大する方向に作用している。言い換えれば地方交付税は地域の財政力を平準化する以上に地域間の所得移転を促していることになる。そうした状況を調べるために、表11-9に示す4つのケースについて試算を行った結果が、表11-9-1、-2、-3、-4である。ケース(I)は政府間の移転が全くないと仮定し、国税三税がすべて地方税として徴収された場合の所得と財政支出の関連を都道府県の分布で示している。ケース

表11-9 可処分所得と財政支出に関する試算

ケース	県民可処分所得の算定式	変動係数	都道府県財政支出の算定式	変動係数
(I)財政補助金なし	県民所得	0.18	歳出 - 国庫支出金 - 地方交付税 + 国税三税 $\times \frac{150}{149}$	0.18
(II)地方交付税による調整	県民所得 - 国税三税 $\times \frac{66}{149}$ + 地方交付税	0.14	歳出 - 国庫支出金 + 国税三税 $\times \frac{84}{149}$	0.10
(III)国庫支出金による調整	県民所得 - 国税三税 $\times \frac{84}{149}$ + 国庫支出金	0.14	歳出 - 地方交付税 + 国税三税 $\times \frac{66}{149}$	0.11
(IV)両者による調整	県民所得 - 国税三税 $\times \frac{150}{149}$ + 国庫支出金 + 地方交付税	0.11	歳出	0.21

第11章 税源の地域間偏在とその調整

表11-9-1 ケース(I) 財政補助金なし

財政支出の 相対比 可処分所得の相対比	0.6未満	0.6~0.8 未満	0.8~1.0 未満	1.0~1.2 未満	1.2以上
0.6~0.8未満	沖縄(1)	青森, 長崎 宮崎, 鹿児島(4)	秋田, 和歌山, 島根, 高知, 大分(5)		
0.8~1.0未満		岩手, 愛媛(2)	その他(27)		
1.0~1.2未満			神奈川, 京都, 広島, 福岡(4)	兵庫, 愛知(2)	大阪(1)
1.2以上					東京(1)

表11-9-2 ケース(II) 地方交付税による調整後

財政支出の 相対比 可処分所得の相対比	0.6未満	0.6~0.8 未満	0.8~1.0 未満	1.0~1.2 未満	1.2以上
0.6~0.8未満		沖縄(1)	鹿児島(1)		
0.8~1.0未満		埼玉, 千葉(2)	その他(16)	北海道, 岩手, 秋田, 山形, 石川, 新潟, 富山, 福井, 山梨, 長野, 滋賀, 和歌山, 鳥取, 島根, 山口, 徳島, 香川, 高知, 佐賀(19)	
1.0~1.2未満			神奈川, 愛知, 京都, 兵庫, 広島(5)	大阪, 福岡(2)	
1.2以上					東京(1)

表11-9-3 ケース(III) 国庫支出金による調整後

財政支出の 相対比 可処分所 得の相対比	0.6未満	0.6~0.8 未満	0.8~1.0 未満	1.0~1.2 未満	1.2以上
0.6~0.8未満			鹿児島, 沖縄 (2)	岩手 (1)	
0.8~1.0未満		埼玉, 千葉 (2)	その他 (20)	北海道, 秋田, 新潟, 富山, 石川, 福井, 滋賀, 和歌山, 鳥取, 島根, 山口, 徳島, 高知, 佐賀 (14)	
1.0~1.2未満			神奈川, 京都, 兵庫 (3)	愛知, 大阪, 広島, 福岡 (4)	
1.2以上					東京 (1)

表11-9-4 ケース(IV) 両者による調整後

財政支出の 相対比 可処分所 得の相対比	0.6未満	0.6~0.8 未満	0.8~1.0 未満	1.0~1.2 未満	1.2以上
0.6~0.8未満					
0.8~1.0未満		埼玉, 千葉 (2)	宮城, 茨城, 栃木, 群馬, 岐阜, 静岡, 三重, 奈良 (8)	沖縄を含む その他 (18)	岩手, 秋田, 福井, 鳥取, 島根, 徳島, 高知, 佐賀, 鹿児島 (9)
1.0~1.2未満		神奈川 (1)	愛知, 京都, 大阪, 兵庫, 広島 (5)	岡山, 福岡 (2)	北海道 (1)
1.2以上			東京 (1)		

第11章 税源の地域間偏在とその調整

(II)は政府間の移転が地方交付税のみを通じて行われ、国税三税の残りは地方税として徴収される場合である。ケース(III)は反対に政府間の移転が国庫支出金のみで、かつ国庫支出金が国税三税によって賄われると仮定した場合である。(したがって、地方交付税分は地方税として徴収される。)ケース(IV)は現行制度に最も近く、地方交付税と国庫支出金によって政府間の移転が行われるとした場合の試算である。

ケース(I)とケース(II)，(III)を比較すると，(II)，(III)は所得の地域差が小さくなると同時に財政支出の地域差も縮小している。しかしケース(IV)とケース(II)，(III)を比較すると，(IV)では逆に財政支出の地域差が拡大し，所得の低い大多数の地域で平均以上の財政支出がなされている。

表11 - 10はケース(IV)の県民可処分所得に占める財政支出の比率を調べたものであるが，最も低い神奈川県16.5%から最も高い高知県の39.8%まで大きな開きがある。さらに，表11 - 11によって財政補助金の受取り額とその

表11 - 10 ケース(IV)における財政支出の可処分所得に対する比率

財政支出 / 可処分所得	都 道 府 県 数	構 成 比
16 ~ 18%台	3 埼玉，東京，神奈川	6.4 %
20 ~ 24%台	12	25.5
25 ~ 29%台	13	27.7
30 ~ 34%台	12	25.5
35 ~ 39%台	7 岩手，秋田，鳥取，島根，徳島，高知，鹿児島	14.9

表11 - 11 財政補助金における受益と負担の比率

受 益 率	都 道 府 県 数
0 ~ 0.5未満	4 東京，神奈川，愛知，大阪
0.5 ~ 1.0未満	5 埼玉，千葉，静岡，京都，兵庫，
1.0 ~ 2.0未満	20
2.0 ~ 3.0未満	13
3.0 ~ 3.5未満	4 青森，島根，高知，鹿児島
4.74	1 沖縄

(注) 受益率 = 財政補助金の受取額 / 帰着ベースの国税三

$$\text{税負担額} \times \frac{150}{149}$$

原資となる国税三税の負担額との比率を見れば、受益/負担が1.0未満の9つの都府県から1.0以上の1道37県へ所得の移転が行われていることがわかる。財政補助金を通じた所得移転について、地方交付税と国庫支出金では配分の結果にどのような相違があるかを調べたものが表11 - 12である。受益/負担の比率を見ると国庫支出金より地方交付税の比率の高い府県が圧倒的に多く、その逆が成り立つのは比率が1.0未満の都府県がほとんどである。す

表11 - 12 国庫支出金と地方交付税の受益率

国庫支出金の 受益率 / 地方交 付税の受益率	1.0未 満	1.0～2.0未満	2.0～3.0未満	3.0～4.0未満	4.0以 上
1.0未満	埼玉，千葉 東京，神奈 川，静岡， 愛知，京都 大阪，兵庫 (9)	広島(1)			
1.0～2.0未満		宮城，茨城 栃木，群馬 富山，石川 福岡，長野 岐阜，三重 香川，滋賀 奈良，岡山 山口(15)			
2.0～3.0未満		福島，新潟 福井，山梨 和歌山，愛 媛，熊本 (7)	北海道，山 形，徳島， 佐賀，長崎 大分，宮崎 (7)		
3.0～4.0未満			青森，岩手 秋田，鳥取 島根，鹿児 島(6)	高知(1)	
4.0以上					沖縄(1)

(注) 国庫支出金の受益率 = 国庫支出金の受取額 / 帰着ベースの国税三税負担額

$$\times \frac{84}{149}$$

地方交付税の受益率 = 地方交付税の受取額 / 帰着ベースの国税三税負担額

$$\times \frac{66}{149}$$

第11章 税源の地域間偏在とその調整

付表11 - 1 歳入に占める地方税の割合

		都 道 府 県	市 町 村
1	北海道	20.5%	21.2%
2	青森	13.4	18.4
3	岩手	13.5	18.2
4	宮城	26.2	30.2
5	秋田	13.0	18.8
6	山形	14.3	25.3
7	福島	20.2	25.0
8	茨城	28.9	30.6
9	栃木	28.6	35.8
10	群馬	26.3	27.2
11	埼玉	37.4	36.9
12	千葉	34.3	41.2
13	東京都	68.6	41.4
14	神奈川県	57.4	49.9
15	新潟	19.0	25.7
16	富山	22.9	31.9
17	石川	22.1	28.4
18	福井	20.8	28.1
19	山梨	16.2	21.9
20	長野	22.8	25.3
21	岐阜	24.1	28.3
22	静岡県	41.0	37.5
23	愛知	55.3	42.5
24	三重	26.1	27.9
25	滋賀	26.9	29.6
26	京都	39.3	32.0
27	大阪	55.9	41.1
28	兵庫県	36.1	32.3
29	奈良	20.3	25.8
30	和歌山	19.3	22.2
31	鳥取	11.9	18.5
32	島根	10.7	16.9
33	岡山	23.7	29.5
34	広島	30.5	33.2
35	山口	24.6	29.9
36	徳島	13.6	19.9
37	香川	22.9	28.8
38	愛媛	18.4	23.1
39	高知	10.8	16.4
40	福岡	31.9	24.8
41	佐賀	14.1	20.3
42	長崎	14.1	18.3
43	熊本	15.8	18.8
44	大宮	16.0	24.1
45	宮崎	14.2	19.3
46	鹿児島	13.3	17.5
47	沖縄	11.7	13.4
1人あたり全国平均		32.7%	31.1%
変動係数		0.47	0.29

なわち中央政府が行う資源配分が、わが国の場合には地方交付税という地方政府の一般財源を通じてより積極的に行われていることになる。地方税の課税ベースについては地域の行政サービスから少なからぬ恩恵を受ける住民を対象に、普遍的な税源に対して低率で課税することが原則である。また選択的に消費される公共サービスについては、便益課税としての性格を明白にする必要がある。これらの要件を満たさないために国が地方にかわって税を徴収する場合には、原則として負担に応じた財源配分がなされるべきであり、地方財政の独立性を損うような形での財源調整は望ましくないといえよう。

第11章 税源の地域間偏在とその調整

付表11 - 2 税収の偏在度（対比）

	所得税				消費税				資産税				
	国	都道府県	市町村	計	国	都道府県	市町村	計	国	都道府県	市町村	計	
1	北海道	0.62	0.69	0.84	0.65	0.78	1.19	1.01	0.87	0.71	1.06	0.82	0.84
2	青森	0.37	0.42	0.82	0.42	0.56	0.92	1.04	0.66	0.56	0.91	0.84	0.80
3	岩手	0.39	0.48	0.85	0.45	0.09	0.88	0.99	0.34	0.56	0.97	0.86	0.82
4	宮城	0.68	0.75	1.21	0.74	1.51	1.12	1.20	1.36	0.72	1.11	1.30	1.16
5	秋田	0.38	0.48	0.83	0.44	0.50	0.89	1.10	0.62	0.54	1.02	0.87	0.84
6	山形	0.42	0.50	0.87	0.48	0.35	0.94	1.21	0.54	0.63	1.07	1.08	0.99
7	福島	0.41	0.66	0.92	0.50	0.31	1.03	1.24	0.53	0.65	1.13	1.09	1.02
8	茨城	0.46	0.81	1.17	0.59	0.97	0.98	1.32	0.98	0.80	1.23	1.22	1.15
9	栃木	0.51	0.88	1.28	0.65	1.81	1.20	1.44	1.60	0.92	1.20	1.36	1.25
10	群馬	0.57	0.75	1.16	0.66	1.09	1.09	1.37	1.09	0.93	1.20	1.16	1.10
11	埼玉県	0.53	0.84	1.51	0.68	0.40	0.67	1.12	0.51	1.07	0.97	1.24	1.22
12	千葉県	0.48	0.85	1.54	0.65	1.08	0.77	1.25	1.00	0.98	0.96	1.59	1.39
13	東京都	3.49	2.00	0.53	2.94	1.00	1.32	0.30	1.21	2.80	0.98	0.45	0.87
14	神奈川県	0.85	1.29	0.86	0.93	2.43	0.91	0.59	1.89	1.06	1.01	0.80	0.97
15	新潟	0.52	0.68	1.06	0.60	0.68	1.04	1.28	0.79	0.64	0.99	1.21	1.06
16	富山	0.81	0.93	1.33	0.88	0.62	1.04	1.35	0.76	0.70	1.11	1.36	1.17
17	石川	0.64	0.78	1.27	0.73	0.50	1.38	1.47	0.76	0.70	1.11	1.33	1.17
18	福井	0.70	0.89	1.20	0.78	0.51	1.25	1.37	0.73	0.78	1.36	1.45	1.32
19	山梨	0.44	0.58	0.93	0.52	0.16	1.02	1.24	0.44	0.81	1.10	0.98	0.95
20	長野	0.58	0.75	1.13	0.66	0.25	0.97	1.25	0.48	0.71	1.12	1.21	1.08
21	岐阜	0.61	0.71	1.12	0.68	0.31	0.96	1.35	0.53	0.78	1.13	1.26	1.14
22	静岡県	0.75	1.09	1.41	0.87	1.33	1.27	1.59	1.30	0.86	1.13	1.47	1.30
23	愛知県	1.25	1.54	1.08	1.29	1.76	1.14	0.98	1.52	1.06	1.24	1.00	1.10
24	三重	0.51	0.80	1.19	0.63	1.39	1.00	1.52	1.28	0.71	1.00	1.11	1.00
25	滋賀	0.48	0.95	1.37	0.65	0.97	1.44	1.44	1.08	0.66	1.06	1.32	1.14
26	京都	0.99	1.01	0.52	0.95	1.28	0.86	0.47	1.09	0.93	0.87	0.43	0.65
27	大阪	1.75	1.44	1.10	1.63	1.15	0.94	0.83	1.08	1.02	0.86	1.08	1.03
28	兵庫県	0.82	0.98	1.11	0.87	1.39	0.90	0.92	1.21	0.89	0.88	1.17	1.11
29	奈良	0.46	0.67	1.35	0.58	0.19	0.62	1.09	0.36	0.74	0.81	1.01	0.94
30	和歌山	0.48	0.76	1.10	0.59	1.08	0.91	1.35	1.04	0.80	0.85	1.12	1.01
31	鳥取	0.45	0.52	0.97	0.52	0.55	1.15	1.29	0.72	0.61	1.01	0.94	0.87
32	島根	0.41	0.50	0.90	0.48	0.21	0.91	1.08	0.42	0.54	0.83	0.94	0.82
33	岡山	0.54	0.77	1.21	0.65	1.46	0.98	1.46	1.32	0.65	0.99	1.60	1.29
34	広島	0.81	0.90	0.80	0.82	1.20	1.03	0.85	1.10	0.69	0.97	0.95	0.92
35	山口	0.56	0.92	1.33	0.70	0.92	1.02	1.37	0.95	0.58	0.90	1.42	1.15
36	徳島	0.46	0.60	0.97	0.54	0.10	0.74	1.29	0.34	0.63	0.94	1.01	0.92
37	香川	0.77	0.80	1.27	0.82	0.73	0.88	1.33	0.79	0.71	0.93	1.22	1.06
38	愛媛	0.50	0.62	0.98	0.57	0.48	0.79	1.29	0.60	0.52	0.85	1.05	0.91
39	高知	0.48	0.51	0.98	0.53	0.36	0.85	1.19	0.52	0.71	0.85	0.89	0.85
40	福岡	0.70	0.88	0.52	0.72	0.99	0.92	0.60	0.92	0.62	0.94	0.48	0.61
41	佐賀	0.41	0.54	0.90	0.48	0.29	0.84	1.11	0.47	0.57	0.91	0.82	0.78
42	長崎	0.40	0.46	0.85	0.45	0.26	0.81	1.01	0.44	0.46	0.72	0.86	0.75
43	熊本	0.45	0.49	0.88	0.49	0.41	0.87	1.09	0.56	0.54	0.92	0.85	0.79
44	大分	0.41	0.59	0.96	0.49	0.99	0.94	1.28	0.98	0.56	0.94	1.22	1.03
45	宮崎	0.40	0.48	0.83	0.46	0.42	0.91	1.11	0.57	0.64	0.99	0.89	0.85
46	鹿児島	0.39	0.46	0.82	0.44	0.36	0.81	1.00	0.50	0.56	0.89	0.78	0.75
47	沖縄	0.32	0.84	0.60	0.35	0.65	0.72	1.09	0.69	0.51	0.89	0.50	0.57
1人あたり全国平均(千円)		179.0	42.8	24.0	245.8	40.6	12.5	5.9	59.0	10.4	9.4	20.5	40.3
変動係数		0.60	0.39	0.25	0.50	0.56	0.18	0.31	0.40	0.40	0.13	0.28	0.19

付表11 - 3 国税の偏在度（対比）

	所得税			消費税			資産税			国税 トータル
	源泉 所得税	申告 所得税	法人税	酒税	揮発油税 地方道路 税	物品税	相続税	有価証券 取引税	自動車 重量税	
1 北海道	0.76	0.92	0.40	0.86	1.03	0.21	0.43	0.06	1.21	0.65
2 青森	0.45	0.73	0.20	0.17	1.20	0.09	0.32	0.03	0.99	0.41
3 岩手	0.47	0.59	0.25	0.19	0.0	0.13	0.26	0.03	1.02	0.34
4 宮城	0.73	0.81	0.60	1.76	2.05	0.21	0.55	0.04	1.12	0.83
5 秋田	0.46	0.57	0.25	0.53	0.80	0.07	0.22	0.03	1.01	0.41
6 山形	0.49	0.60	0.29	0.29	0.54	0.16	0.29	0.04	1.12	0.42
7 福島	0.49	0.65	0.27	0.48	0.24	0.31	0.37	0.03	1.12	0.40
8 茨城	0.56	0.75	0.29	1.90	0.71	0.58	0.60	0.10	1.24	0.57
9 栃木	0.60	0.80	0.34	2.66	0.0	4.68	0.81	0.11	1.31	0.76
10 群馬	0.63	0.75	0.45	2.16	0.14	1.75	0.58	0.12	1.47	0.68
11 埼玉県	0.56	1.10	0.34	0.42	0.07	1.06	1.69	0.09	0.96	0.53
12 千葉県	0.56	0.99	0.26	0.41	2.14	0.35	1.39	0.67	0.95	0.61
13 東京都	0.22	1.79	4.22	0.73	0.28	1.03	2.85	7.42	0.86	3.20
14 神奈川県	0.90	1.18	0.71	2.12	2.99	2.76	1.70	0.73	0.86	1.14
15 新潟	0.60	0.65	0.41	0.21	1.41	0.19	0.38	0.13	1.02	0.56
16 富山	0.78	0.78	0.85	0.16	1.15	0.10	0.30	0.21	1.18	0.77
17 石川	0.74	0.81	0.50	0.25	0.95	0.12	0.45	0.15	1.13	0.62
18 福井	0.68	0.79	0.68	0.13	1.12	0.09	0.56	0.15	1.22	0.67
19 山梨	0.53	0.66	0.31	0.33	0.10	0.09	0.49	0.79	1.33	0.41
20 長野	0.64	0.70	0.50	0.24	0.0	0.79	0.32	0.12	1.24	0.53
21 岐阜	0.64	0.84	0.52	0.15	0.0	1.18	0.56	0.16	1.24	0.57
22 静岡県	0.78	0.96	0.66	0.61	1.07	3.23	0.76	0.19	1.21	0.86
23 愛知県	1.10	1.20	1.41	1.37	1.50	2.89	1.23	0.32	1.20	1.34
24 三重	0.60	0.80	0.34	0.11	2.97	0.79	0.40	0.15	1.19	0.67
25 滋賀	0.58	0.65	0.35	1.94	0.0	1.79	0.42	0.32	1.08	0.58
26 京都	1.02	1.24	0.90	3.25	0.07	1.31	1.25	0.56	0.84	1.04
27 大阪	1.56	1.21	2.08	1.05	1.11	1.22	1.20	1.07	0.76	1.61
28 兵庫県	0.82	1.03	0.74	2.82	1.05	0.32	1.28	0.43	0.81	0.92
29 奈良	0.47	0.92	0.31	0.09	0.0	0.74	0.87	0.39	0.84	0.42
30 和歌山	0.57	0.78	0.30	0.09	2.55	0.18	0.76	0.43	1.04	0.60
31 鳥取	0.56	0.67	0.28	0.20	1.08	0.22	0.24	0.13	1.02	0.48
32 島根	0.50	0.61	0.28	0.22	0.28	0.12	0.17	0.07	0.95	0.38
33 岡山	0.65	0.64	0.42	1.64	1.82	1.05	0.36	0.13	1.02	0.71
34 広島	0.86	0.92	0.72	1.80	0.73	1.28	0.67	0.13	0.88	0.87
35 山口	0.66	0.73	0.42	0.13	2.03	0.17	0.33	0.09	0.93	0.63
36 徳島	0.51	0.78	0.32	0.07	0.0	0.28	0.40	0.09	0.97	0.41
37 香川	0.76	0.89	0.74	0.20	1.25	0.24	0.55	0.14	0.97	0.76
38 愛媛	0.53	0.81	0.39	0.10	0.86	0.42	0.30	0.09	0.84	0.50
39 高知	0.55	0.85	0.30	0.26	0.60	0.11	0.62	0.09	0.98	0.47
40 福岡	0.76	0.92	0.59	1.35	1.04	0.31	0.46	0.07	0.91	0.75
41 佐賀	0.46	0.75	0.27	0.52	0.21	0.21	0.23	0.05	1.01	0.39
42 長崎	0.48	0.69	0.24	0.11	0.44	0.10	0.26	0.05	0.75	0.38
43 熊本	0.49	0.78	0.31	0.13	0.82	0.11	0.21	0.03	0.99	0.44
44 大分	0.50	0.68	0.25	1.17	1.49	0.14	0.29	0.03	0.95	0.52
45 宮崎	0.46	0.71	0.26	0.09	0.78	0.11	0.28	0.03	1.15	0.42
46 鹿児島	0.42	0.71	0.26	0.12	0.66	0.06	0.27	0.03	1.00	0.39
47 沖縄	0.37	0.58	0.20	0.55	0.76	0.06	0.21	0.04	0.94	0.39
1人あたり全国 平均(千円)	75.5	23.1	80.4	11.9	16.0	8.8	3.9	1.8	4.5	230.0
変動係数	0.53	0.28	0.78	0.87	0.78	1.01	0.64	1.25	0.16	0.54

第11章 税源の地域間偏在とその調整

付表11 - 4 都道府県税の偏在度（対比）

	所得税			消費税			資産税		都道府県 税 トータル
	道府県民 税 (個人)	道府県民 税 (法人)	事業税	たばこ 消費税	娯楽施設 利用税 料飲税	自動車取得 税 軽油取引税	不動産 取得税	自動車税	
1 北海道	0.92	0.62	0.60	1.17	1.05	1.30	1.10	1.05	0.84
2 青森	0.63	0.34	0.33	0.93	0.68	1.07	0.92	0.91	0.58
3 岩手	0.64	0.43	0.41	0.81	0.59	1.10	0.98	0.98	0.63
4 宮城	0.85	0.74	0.70	1.00	0.95	1.29	1.18	1.09	0.87
5 秋田	0.61	0.46	0.43	0.84	0.67	1.05	1.08	1.00	0.64
6 山形	0.67	0.42	0.43	0.93	0.73	1.08	1.03	1.10	0.66
7 福島	0.67	0.48	0.70	0.96	0.81	1.09	0.91	1.06	0.80
8 茨城	0.78	0.80	0.82	1.00	0.72	1.12	0.87	1.24	0.90
9 栃木	0.80	0.95	0.91	1.02	1.27	1.22	0.93	1.32	0.99
10 群馬	0.78	0.77	0.74	1.01	0.98	1.19	0.81	1.36	0.88
11 埼玉	1.12	0.75	0.72	0.86	0.44	0.77	1.02	0.97	0.83
12 千葉県	1.16	0.70	0.72	0.90	0.66	0.81	0.97	0.95	0.85
13 東京都	1.63	2.27	2.14	1.33	1.86	0.97	1.32	0.87	1.72
14 神奈川県	1.43	1.17	1.25	0.97	0.93	0.88	1.24	0.94	1.17
15 新潟	0.74	0.67	0.65	0.95	0.93	1.14	0.98	1.00	0.79
16 富山	0.87	0.92	0.97	0.89	0.68	1.34	1.00	1.16	0.98
17 石川	0.90	0.74	0.73	1.02	1.99	1.10	1.03	1.15	0.94
18 福井	0.86	0.87	0.94	0.95	0.84	1.26	0.96	1.18	1.03
19 山梨	0.68	0.53	0.54	0.97	1.10	0.98	0.85	1.20	0.74
20 長野	0.78	0.73	0.74	0.87	0.93	1.02	0.97	1.18	0.85
21 岐阜	0.82	0.64	0.67	0.90	0.88	1.03	0.87	1.24	0.82
22 静岡県	0.95	1.06	1.17	0.95	1.53	1.18	1.00	1.19	1.13
23 愛知県	1.13	1.66	1.72	1.03	0.89	1.35	1.08	1.30	1.42
24 三重	0.82	0.80	0.79	0.91	0.93	1.09	0.72	1.11	0.87
25 滋賀	0.89	1.00	0.98	0.94	0.97	1.91	1.01	1.08	1.06
26 京都	1.12	1.00	0.96	1.03	1.08	0.68	0.85	0.89	0.96
27 大阪	1.13	1.58	1.57	1.14	1.07	0.79	1.18	0.76	1.26
28 兵庫県	1.10	0.88	0.95	0.93	0.94	0.87	0.99	0.85	0.95
29 奈良	1.08	0.49	0.51	0.84	0.58	0.58	0.77	0.83	0.68
30 和歌山	0.72	0.77	0.77	0.98	0.97	0.84	0.67	0.92	0.80
31 鳥取	0.74	0.45	0.43	0.94	1.24	1.16	0.98	1.03	0.72
32 島根	0.69	0.43	0.43	0.84	0.81	0.96	0.61	0.91	0.63
33 岡山	0.81	0.79	0.75	0.92	0.79	1.13	0.84	1.05	0.84
34 広島	0.95	0.89	0.88	0.91	1.18	0.99	0.88	1.01	0.94
35 山口	0.86	0.93	0.95	0.92	0.92	1.12	0.73	0.97	0.94
36 徳島	0.69	0.58	0.56	0.97	0.53	0.82	0.85	0.99	0.68
37 香川	0.86	0.80	0.76	0.96	0.71	0.96	0.91	0.94	0.83
38 愛媛	0.67	0.61	0.61	0.90	0.66	0.80	0.87	0.85	0.69
39 高知	0.73	0.44	0.41	0.95	0.71	0.90	0.64	0.94	0.62
40 福岡	0.89	0.89	0.87	0.97	0.86	0.95	0.92	0.96	0.90
41 佐賀	0.67	0.46	0.48	0.86	0.82	0.86	0.76	0.97	0.65
42 長門	0.66	0.34	0.38	0.87	0.95	0.68	0.76	0.71	0.56
43 熊本	0.65	0.44	0.41	0.85	0.89	0.87	0.68	1.01	0.62
44 大分	0.68	0.55	0.55	0.91	1.09	0.86	0.86	0.97	0.71
45 宮崎	0.61	0.43	0.43	0.91	7.70	1.03	0.65	1.13	0.64
46 鹿児島	0.59	0.44	0.40	0.83	0.63	0.91	0.71	0.96	0.59
47 沖縄	0.48	0.25	0.28	0.91	0.63	0.66	0.65	0.98	0.49
1人あたり全国 平均(千円)	12.4	4.9	25.5	2.0	4.1	6.3	2.5	6.8	64.7
変動係数	0.27	0.45	0.44	0.11	0.31	0.23	0.19	0.14	0.28

付表11 - 5 市町村税の偏在度（対比）

	所得税		消費税		資産税			市町村税 トータル
	市町村民税 (個人)	市町村民税 (法人)	たばこ 消費税	電気税 ガス税	固定資産税	事業所税	都市計画税	
1 北海道	0.89	0.69	1.19	0.68	0.84	0.79	0.66	0.85
2 青森	0.88	0.53	1.28	0.82	0.94	0.06	0.15	0.85
3 岩手	0.87	0.78	1.12	0.83	0.95	0.0	0.32	0.87
4 宮城	1.18	1.29	1.38	1.05	1.22	2.19	1.51	1.24
5 秋田	0.83	0.81	1.17	0.91	1.00	0.11	0.08	0.87
6 山形	0.91	0.79	1.28	1.06	1.12	0.26	1.10	0.99
7 福島	0.92	0.94	1.33	1.11	1.14	0.62	0.73	1.02
8 茨城	1.08	1.42	1.38	1.34	1.30	0.50	0.72	1.21
9 栃木	1.10	1.79	1.41	1.41	1.32	1.81	1.28	1.33
10 群馬	1.07	1.44	1.40	1.26	1.17	0.48	1.01	1.18
11 埼玉県	1.59	1.29	1.18	1.14	1.21	0.90	1.71	1.36
12 千葉県	1.64	1.25	1.24	1.34	1.51	2.29	1.83	1.53
13 東京都	0.59	0.38	0.32	0.29	0.41	0.31	0.87	0.47
14 神奈川県	0.87	0.83	0.55	0.63	0.78	0.85	1.13	0.31
15 新潟	1.01	1.22	1.31	1.18	1.27	1.25	0.85	1.15
16 富山	1.20	1.69	1.24	1.50	1.50	0.75	0.61	1.34
17 石川	1.23	1.36	1.41	1.35	1.31	2.48	1.38	1.31
18 福井	1.18	1.28	1.31	1.45	1.57	0.0	1.11	1.32
19 山梨	0.93	0.94	1.34	1.08	1.00	0.37	0.69	0.98
20 長野	1.07	1.29	1.20	1.19	1.24	1.16	0.83	1.17
21 岐阜	1.14	1.05	1.25	1.41	1.27	0.69	1.27	1.20
22 静岡県	1.32	1.67	1.31	1.75	1.42	1.99	1.61	1.45
23 愛知県	0.94	1.49	0.80	1.23	1.02	0.61	1.03	1.04
24 三重	1.14	1.30	1.26	1.82	1.13	0.02	0.79	1.19
25 滋賀	1.22	1.78	1.31	1.66	1.38	0.29	0.94	1.36
26 京都	0.54	0.44	0.47	0.48	0.43	0.28	0.31	0.48
27 大阪	1.13	1.01	0.80	0.92	0.99	1.82	1.83	1.06
28 兵庫県	1.14	1.03	0.89	0.99	1.11	1.87	1.62	1.12
29 奈良	1.52	0.88	1.16	1.07	1.02	0.47	0.91	1.18
30 和歌山	1.01	1.36	1.36	1.26	1.10	2.51	0.75	1.14
31 鳥取	1.01	0.85	1.30	1.17	1.05	0.0	0.15	0.99
32 島根	0.94	0.79	1.16	0.98	1.05	0.0	0.20	0.94
33 岡山	1.11	1.49	1.27	1.73	1.52	4.28	1.68	1.40
34 広島	0.79	0.82	0.79	0.95	0.98	1.37	0.66	0.87
35 山口	1.20	1.73	1.27	1.51	1.49	0.17	1.22	1.37
36 徳島	0.96	1.00	1.34	1.32	1.06	0.05	0.34	1.02
37 香川県	1.21	1.45	1.32	1.43	1.34	1.80	0.09	1.26
38 愛媛	0.93	1.10	1.22	1.29	1.16	1.30	0.18	1.04
39 高知	1.03	0.82	1.31	1.05	1.00	0.0	0.0	0.96
40 福岡	0.56	0.41	0.62	0.53	0.52	0.06	0.21	0.51
41 佐賀	0.93	0.81	1.20	1.05	0.90	0.04	0.30	0.89
42 長崎	0.91	0.68	1.20	0.80	0.84	1.41	0.96	0.88
43 熊本	0.91	0.80	1.18	0.96	0.88	1.24	0.48	0.89
44 大分	0.95	0.99	1.25	1.22	1.22	1.90	0.97	1.10
45 宮崎	0.85	0.79	1.26	0.97	0.97	0.17	0.42	0.89
46 鹿児島	0.83	0.78	1.15	0.84	0.78	1.07	0.60	0.82
47 沖縄	0.66	0.44	1.27	0.98	0.56	0.01	0.0	0.61
1人あたり全国 平均(千円)	17.8	6.3	2.5	2.5	17.0	0.5	2.1	49.7
変動係数	0.23	0.38	0.30	0.35	0.29	0.92	0.54	0.26

第11章 税源の地域間偏在とその調整

付表11 - 6 課税ベースの偏在度（対比）

	所得ベース				消費ベース				資産ベース		
	雇用者所得 (賃金俸給)	家計所得 (利子配当賃貸料)	法人企業所得 (配当控除後)	個人企業所得 (持家を除く)	家計最終消費支出	酒小売販売量	たばこ売渡実績	スーパーマーケット販売額	土地評価額	預貯金残高	自動車保有数
1 北海道	1.09	0.69	0.56	1.01	1.03	0.97	1.14	1.09	0.56	0.77	1.08
2 青森	0.73	0.60	0.29	1.16	0.85	0.94	0.88	0.72	0.46	0.59	0.94
3 岩手	0.76	0.52	0.38	1.10	0.82	0.92	0.76	0.68	0.43	0.62	0.97
4 宮城	0.91	0.64	0.71	1.21	1.00	0.92	0.94	0.81	0.75	0.73	1.05
5 秋田	0.72	0.51	0.46	1.29	0.88	1.12	0.80	0.71	0.47	0.59	1.06
6 山形	0.73	0.66	0.43	1.30	0.97	0.98	0.86	0.79	0.67	0.68	1.17
7 福島	0.82	0.63	0.66	1.03	0.84	0.96	0.92	0.94	0.53	0.66	1.06
8 茨城	0.84	0.65	0.78	1.22	0.85	0.85	0.95	0.85	0.62	0.72	1.14
9 栃木	0.91	0.81	0.78	1.12	0.96	0.89	0.98	0.98	0.86	0.79	1.22
10 群馬	0.87	0.78	0.69	1.09	0.99	0.84	0.99	0.97	0.69	0.87	1.37
11 埼玉	1.04	0.75	0.71	0.73	1.07	0.82	0.84	1.30	1.10	0.71	0.87
12 千葉	1.07	0.76	0.63	0.68	0.97	0.83	0.86	1.13	0.95	0.68	0.85
13 東京都	1.36	2.23	2.51	1.11	1.30	1.41	1.44	1.12	2.10	2.25	0.81
14 神奈川県	1.24	0.95	1.02	0.75	1.11	0.94	0.98	1.40	1.67	0.74	0.79
15 新潟	0.92	0.70	0.45	0.85	0.89	1.09	0.91	0.76	0.65	0.80	1.06
16 富山	0.94	0.87	0.93	0.93	0.98	0.94	0.88	0.77	0.66	0.99	1.16
17 石川	0.93	0.87	0.69	1.11	0.98	1.00	1.03	0.97	0.67	0.94	1.11
18 福井	0.87	0.90	0.75	1.14	0.91	0.94	0.93	1.08	0.57	1.00	1.20
19 山梨	0.75	0.81	0.67	1.38	0.89	0.98	0.96	0.99	0.67	0.87	1.24
20 長野	0.90	0.83	0.84	1.15	0.86	0.98	0.85	0.93	0.60	0.90	1.29
21 岐阜	0.83	0.98	0.60	1.09	0.92	0.86	0.90	0.91	0.84	0.98	1.21
22 静岡県	0.94	0.83	1.20	0.98	0.86	0.99	0.95	0.85	0.81	0.90	1.19
23 愛知県	1.07	1.11	1.56	0.82	0.99	0.94	1.04	1.01	1.07	1.04	1.18
24 三重	0.89	0.80	0.70	1.12	0.91	0.78	0.90	1.14	0.55	0.90	1.17
25 滋賀	0.94	0.76	0.87	0.85	0.91	0.85	0.90	0.99	0.77	0.89	1.10
26 京都	0.95	1.10	1.11	1.19	1.05	1.04	1.08	0.79	0.88	1.10	0.88
27 大阪	1.07	1.59	1.37	0.92	1.05	1.28	1.22	0.95	1.52	1.41	0.80
28 兵庫県	1.05	1.11	0.85	0.88	1.01	1.02	0.95	1.17	1.16	1.01	0.85
29 奈良	1.00	0.99	0.48	0.86	0.85	0.74	0.82	0.97	0.84	0.91	0.85
30 和歌山	0.76	0.85	0.58	1.09	0.90	0.96	0.99	0.90	0.79	1.08	1.10
31 鳥取	0.87	0.72	0.52	0.92	0.89	1.11	0.88	0.96	0.44	0.84	1.17
32 島根	0.80	0.66	0.46	1.05	0.90	1.09	0.79	0.87	0.44	0.69	1.09
33 岡山	1.00	0.80	0.81	0.99	1.00	0.87	0.89	1.15	0.93	0.85	1.18
34 広島	1.06	0.82	1.03	0.87	1.06	1.08	0.91	1.03	1.18	0.94	1.02
35 山口	0.92	0.78	0.89	0.74	0.98	1.07	0.89	1.11	0.77	0.85	1.08
36 徳島	0.72	0.76	0.63	1.47	0.89	0.83	0.94	0.66	0.65	0.94	1.16
37 香川	0.87	1.02	0.75	1.05	0.95	0.89	0.94	1.02	0.83	1.10	1.14
38 愛媛	0.79	0.76	0.54	1.17	0.95	0.92	0.87	0.78	0.66	0.91	1.01
39 高知	0.69	0.86	0.44	1.39	0.97	1.14	0.93	1.09	0.58	0.91	1.16
40 福岡	1.08	0.75	1.18	1.09	1.06	0.96	0.97	1.13	0.78	0.79	1.00
41 佐賀	0.77	0.62	0.49	1.28	0.81	0.90	0.84	0.93	0.42	0.78	1.12
42 長崎	0.81	0.59	0.40	1.06	0.88	0.90	0.84	0.51	0.43	0.64	0.83
43 熊本	0.80	0.62	0.76	1.29	0.84	0.90	0.81	0.72	0.45	0.60	1.09
44 大分	0.78	0.66	0.44	1.13	0.88	0.92	0.87	0.90	0.57	0.69	1.04
45 宮崎	0.72	0.58	0.44	1.35	0.80	0.96	0.87	0.92	0.45	0.57	1.25
46 鹿児島	0.69	0.52	0.41	1.13	0.81	0.84	0.81	0.60	0.36	0.61	1.09
47 沖縄	0.65	0.57	0.30	0.92	0.68		0.79	0.17	0.23	0.47	1.97
1人あたり全国平均(千円)	926	150	159	228	1,056	59	19	100	万円 131	万円 265	台 0.33
変動係数	0.18	0.34	0.46	0.20	0.12	0.19	0.14	0.22	0.43	0.31	0.15

付表11-7 実効税率の地域格差 (対比)

	所得ベース			消費ベース			資産ベース		
	申告 所得税	個人企業 所得	実効 税率	料理飲食等 消費税	飲食店 販売額	実効税率	固定資産税 (土地)	土地評価税	実効税率
			%			%			%
1 北海道	1.28	1.01	4.27	1.10	0.83	10.26	0.58	0.56	0.48
2 青森	1.02	1.16	2.96	0.77	0.58	10.28	0.79	0.46	0.79
3 岩手	0.83	1.10	2.54	0.65	0.61	8.25	0.71	0.43	0.76
4 宮城	0.95	1.21	2.54	1.00	0.82	9.44	1.21	0.75	0.74
5 秋田	0.95	1.29	2.48	0.79	0.64	9.55	0.85	0.47	0.83
6 山形	0.84	1.30	2.18	0.14	0.63	1.72	0.97	0.67	0.67
7 福島	0.86	1.03	2.81	0.84	0.67	9.70	0.83	0.53	0.72
8 茨城	0.80	1.22	2.21	0.52	0.70	5.75	0.98	0.62	0.73
9 栃木	0.91	1.12	2.74	1.02	0.79	9.99	1.25	0.86	0.67
10 群馬	0.88	1.09	2.72	0.93	0.82	8.78	1.01	0.69	0.67
11 埼玉県	0.79	0.73	3.65	0.31	0.77	3.12	1.33	1.10	0.56
12 千葉県	0.65	0.68	3.22	0.46	0.89	4.00	1.45	0.95	0.70
13 東京都	1.07	1.11	3.25	2.12	2.25	7.29	0.62	2.10	0.14
14 神奈川県	0.74	0.75	3.33	0.89	1.14	6.04	0.95	1.67	0.26
15 新潟	0.76	0.85	3.01	1.03	0.71	11.23	1.11	0.65	0.79
16 富山	1.04	0.93	3.77	0.73	0.62	9.11	1.19	0.66	0.83
17 石川	0.98	1.11	2.98	2.03	0.84	18.70	1.12	0.67	0.77
18 福井	1.03	1.14	3.04	0.87	0.74	9.10	0.97	0.57	0.78
19 山梨	0.69	1.38	1.69	1.02	0.81	9.75	0.94	0.67	0.65
20 長野	0.80	1.15	2.34	0.95	0.86	8.55	1.02	0.60	0.78
21 岐阜	0.91	1.09	2.81	0.76	0.77	7.64	1.24	0.84	0.68
22 静岡県	1.06	0.98	3.65	1.50	0.91	12.76	1.30	0.81	0.74
23 愛知県	1.24	0.82	5.10	0.91	1.07	6.58	0.96	1.07	0.41
24 三重	1.03	1.12	3.10	0.79	0.67	9.13	0.93	0.55	0.78
25 滋賀	0.69	0.85	2.74	0.67	0.77	6.73	1.25	0.77	0.75
26 京都	1.24	1.19	3.51	1.10	1.21	7.04	0.40	0.88	0.21
27 大阪	1.23	0.92	4.51	1.13	1.27	6.89	1.36	1.52	0.41
28 兵庫県	0.98	0.88	3.75	0.79	0.84	7.28	1.25	1.16	0.50
29 奈良	0.78	0.86	3.06	0.40	0.52	5.95	1.04	0.84	0.57
30 和歌山	0.95	1.09	2.94	1.02	0.64	12.34	1.27	0.79	0.74
31 鳥取	0.92	0.92	3.37	1.37	0.69	15.37	0.80	0.44	0.84
32 島根	0.88	1.05	2.82	0.89	0.62	11.11	0.83	0.44	0.87
33 岡山	0.74	0.99	2.52	0.77	0.61	9.77	1.53	0.93	0.76
34 広島	1.14	0.87	4.42	1.19	0.71	12.97	1.87	1.18	0.73
35 山口	1.03	0.74	4.69	0.93	0.62	11.61	1.33	0.77	0.79
36 徳島	0.93	1.47	2.13	0.51	0.53	7.45	0.95	0.65	0.67
37 香川	1.20	1.05	3.85	0.67	0.62	8.36	1.30	0.83	0.72
38 愛媛	1.14	1.17	3.28	0.66	0.58	8.81	1.06	0.66	0.74
39 高知	1.35	1.37	3.32	0.76	0.59	9.97	0.95	0.58	0.75
40 福岡	1.19	1.09	3.68	0.83	0.86	7.47	0.46	0.78	0.27
41 佐賀	1.31	1.28	3.45	0.82	0.60	10.58	0.71	0.42	0.78
42 長崎	1.13	1.06	3.59	1.05	0.72	11.29	0.71	0.43	0.76
43 熊本	1.24	1.29	3.24	0.92	0.63	11.30	0.76	0.45	0.78
44 大分	1.05	1.13	3.13	1.16	0.62	14.48	0.99	0.57	0.80
45 宮崎	1.06	1.35	2.65	0.73	0.58	9.74	0.76	0.45	0.78
46 鹿児島	1.10	1.13	3.28	0.67	0.51	10.17	0.56	0.36	0.72
47 沖縄	0.39	0.92	1.43	0.55	0.67	6.35	0.33	0.23	0.66
1人あたり全国 平均(千円)	7.7	228	3.37	3.2	4.1	7.74	6.1	131	0.46
変動係数	0.20	0.20	0.23	0.35	0.38	0.42	0.31	0.43	0.59

第11章 税源の地域間偏在とその調整

付表11 - 8 財政による地域所得調整効果（対比）

	県民所得	国税三税負担額 (帰着ベース)	地方政府の歳入	地方交付税	国庫支出金	財政補助金 +	県民可処分所得		地方交付税受取前の 地方政府歳入 -
							-	+	
1 北海道	0.93	0.81	1.32	1.73	1.63	1.67	1.01	1.24	
2 青森	0.74	0.57	1.19	1.85	1.57	1.69	0.85	1.05	
3 岩手	0.74	0.59	1.27	2.07	1.48	1.74	0.85	1.11	
4 宮城	0.92	0.79	0.95	1.14	1.02	1.07	0.94	0.92	
5 秋田	0.77	0.61	1.30	2.06	1.53	1.77	0.88	1.14	
6 山形	0.80	0.61	1.16	1.78	1.35	1.54	0.89	1.03	
7 福島	0.82	0.72	1.08	1.57	1.25	1.39	0.88	0.98	
8 茨城	0.88	0.77	0.88	1.04	0.83	0.92	0.90	0.85	
9 栃木	0.91	0.82	0.91	0.93	0.86	0.89	0.92	0.91	
10 群馬	0.89	0.80	0.98	1.08	0.95	1.01	0.91	0.96	
11 埼玉県	0.92	0.87	0.70	0.66	0.57	0.61	0.90	0.71	
12 千葉県	0.92	0.82	0.75	0.64	0.64	0.64	0.90	0.77	
13 東京都	1.54	1.98	0.98	0.05	0.56	0.34	1.39	1.17	
14 神奈川県	1.11	1.11	0.72	0.26	0.53	0.41	1.05	0.82	
15 新潟	0.83	0.70	1.17	1.53	1.36	1.43	0.90	1.09	
16 富山	0.93	0.90	1.11	1.33	1.16	1.24	0.97	1.07	
17 石川	0.92	0.81	1.15	1.43	1.16	1.28	0.97	1.10	
18 福井	0.89	0.81	1.28	1.72	1.44	1.57	0.96	1.19	
19 山梨	0.85	0.72	1.17	1.95	1.29	1.58	0.93	1.01	
20 長野	0.90	0.84	1.09	1.44	1.09	1.24	0.94	1.02	
21 岐阜	0.87	0.77	0.98	1.27	0.93	1.08	0.90	0.92	
22 静岡県	0.94	1.02	0.84	0.60	0.78	0.70	0.91	0.89	
23 愛知県	1.08	1.27	0.84	0.33	0.67	0.52	1.01	0.95	
24 三重	0.91	0.78	0.99	1.25	1.05	1.14	0.95	0.94	
25 滋賀	0.91	0.83	1.08	1.21	1.00	1.09	0.94	1.05	
26 東京都	1.03	1.07	0.92	0.96	0.84	0.39	1.01	0.91	
27 大阪府	1.16	1.28	0.92	0.36	0.70	0.55	1.09	1.03	
28 兵庫県	1.02	0.97	0.95	0.76	0.83	0.80	1.01	0.99	
29 奈良	0.89	0.75	0.95	1.42	0.92	1.14	0.93	0.86	
30 和歌山	0.79	0.71	1.18	1.67	1.32	1.48	0.86	1.07	
31 鳥取	0.80	0.69	1.48	2.19	1.84	1.99	0.92	1.34	
32 島根	0.78	0.65	1.51	2.48	1.89	2.15	0.92	1.31	
33 岡山	0.98	0.84	1.04	1.23	1.07	1.14	1.00	1.00	
34 広島	1.01	0.99	0.98	0.92	1.05	0.99	1.01	1.00	
35 山口	0.87	0.88	1.10	1.24	1.20	1.22	0.90	1.07	
36 徳島	0.82	0.70	1.35	2.05	1.59	1.79	0.92	1.21	
37 香川県	0.91	0.85	1.04	1.28	1.03	1.14	0.94	0.99	
38 愛媛	0.83	0.70	1.05	1.56	1.23	1.38	0.89	0.94	
39 高知県	0.79	0.67	1.56	2.38	2.20	2.28	0.94	1.38	
40 福岡	1.06	1.05	1.04	1.11	1.23	1.17	1.07	1.02	
41 佐賀	0.81	0.67	1.20	1.85	1.52	1.67	0.90	1.07	
42 長崎	0.79	0.62	1.15	1.77	1.59	1.67	0.88	1.02	
43 熊本	0.83	0.77	1.11	1.68	1.41	1.53	0.90	0.99	
44 大分	0.78	0.66	1.17	1.71	1.46	1.57	0.87	1.05	
45 宮崎	0.77	0.62	1.19	1.80	1.63	1.71	0.87	1.06	
46 鹿児島	0.71	0.58	1.21	1.98	1.71	1.83	0.83	1.05	
47 沖縄	0.66	0.42	1.13	1.89	2.04	1.98	0.80	0.98	
1人あたり全国平均(千円)	1,605	149	386	66	84	150	1,606	320	
変動係数	0.18	0.30	0.21	0.69	0.45	0.55	0.11	0.14	

付表11 - 9 可処分所得と財政支出に関する試算（対比）

	ケース(I)		ケース(II)		ケース(III)		ケース(IV)		
	可処分所得	財政支出	可処分所得	財政支出	可処分所得	財政支出	可処分所得	財政支出	
1	北海道	0.93	0.99	0.97	1.15	0.98	1.17	1.01	1.32
2	青森	0.74	0.75	0.80	0.97	0.80	0.97	0.85	1.19
3	岩手	0.74	0.83	0.80	1.08	0.97	1.02	0.85	1.27
4	宮城	0.92	0.84	0.93	0.90	0.93	0.89	0.94	0.95
5	秋田	0.77	0.85	0.83	1.10	0.82	1.05	0.88	1.30
6	山形	0.80	0.80	0.85	1.00	0.84	0.96	0.89	1.16
7	福島	0.82	0.82	0.85	0.97	0.65	0.94	0.88	1.08
8	茨城	0.88	0.82	0.89	0.87	0.89	0.84	0.90	0.88
9	栃木	0.91	0.89	0.92	0.91	0.91	0.90	0.92	0.91
10	群馬	0.89	0.90	0.90	0.95	0.90	0.93	0.91	0.98
11	埼玉県	0.92	0.80	0.91	0.77	0.91	0.14	0.90	0.70
12	千葉県	0.92	0.82	0.91	0.79	0.91	0.78	0.90	0.75
13	東京都	1.54	1.61	1.47	1.28	1.47	1.31	1.39	0.98
14	神奈川県	1.11	0.99	1.08	0.85	1.08	0.87	1.05	0.72
15	新潟	0.83	0.88	0.86	1.02	0.86	1.02	0.90	1.17
16	富山	0.93	0.98	0.95	1.06	0.95	1.04	0.97	1.11
17	石川	0.92	0.97	0.95	1.08	0.94	1.05	0.97	1.15
18	福井	0.89	0.99	0.92	1.14	0.92	1.13	0.96	1.28
19	山梨	0.85	0.84	0.90	1.05	0.88	0.96	0.93	1.17
20	長野	0.90	0.94	0.92	1.04	0.91	0.99	0.94	1.09
21	岐阜	0.87	0.86	0.87	0.94	0.88	0.89	0.90	0.98
22	静岡県	0.94	0.97	0.92	0.89	0.93	0.91	0.91	0.84
23	愛知県	1.08	1.13	1.04	0.97	1.04	1.00	1.01	0.84
24	三重	0.91	0.86	0.93	0.94	0.93	0.91	0.95	0.99
25	滋賀	0.91	0.98	0.93	1.04	0.92	1.01	0.94	1.08
26	京都	1.03	0.99	1.02	0.97	1.02	0.94	1.01	0.92
27	大阪	1.16	1.20	1.12	1.04	1.13	1.07	1.09	0.92
28	兵庫県	1.02	1.02	1.01	0.98	1.01	0.99	1.01	0.95
29	奈良	0.89	0.80	0.92	0.92	0.90	0.84	0.93	0.95
30	和歌山	0.79	0.88	0.83	1.04	0.82	1.01	0.86	1.18
31	鳥取	0.80	0.98	0.86	1.23	0.86	1.23	0.92	1.48
32	島根	0.78	0.93	0.86	1.24	0.85	1.20	0.92	1.51
33	岡山	0.98	0.93	0.99	0.99	0.99	0.98	1.00	1.04
34	広島	1.01	0.98	1.01	0.97	1.01	1.00	1.01	0.98
35	山口	0.87	0.97	0.89	1.04	0.89	1.04	0.90	1.10
36	徳島	0.82	0.93	0.87	1.16	0.86	1.12	0.92	1.35
37	香川	0.91	0.93	0.93	1.00	0.92	0.97	0.94	1.04
38	愛媛	0.83	0.79	0.86	0.93	0.85	0.90	0.89	1.05
39	高知	0.79	0.93	0.86	1.23	0.87	1.26	0.94	1.56
40	福岡	1.06	0.99	1.06	1.00	1.07	1.03	1.07	1.04
41	佐賀	0.81	0.81	0.86	1.02	0.85	1.00	0.90	1.20
42	長崎	0.79	0.75	0.83	0.94	0.84	0.95	0.88	1.15
43	熊本	0.83	0.81	0.86	0.97	0.86	0.95	0.90	1.11
44	大分	0.78	0.81	0.83	0.99	0.83	0.99	0.87	1.17
45	宮崎	0.77	0.77	0.82	0.97	0.83	0.99	0.87	1.19
46	鹿児島	0.71	0.73	0.77	0.97	0.77	0.97	0.83	1.21
47	沖縄	0.66	0.53	0.72	0.78	0.74	0.88	0.80	1.13
1人あたり全国平均(千円)		1,605	386	1,605	386	1,605	386	1,605	386
変動係数		0.18	0.18	0.14	0.10	0.14	0.11	0.11	0.21

第11章 税源の地域間偏在とその調整

	付表11-10 財政支出の可処分 所得に対する比率	付表11-11 財政補助金におけ る受益と負担の比 率	付表11-12 国庫支出金と地方交付税の受益率		
			財政支出/ 県民可処分所得	財政補助金の受益率	地方交付税の受益率
	%				
1 北海道	31.3	2.06	2.12	2.00	
2 青森	33.7	3.00	3.28	2.77	
3 岩手	36.1	2.94	3.50	2.50	
4 宮城	24.3	1.36	1.45	1.29	
5 秋田	35.5	2.89	3.37	2.50	
6 山形	31.4	2.51	2.90	2.20	
7 福島	29.5	1.93	2.18	1.73	
8 茨城	23.6	1.19	1.35	1.07	
9 栃木	23.9	1.08	1.13	1.05	
10 群馬	26.0	1.27	1.35	1.19	
11 埼玉県	18.8	0.70	0.76	0.66	
12 千葉県	20.0	0.78	0.78	0.78	
13 東京都	16.8	0.17	0.02	0.28	
14 神奈川県	16.5	0.37	0.23	0.48	
15 新潟	31.3	2.03	2.17	1.93	
16 富山	27.7	1.37	1.47	1.29	
17 石川	28.7	1.57	1.75	1.43	
18 福井	32.2	1.74	2.14	1.79	
19 山梨	30.3	2.19	2.70	1.79	
20 長野	28.0	1.47	1.71	1.29	
21 岐阜	26.1	1.41	1.65	1.22	
22 静岡県	22.2	0.69	0.59	0.76	
23 愛知県	20.1	0.41	0.26	0.53	
24 三重	25.3	1.46	1.60	1.34	
25 滋賀	27.7	1.31	1.45	1.20	
26 京都	21.9	0.84	0.90	0.79	
27 大阪	20.2	0.43	0.28	0.55	
28 兵庫県	22.7	0.82	0.78	0.85	
29 奈良	24.8	1.53	1.90	1.24	
30 和歌山	32.7	2.08	2.35	1.86	
31 鳥取	38.6	2.90	3.18	2.67	
32 島根	39.3	3.32	3.82	2.92	
33 岡山	25.0	1.35	1.46	1.27	
34 広島	23.4	1.00	0.93	1.06	
35 山口	29.4	1.38	1.40	1.35	
36 徳島	35.3	2.57	2.94	2.28	
37 香川	26.7	1.35	1.52	1.22	
38 愛媛	28.3	1.98	2.25	1.77	
39 高知	39.8	3.38	3.53	3.26	
40 福岡	23.2	1.12	1.06	1.17	
41 佐賀	32.0	2.50	2.77	2.28	
42 長崎	31.3	2.68	2.84	2.55	
43 熊本	29.7	1.98	2.18	1.82	
44 大分	32.3	2.39	2.61	2.22	
45 宮崎	32.8	2.76	2.92	2.63	
46 鹿児島	35.3	3.17	3.43	2.96	
47 沖縄	34.0	4.74	4.53	4.90	
1人あたり全国 平均	% 24.0	1.00	1.00	1.00	
変動係数	0.30	1.24	1.42	1.11	

結語 地方分権の条件

わが国において分権システムへの要望が高まっているといっても、カナダ、アメリカの連邦制度のようなものをすぐに導入すべきだということにはならない。分権、集権のどちらのシステムが良いかは、一概には云えない。

国土の広さ、過去の歴史的経緯、経済発展の水準、その国の文化的、社会的な背景など、いくつもの要因を考慮に入れ総合的に判断されるべきであろう。ただわが国に関して云えば、最近の地方分権重視のムードは、行きすぎた中央集権の弊害が目立ちそのシステムに限界があるとの認識から出発している。

事実日本においては近代国家の成立以降、一貫して中央集権のメカニズムが機能してきた。そして今日なお、その大勢に変化は見られない。かかる状況の下で、なぜ今地方分権の重要性を強調する必要があるのであろうか。三つの大きな理由があると思う。

- (1) 住民選好の把握
- (2) 受益と負担の明確化
- (3) 国・地方全体の行政の簡素化、効率化

おのおのの理由について、余り詳しく説明する必要はないであろう。公共サービスの便益あるいは租税負担をどう決定すべきかは、議会制民主政治を前提とする限り社会の個々の構成員の選好に依存する。この選好は、より身近な政府で把握される方が正確であり、効率的であろう。と同時に、住民の政府便益に対する選好は必ず自己の負担水準と対応させて考えられねばならない。この仕組みが制度的に保証されないと、他人のフトコロのみ当てにし、コスト意識がなくなり、その一方で財政需要の要求のみ高まることになる。そしてまた集権のメカニズムで、税収を中央政府に集中させ、それを補助金のルートで地方政府に配分する形態をとると、どうしても行政が複雑になる。中央 - 地方政府間にムダな機構が数多く作られ、政府規模の肥大化につながることになる。

以上述べた三つの理由が主要なものだが、まだほかにも地方分権の促進のための積極的な理由は存在しよう。例えば、中央省庁のタテ割り行政の弊害が今日、まともに地方政府の行動を縛っている。分権化の方向で、地方により独自の権限と、より自由な財源を与えれば、行政の総合性が確保され、より効率的な財政運営が可能となる。我が国の現状を前提とすれば、中央政府に、より多くの権限を集中させるより、地方に少なくとも現在以上に権限を分散させ、その創意工夫を活用する方が、活力ある経済社会の形成には望ましいといえるだろう。

しかし今日、地方分権をやみくもに押し進めてよいかといえ、いくつかの疑問が残る。地方分権に対する反対も、まだまだ根強いものがある。例えば、(1)分権システムは行政の不効率を招きはしないか、(2)地域ごとに行政サービス水準の格差が拡大しすぎないか、あるいは、(3)地方政府に十分な行政処理能力があるのか、これらが代表的な反対意見である。そしてその背後に根強い地方不信感が存在するといえよう。

かくして地方分権を積極的に推進するためには、いくつかの前提条件が満たされる必要が生じてくる。少なくとも満たされるべき二つの前提条件がある。

- (1) ナショナル・ミニマムの達成
- (2) 地方自治の自覚

(1)の条件は今日ほぼ充足され、地方分権の促進のために大きな障害にならないと考えられる。いくつかの統計データで実証されるように、地域間の所得水準、生活水準の極端な不均衡は今日ほとんど解消されている⁽¹⁾。また公共サービスの地域別配分もこれまで地方に手厚く、今日、文教・福祉・社会資本などの基本的なニーズは全国的に十分に充足されている⁽²⁾。かかる点から一般的に、ナショナル・ミニマムはほぼ達成されたと言ってもよいだろう。国民的な視点からミニマムの水準が各地で達成されたあとは、画一的にそれを高めるのではなく、各地方の独自の選択により、特色あるコミュニティ

(1) 参照、金森久雄(1980)

(2) 参照、石・長谷川・秦(1981)

作りに励むべきである。

地方分権を志向するにあたり、問題は(2)の条件の方にある。地方自治の自覚とは、次のような二つの要素から成り立っているように思う。一つは、市民の責任ある行動である。「物とり主義」、「住民エゴ」と言われる無責任な態度でなく、自分達の地域社会を作るという責任ある行動こそが、地方自治の基礎になければならない。

もう一つは、地方公共団体がどれだけ行政能力を発揮しうるかという点である。国、民間より高い給与・退職金、ずさんな定員管理、非効率な行政サービスなど、いずれもが地方自治体に対する不信感を助長する。この点、労働組合の責任も問われてこよう。

このような二つの要素からなる地方自治の自覚は、残念ながら、現在まだ十分に確立しているとは言えまい。今後の地方分権の促進の成否は、この点がどの程度、実質的に改善されるかに依存しているといってもよい。

以上、いくつもの角度から我が国における地方分権のあるべき姿を模索してきた。その姿をまとめると、「責任と能力を伴った地方政府に、大幅な財源と権限が与えられること」と規定できよう。仮にこのような状況が実現すると、地方公共団体の間に競争原理が導入されることになる。健全なコミュニティ作りは、この競争により一層促進されるはずである。

参 考 文 献

- H. E. Brazer, " City Expenditures in the United States, " Occasional paper 66, (NBER, 1959.)
- A. Breton, " A Theory of Government Grants, " *Canadian Journal of Economics and Political Science*, Vol. 31, No. 2, (May 1965).
- A. Breton, " Public Goods and the Stability of Federalism, " *Kyklos*, Vol. 23,(1970).
- J. Buchanan, " Federalism and Fiscal Equity, " *American Economic Review*,Vol. 40, No. 4, (Sep. 1950).
- J. Buchanan, " An Economic Theory of Clubs, " *Econometrica*, Vol. 32, No.1, (Feb. 1965).
- E. M. Gramlich, " State and Local Government and Their Budget Constraint " *International Economic Review*, (June 1969).
- E. M. Gramlich, H. Galper, C. Scott and H. Wignjowijoto, " A Model of Central City Fiscal Behavior, " *Issues in Urban Public Finance*, International Institute of Public Finance, (1973).
- E. M. Gramlich, and H. Galper, " State and Local Behavior and Federal Grant Policy, " *Brockings Paper on Economic Activity*, Vol. 1, (1973).
- A. H. Hansen and H. S. Perloff, *State and Local Finance in the National Economy* (N. Y.; W. W. Norton & Co., Ltd. (1944).
- N. M. Hansen, " The Structure and Determinants of Local Public Investment Expenditures, " *Review of Economics and Statistics*, (May 1965).
- J. M. Henderson, " Local Government Expenditures: A Social Welfare Analysis, " *ibid.*, (May 1968).
- W. Z. Hirsch, " Expenditure Implications of Metropolitan Growth and Consolidation. " *ibid.*, (Aug. 1959).
- J. M. Litvack and W. E. Oates, " Group Size and the Output of Public Goods: Theory and an Application to State-Local Finance in the United States, " *Public Finance*, Vol. 25, No. 1, (1970).
- R. Mackean, " Public Spending " (N. Y.; McGraw-Hill, 1968).

- R. A. Musgrave, "Theories of Fiscal Federalism," *Public Finance*, Vol. 24, No. 4, (1969).
- R. A. Musgrave and P. B. Musgrave, "Public Finance in Theory and Practice" (N. Y.; McGraw-Hill, 1973).
- W. E. Oates, "The Theory of Public Finance in a Fiscal System," *Canadian Journal of Economics*, Vol. 1, No. 1, (Feb. 1968).
- W. E. Oates, "Fiscal Federalism" (N. Y.; Harcourt Brace, 1972).
- M. Olson, Jr., "The Principle of Fiscal Equivalence: The Division of Responsibilities among Different Levels of Government," *American Economic Review*, Vol. 59, No. 2, (May 1969).
- M. Olson, Jr., "Fiscal Federalism" (N. Y.; Harcourt Brace Jar. Inc.: 1972).
- M. Olson, Jr. and R. Zechhauser, "An Economic Theory of Alliances," *Review of Economics and Statistics*, Vol. 48, (Aug. 1966).
- Ontario, Ministry of Treasury and Economics, *Ontario Papers on Federal-Provincial Fiscal Arrangements*, (1981).
- G. J. Stigler, "The Tenable Range of Functions of Local Government," Joint Economic Committee, *Federal Expenditure Policy for Economic Growth and Stability*, (Nov. 1957).
- L. Thuron, "The Theory of Grants-in-Aid," *National Tax Journal*, Vol. 19, (Dec. 1966).
- C. M. Tiebout, "An Economic Theory of Fiscal Decentralization," *Public Finance: Need, Sources and Utilization*, (NBER, 1961).
- C. M. Tiebout, "A Pure Theory of Local Expenditure," *Journal of Political Economy*, Vol. 64, No. 5, (Oct. 1956).
- J. A. Wilde, "Grants-in-Aid: The Analytics of Design and Response," *National Tax Journal*, Vol. 24, No. 2, (June 1971).
- 石 弘光「アメリカにおける都市再開発と連邦補助金」『昭和55年度長期地方財政研究委員会報告書』(地方自治協会) 1981年3月
- 石 弘光・山下道子「補助金の経済分析」『経済研究』第33巻3号, 1982年7月
- 石 弘光・長谷川正・秦邦昭「受益と負担の地域構造分析」『季刊現代経済』第46号, 1981年12月

参 考 文 献

- 関西経済連合会『補助金の現状と問題点』1981年
- 金森久雄編『日本経済と地方分権』(日本経済新聞社)1980年
- 経済企画庁経済研究所『公共サービスにおける補助金の役割』1982年3月。
- 経済企画庁経済研究所「地域間における受益と負担の帰着の再分配効果」(石 弘光
ほか共同執筆)『経済分析』第86号,1982年5月
- 経済企画庁経済研究所「予算編成における公共的意思決定過程の研究」(野口悠紀雄
ほか共同執筆)『経済研究所研究シリーズ33』1979年
- 鈴木慶明「補助金」(ぎょうせい),1977年
- 鈴木慶明「まちづくり読本」1~5巻(新日本法規),1978年
- 野口悠紀雄「政府の意思決定に関する実証研究:批判的展望」『一橋大学経済学研究
年報』Vol.22,1979年

図 表 目 次

第1部 受益と負担の地域別帰着

表1 - 1	分析対象項目	8
表1 - 2	受益の推計上の分類	9
表1 - 3	受益の項目別分類（昭和52年度）	10
表1 - 4	受益の配分基準	12
表1 - 5	負担の配分基準	17
表2 - 1	受益の総括表	22
図2 - 1	受益合計（対比）	27
図2 - 2	受益合計（災害復旧等事業費を除く，対比）	28
図2 - 3	受益率（災害復旧等事業費を除く）	31
表3 - 1	負担の総括表	34
図3 - 1	負担合計（法人税50%基準，対比）	36
図3 - 2	負担率（法人税50%基準）	38
表4 - 1	受益の地域格差決定要因分析：回帰分析の結果（一人 当り）	42
表4 - 2	受益の地域格差決定要因分析：回帰分析の結果（絶対 額）	43
表4 - 3	負担の地域格差決定要因分析：回帰分析の結果（一人 当り）	46
表4 - 4	負担の地域格差決定要因分析：回帰分析の結果（絶対 額）	47
図4 - 1	県民所得（対比）	48
表5 - 1	負担と受益との関係（一人当り，対比）	50
図5 - 1	受益と負担の関係（昭和35年度）	51
図5 - 2	受益と負担の関係（昭和40年度）	51
図5 - 3	受益と負担の関係（昭和45年度）	52

図5 - 4	受益と負担の関係（昭和52年度）	52
表5 - 2	負担と受益との関係（一人当たり，相对比）	53
表5 - 3	受益と負担の総括表（法人税50%基準）	54
図5 - 5	受益と負担の関係	56
表5 - 4	純受益の地域格差決定要因分析：回帰分析の結果（一人当たり）	58
図5 - 6	トランスファー率（受益合計中災害復旧等事業費を除き，負担合計中公債金を含む。法人税50%基準）	59
表6 - 1	公共事業（国の直轄及び補助事業）の決定要因	63
表6 - 2	公共事業（地方単独事業）の決定要因	64
表6 - 3	公共事業（地方単独事業）の決定要因	65
表6 - 4	公共事業（国の直轄及び補助事業）と県民所得	67
図6 - 1	公共事業（国の直轄及び補助事業）と県民所得	67
別表1	受益合計の項目別分類（昭和35年度）	78
別表2	受益合計の項目別分類（昭和40年度）	80
別表3	受益合計の項目別分類（昭和45年度）	82

第2部 地方財政と補助金

表7 - 1	補助金の所管別分類	88
表7 - 2	地方財政計画（昭和56年度）	89
図7 - 1	定額補助金	90
図7 - 2	定率補助金	90
図7 - 3	制約つき定額補助金	91
図7 - 4	制約つき定率補助金	91
図7 - 5	一般的な補助金	92
表7 - 3	補助金の経費別分類	93
図7 - 6	国庫支出金の対前年度伸び率（予算ベース）	93
表7 - 4	国庫支出金の経済性質別構成比	94
表7 - 5	零細な国庫支出金の割合	96

図 表 目 次

表7 - 6	国庫支出金の交付ルート	97
図8 - 1	完全なマッピング	99
図8 - 2	地方分権とパレート効率性	102
図8 - 3	行政区と公共財便益の範囲	103
図8 - 4	中央政府の主要経費別分類の流れ（昭和55年度）	106
表8 - 1	中央政府のサービス分類	108
表8 - 2	地方政府の公共サービス（昭和54年度）	109
付表8 - 1	中央政府の主要経費別分類（昭和55年度）	112
表9 - 1	補助事業の補助率	122
表9 - 2	モデルの推計結果	123
表9 - 3	補助金の10%削減が都道府県の財政支出に及ぼすイン パクト	126
表10 - 1	中央政府から地方政府への移転	134
表10 - 2	交付税譲与税配付金特別会計（昭和55年度決算）	136
表10 - 3	地方交付税の財源	137
表10 - 4	地方政府サービスの受益と負担（昭和52年度）	138
表10 - 5	ロジットモデルによる都道府県普通建設事業の財源分 析（昭和55年度）	141
表10 - 6	目的別経費に対する充当財源の弾力性	144
表10 - 7	自主財源の拡大が地方財政に及ぼす影響（試算）	147
表11 - 1	地方政府の歳入内訳（構成比）	150
表11 - 2	地方政府の歳入に占める地方税の割合	150
表11 - 3	租税の分類	151
表11 - 4	都道府県別1人当たり税収の偏在度（変動係数）	153
表11 - 5	個別税収の都道府県偏在度	154
表11 - 6	課税ベースの都道府県偏在度	155
表11 - 7	実効税率の地域格差	157
表11 - 8	財政による地域所得調整効果	159
表11 - 9	可処分所得と財政支出に関する試算	160

表11 - 9 - 1	ケース (I) 財政補助金なし	161
表11 - 9 - 2	ケース (II) 地方交付税による調整後	161
表11 - 9 - 3	ケース (III) 国庫支出金による調整後	162
表11 - 9 - 4	ケース (IV) 両者による調整後	162
表11 - 10	ケース (IV) における財政支出の可処分所得に対する比率	163
表11 - 11	財政補助金における受益と負担の比率	163
表11 - 12	国庫支出金と地方交付税の受益率	164
付表11 - 1	歳入に占める地方税の割合	165
付表11 - 2	税収の偏在度 (相対比)	167
付表11 - 3	国税の偏在度 (相対比)	168
付表11 - 4	都道府県税の偏在度 (相対比)	169
付表11 - 5	市町村税の偏在度 (相対比)	170
付表11 - 6	課税ベースの偏在度 (相対比)	171
付表11 - 7	実効税率の地域格差 (相対比)	172
付表11 - 8	財政による地域所得調整効果 (相対比)	173
付表11 - 9	可処分所得と財政支出に関する試算 (相対比)	174
付表11 - 10	財政支出の可処分所得に対する比率	175
付表11 - 11	財政補助金における受益と負担の比率	175
付表11 - 12	国庫支出金と地方交付税の受益率	175

